



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

(省 令)

○船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則の一部を改正する省令
(厚生労働・国土交通・環境一)

(告 示)

○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示
(財務五四、五六、五七、五九)

○国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示 (同五五)
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示 (同五八)

○史跡に指定する件 (文部科学二二三)
○特別史跡に地域を追加して指定する件 (同二四)

○史跡に地域を追加して指定し、名称を改める件 (同二五)

○史跡に地域を追加して指定する件 (同二六)

八 六 五 四 三 二 一

○名勝に指定する件 (同二七)
○天然記念物に地域を追加して指定する件 (同二八)
○記念物を登録記念物に登録する件 (同二九)

(官庁報告)

官庁事項

令和六年度第三・四半期における予算使用の状況 (内閣)
令和六年度第三・四半期における国庫の状況 (同)

労働

最低工賃の改正決定に関する公示
(青森労働局最低工賃公示一)

(公 告)

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

司法書士名簿登録等、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会公示送達関係

地方公共団体

教育職員免許状失効、行旅死亡人関係

会社その他

会社決算公告

二 三 三 三 七 三 三 二

省 令

○厚生労働省
○国土交通省令第一号
環境省

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律 (令和六年法律第四十六号) の一部の施行に伴い、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月十日

厚生労働大臣 福岡 資麿
国土交通大臣 中野 洋昌
環境大臣 浅尾慶一郎

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則の一部を改正する省令

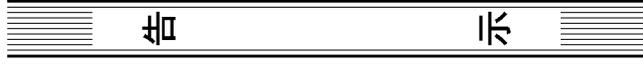
船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則 (平成三十一年国土交通省令第一号) の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改正後	改正前
	(再資源化解体の許可の申請) 第二条 (略) 2・3 (略)	(再資源化解体の許可の申請) 第二条 (略) 2・3 (略)
	4 法第十条第二項第七号 (法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 四 (略)	4 法第十条第二項第七号 (法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 四 (略)
	五 申請者が法人である場合においては、法人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成二十五年法律第二十七号) 第二条第十六項に規定する法人番号をいう。)及びその役員の精神の機能の障害の有無	五 申請者が法人である場合においては、法人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成二十五年法律第二十七号) 第二条第十五項に規定する法人番号をいう。)及びその役員の精神の機能の障害の有無
	六 十 (略)	六 十 (略)

附 則

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日 (令和七年四月一日) から施行する。



○財務省告示第五十四号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年二月三日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年三月十日

財務大臣 加藤 勝信

- 名称及び記号 国庫短期証券（第1284回）
- 発行の根拠法律及びその条項 財政法（昭和22年法律第34号）第7条第1項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第9条第1項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第1項、第94条第2項、同条第4項、第95条第1項、第136条第1項及び第137条第1項
- 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
- 発行方法 価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第1非価格競争入札発行」という。）
- 募入決定の方法
 - 価格競争入札発行 各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
 - 国債市場特別参加者・第1非価格競争入札発行 各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
- 発行額
 - 価格競争入札発行 額面金額で3,426,680,000,000円
 - 国債市場特別参加者・第1非価格競争入札発行 額面金額で1,073,300,000,000円
- 払込金額
 - 価格競争入札発行 3,423,844,925,800円
 - 国債市場特別参加者・第1非価格競争入札発行 1,072,412,380,900円
- 最低額面金額 50,000円
- 振替単位 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
- 発行日 令和7年2月3日
- 発行価格
 - 価格競争入札発行 額面金額100円につき99円91銭3厘5毛以上のそれぞれの応募価格
 - 国債市場特別参加者・第1非価格競争入札発行 額面金額100円につき99円91銭7厘3毛
- 償還期限 令和7年5月7日
ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。

- 償還金額 額面金額100円につき100円
- 元金支払場所 日本銀行
- 入札参加者 財務大臣から通知を受けた者
- 払込期日 令和7年2月3日

○財務省告示第五十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年二月十日に発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年三月十日

財務大臣 加藤 勝信

- 名称及び記号 国庫短期証券（第1285回）
- 発行の根拠法律及びその条項 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成24年法律第101号）第3条第1項並びに財政法（昭和22年法律第34号）第7条第1項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第9条第1項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第1項、第94条第2項、同条第4項、第95条第1項、第136条第1項及び第137条第1項
- 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
- 発行方法 価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第1非価格競争入札発行」という。）
- 募入決定の方法
 - 価格競争入札発行 各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
 - 国債市場特別参加者・第1非価格競争入札発行 各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
- 発行額
 - 価格競争入札発行 額面金額で2,693,090,000,000円
うち、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき発行した割引短期国債については、額面金額で800,000,000,000円、財政法第7条第1項、財政融資資金法第9条第1項並びに特別会計に関する法律第83条第1項、第94条第2項、同条第4項、第95条第1項、第136条第1項及び第137条第1項の規定に基づき発行した政府短期証券については、額面金額で1,893,090,000,000円
 - 国債市場特別参加者・第1非価格競争入札発行 財政法第7条第1項、財政融資資金法第9条第1項並びに特別会計に関する法律第83条第1項、第94条第2項、同条第4項、第95条第1項、第136条第1項及び第137条第1項の規定に基づき発行した政府短期証券については、額面金額で806,900,000,000円
- 払込金額
 - 価格競争入札発行 2,688,075,090,800円
 - 国債市場特別参加者・第1非価格競争入札発行 805,399,166,000円

- 8 最低額面金額 50,000円
- 9 振替単位 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
- 10 発行日 令和7年2月10日
- 11 発行価格
 - (1) 価格競争入札発行 額面金額100円につき99円81銭2厘以上のそれぞれの応募価格
 - (2) 国債市場特別参加者・第1非価格競争入札発行 額面金額100円につき99円81銭4厘
- 12 償還期限 令和7年8月12日
ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
- 13 償還金額 額面金額100円につき100円
- 14 元金支払場所 日本銀行
- 15 入札参加者 財務大臣から通知を受けた者
- 16 払込期日 令和7年2月10日

○財務省告示第五十六号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年二月十日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年三月十日

財務大臣 加藤 勝信

- 1 名称及び記号 国庫短期証券（第1286回）
- 2 発行の根拠法律及びその条項 財政法（昭和22年法律第34号）第7条第1項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第9条第1項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第1項、第94条第2項、同条第4項、第95条第1項、第136条第1項及び第137条第1項
- 3 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
- 4 発行方法 価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第1非価格競争入札発行」という。）
- 5 募入決定の方法
 - (1) 価格競争入札発行 各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
 - (2) 国債市場特別参加者・第1非価格競争入札発行 各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
- 6 発行額
 - (1) 価格競争入札発行 額面金額で3,440,460,000,000円
 - (2) 国債市場特別参加者・第1非価格競争入札発行 額面金額で1,059,500,000,000円
- 7 払込金額
 - (1) 価格競争入札発行 3,437,795,094,800円
 - (2) 国債市場特別参加者・第1非価格競争入札発行 1,058,678,887,500円

- 8 最低額面金額 50,000円
- 9 振替単位 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
- 10 発行日 令和7年2月10日
- 11 発行価格
 - (1) 価格競争入札発行 額面金額100円につき99円91銭8厘以上のそれぞれの応募価格
 - (2) 国債市場特別参加者・第1非価格競争入札発行 額面金額100円につき99円92銭2厘5毛
- 12 償還期限 令和7年5月12日
ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
- 13 償還金額 額面金額100円につき100円
- 14 元金支払場所 日本銀行
- 15 入札参加者 財務大臣から通知を受けた者
- 16 払込期日 令和7年2月10日

○財務省告示第五十七号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年二月十七日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年三月十日

財務大臣 加藤 勝信

- 1 名称及び記号 国庫短期証券（第1287回）
- 2 発行の根拠法律及びその条項 財政法（昭和22年法律第34号）第7条第1項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第9条第1項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第1項、第94条第2項、同条第4項、第95条第1項、第136条第1項及び第137条第1項
- 3 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
- 4 発行方法 価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第1非価格競争入札発行」という。）
- 5 募入決定の方法
 - (1) 価格競争入札発行 各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
 - (2) 国債市場特別参加者・第1非価格競争入札発行 各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
- 6 発行額
 - (1) 価格競争入札発行 額面金額で3,430,440,000,000円
 - (2) 国債市場特別参加者・第1非価格競争入札発行 額面金額で1,069,500,000,000円

7 払込金額	
(1) 価格競争入札発行	3,427,790,150,000円
(2) 国債市場特別参加者・第1非価格競争入札発行	1,068,674,346,000円
8 最低額面金額	50,000円
9 振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10 発行日	令和7年2月17日
11 発行価格	
(1) 価格競争入札発行	額面金額100円につき99円92銭以上のそれぞれの応募価格
(2) 国債市場特別参加者・第1非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円92銭2厘8毛
12 償還期限	令和7年5月19日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13 償還金額	額面金額100円につき100円
14 元金支払場所	日本銀行
15 入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16 払込期日	令和7年2月17日
○財務通告第五十八号	
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十項の規定に基づき、令和七年二月二十日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。	
令和七年三月十日 財務大臣 加藤 勝信	
1 名称及び記号	国庫短期証券（第1288回）
2 発行の根拠法律及びその条項	財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成24年法律第101号）第3条第1項並びに東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）第69条第4項、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和5年法律第32号）第7条第1項及び特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第1項
3 振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4 発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第1非価格競争入札発行」という。）
5 募入決定の方法	
(1) 価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
(2) 国債市場特別参加者・第1非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

6 発行額	
(1) 価格競争入札発行	額面金額で2,444,690,000,000円 うち、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき発行した割引短期国債については、額面金額で201,221,850,000円、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第69条第4項の規定に基づき発行した割引短期国債については、額面金額で14,648,950,000円、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第7条第1項の規定に基づき発行した割引短期国債については、額面金額で704,276,600,000円、特別会計に関する法律第46条第1項の規定に基づき発行した割引短期国債については、額面金額で1,524,542,600,000円
(2) 国債市場特別参加者・第1非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第1項の規定に基づき発行した割引短期国債について、額面金額で755,300,000,000円
7 払込金額	
(1) 価格競争入札発行	2,429,843,239,900円
(2) 国債市場特別参加者・第1非価格競争入札発行	750,715,329,000円
8 最低額面金額	50,000円
9 振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10 発行日	令和7年2月20日
11 発行価格	
(1) 価格競争入札発行	額面金額100円につき99円38銭1厘以上のそれぞれの応募価格
(2) 国債市場特別参加者・第1非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円39銭3厘
12 償還期限	令和8年2月20日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13 償還金額	額面金額100円につき100円
14 元金支払場所	日本銀行
15 入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16 払込期日	令和7年2月20日
○財務通告第五十九号	
政府資金調達専務救済票（平成十一年大蔵省令第六十号）第五条第十項の規定に基づき、令和七年三月十五日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。	
令和七年三月十日 財務大臣 加藤 勝信	
1 名称及び記号	国庫短期証券（第1289回）
2 発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第7条第1項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第9条第1項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第1項、第94条第2項、同条第4項、第95条第1項、第136条第1項及び第137条第1項
3 振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4 発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第1非価格競争入札発行」という。）

<p>5 募入決定の方法</p> <p>(1) 価格競争入札発行 各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。</p> <p>(2) 国債市場特別参加者・第1非価格競争入札発行 各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。</p>	<p>6 発行 額</p> <p>(1) 価格競争入札発行 額面金額で3,429,490,000,000円</p> <p>(2) 国債市場特別参加者・第1非価格競争入札発行 額面金額で1,070,500,000,000円</p> <p>7 払込金額</p> <p>(1) 価格競争入札発行 3,426,874,740,450円</p> <p>(2) 国債市場特別参加者・第1非価格競争入札発行 1,069,683,208,500円</p> <p>8 最低額面金額 50,000円</p> <p>9 振替単位 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。</p> <p>10 発行日 令和7年2月25日</p> <p>11 発行価格</p> <p>(1) 価格競争入札発行 額面金額100円につき99円92銭5毛以上のそれぞれの応募価格</p> <p>(2) 国債市場特別参加者・第1非価格競争入札発行 額面金額100円につき99円92銭3厘7毛</p> <p>12 償還期限 令和7年5月26日</p> <p>ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。</p> <p>13 償還金額 額面金額100円につき100円</p> <p>14 元金支払場所 日本銀行</p> <p>15 入札参加者 財務大臣から通知を受けた者</p> <p>16 払込期日 令和7年2月25日</p> <p>○文部科学省告示第二十三号</p> <p>文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第百九条第一項の規定に基づき、次の表に掲げる記念物を史跡に指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。</p> <p>令和七年三月十日 文部科学大臣 阿部 俊子</p> <table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>地 域</th> </tr> <tr> <td>松倉城跡</td> <td>岐阜県高山市松倉町</td> <td>二〇五九番、二〇七二番二、二〇八三番二、二〇八四番一、二〇八四番二</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同 上岡本町</td> <td>二七二六番、二七二七番、二七五七番、二七六一番、二七六三番、二七六四番、二七六五番、二七六六番、二七六七番、二七六八番、二七六九番、二七七八番、二七八〇番、二八一三番一、二八一三番二、二八一四番一、二八一四番二</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同 越後町</td> <td>一四二五番、一四二六番一、一四二六番二、二五〇九番二</td> </tr> </table>	名称	所在地	地 域	松倉城跡	岐阜県高山市松倉町	二〇五九番、二〇七二番二、二〇八三番二、二〇八四番一、二〇八四番二		同 上岡本町	二七二六番、二七二七番、二七五七番、二七六一番、二七六三番、二七六四番、二七六五番、二七六六番、二七六七番、二七六八番、二七六九番、二七七八番、二七八〇番、二八一三番一、二八一三番二、二八一四番一、二八一四番二		同 越後町	一四二五番、一四二六番一、一四二六番二、二五〇九番二
名称	所在地	地 域											
松倉城跡	岐阜県高山市松倉町	二〇五九番、二〇七二番二、二〇八三番二、二〇八四番一、二〇八四番二											
	同 上岡本町	二七二六番、二七二七番、二七五七番、二七六一番、二七六三番、二七六四番、二七六五番、二七六六番、二七六七番、二七六八番、二七六九番、二七七八番、二七八〇番、二八一三番一、二八一三番二、二八一四番一、二八一四番二											
	同 越後町	一四二五番、一四二六番一、一四二六番二、二五〇九番二											

<p>前知遺跡</p> <p>福岡県筑紫野市大字 筑紫</p> <p>同 大字若江</p> <p>六六四番一のうち実測八九八・四一平方メートル、六六四番二のうち実測八五・二四平方メートル、六六四番六のうち実測四四・一八平方メートル、六六四番七のうち実測一〇九・九平方メートル、七四四番五のうち実測三〇四・六〇平方メートル、七四四番三のうち実測三〇四・六〇平方メートル</p> <p>三〇〇四番一のうち実測二〇六三・三六平方メートル、三〇〇四番二のうち実測一四四・六四平方メートル、三〇〇四番三のうち実測一四四・八八平方メートル、三〇〇四番四のうち実測一四四・八八平方メートル、三〇〇四番五のうち実測一四四・八八平方メートル、三〇〇四番六のうち実測一四四・八八平方メートル、三〇〇四番七のうち実測一四四・八八平方メートル</p> <p>福岡県筑紫野市大字若江三〇四番一と同大字筑紫六六四番一に挟まれるまでの道路敷のうち実測二九・九六平方メートルを含む。</p> <p>福岡県筑紫野市文化財担当部局に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>備考 一筆の土地及び道路敷のうち一部のみを指定するものについては、筑紫野市文化財担当部局に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>島原城跡</p> <p>長崎県島原市内一丁目</p> <p>同 城内二丁目</p> <p>同 新馬場町</p> <p>九五一番、九五二番</p> <p>長崎県島原市内一丁目一・二・三番一と同一・二・三番六に挟まれるまでの道路敷のうち実測四三〇・五六平方メートルを含む。</p> <p>備考 道路敷のうち一部のみを指定するものについて、島原市文化財担当部局に備え置いて縦覧に供する。</p>
---	---

名称	上	欄	所在地	下	欄	地	域
藤原宮跡			奈良県橿原市高殿町			二二二番一、二二二番二、二二二番三、二二二番四、二二二番五、二二二番六、二二二番七、二二二番八、二二二番九、二二二番一〇、二二二番一一、二二二番一二、二二二番一三、二二二番一四、二二二番一五、二二二番一六、二二二番一七、二二二番一八、二二二番一九、二二二番二〇、二二二番二一、二二二番二二、二二二番二三、二二二番二四、二二二番二五、二二二番二六、二二二番二七、二二二番二八、二二二番二九、二二二番三〇、二二二番三一、二二二番三二、二二二番三三、二二二番三四、二二二番三五、二二二番三六、二二二番三七、二二二番三八、二二二番三九、二二二番四〇、二二二番四一、二二二番四二、二二二番四三、二二二番四四、二二二番四五、二二二番四六、二二二番四七、二二二番四八、二二二番四九、二二二番五〇、二二二番五一、二二二番五二、二二二番五三、二二二番五四、二二二番五五、二二二番五六、二二二番五七、二二二番五八、二二二番五九、二二二番六〇、二二二番六一、二二二番六二、二二二番六三、二二二番六四、二二二番六五、二二二番六六、二二二番六七、二二二番六八、二二二番六九、二二二番七〇、二二二番七一、二二二番七二、二二二番七三、二二二番七四、二二二番七五、二二二番七六、二二二番七七、二二二番七八、二二二番七九、二二二番八〇、二二二番八一、二二二番八二、二二二番八三、二二二番八四、二二二番八五、二二二番八六、二二二番八七、二二二番八八、二二二番八九、二二二番九〇、二二二番九一、二二二番九二、二二二番九三、二二二番九四、二二二番九五、二二二番九六、二二二番九七、二二二番九八、二二二番九九、二二二番一〇〇	
			奈良県橿原市高殿町			二二二番一、二二二番二、二二二番三、二二二番四、二二二番五、二二二番六、二二二番七、二二二番八、二二二番九、二二二番一〇、二二二番一一、二二二番一二、二二二番一三、二二二番一四、二二二番一五、二二二番一六、二二二番一七、二二二番一八、二二二番一九、二二二番二〇、二二二番二一、二二二番二二、二二二番二三、二二二番二四、二二二番二五、二二二番二六、二二二番二七、二二二番二八、二二二番二九、二二二番三〇、二二二番三一、二二二番三二、二二二番三三、二二二番三四、二二二番三五、二二二番三六、二二二番三七、二二二番三八、二二二番三九、二二二番四〇、二二二番四一、二二二番四二、二二二番四三、二二二番四四、二二二番四五、二二二番四六、二二二番四七、二二二番四八、二二二番四九、二二二番五〇、二二二番五一、二二二番五二、二二二番五三、二二二番五四、二二二番五五、二二二番五六、二二二番五七、二二二番五八、二二二番五九、二二二番六〇、二二二番六一、二二二番六二、二二二番六三、二二二番六四、二二二番六五、二二二番六六、二二二番六七、二二二番六八、二二二番六九、二二二番七〇、二二二番七一、二二二番七二、二二二番七三、二二二番七四、二二二番七五、二二二番七六、二二二番七七、二二二番七八、二二二番七九、二二二番八〇、二二二番八一、二二二番八二、二二二番八三、二二二番八四、二二二番八五、二二二番八六、二二二番八七、二二二番八八、二二二番八九、二二二番九〇、二二二番九一、二二二番九二、二二二番九三、二二二番九四、二二二番九五、二二二番九六、二二二番九七、二二二番九八、二二二番九九、二二二番一〇〇	
			奈良県橿原市高殿町			二二二番一、二二二番二、二二二番三、二二二番四、二二二番五、二二二番六、二二二番七、二二二番八、二二二番九、二二二番一〇、二二二番一一、二二二番一二、二二二番一三、二二二番一四、二二二番一五、二二二番一六、二二二番一七、二二二番一八、二二二番一九、二二二番二〇、二二二番二一、二二二番二二、二二二番二三、二二二番二四、二二二番二五、二二二番二六、二二二番二七、二二二番二八、二二二番二九、二二二番三〇、二二二番三一、二二二番三二、二二二番三三、二二二番三四、二二二番三五、二二二番三六、二二二番三七、二二二番三八、二二二番三九、二二二番四〇、二二二番四一、二二二番四二、二二二番四三、二二二番四四、二二二番四五、二二二番四六、二二二番四七、二二二番四八、二二二番四九、二二二番五〇、二二二番五一、二二二番五二、二二二番五三、二二二番五四、二二二番五五、二二二番五六、二二二番五七、二二二番五八、二二二番五九、二二二番六〇、二二二番六一、二二二番六二、二二二番六三、二二二番六四、二二二番六五、二二二番六六、二二二番六七、二二二番六八、二二二番六九、二二二番七〇、二二二番七一、二二二番七二、二二二番七三、二二二番七四、二二二番七五、二二二番七六、二二二番七七、二二二番七八、二二二番七九、二二二番八〇、二二二番八一、二二二番八二、二二二番八三、二二二番八四、二二二番八五、二二二番八六、二二二番八七、二二二番八八、二二二番八九、二二二番九〇、二二二番九一、二二二番九二、二二二番九三、二二二番九四、二二二番九五、二二二番九六、二二二番九七、二二二番九八、二二二番九九、二二二番一〇〇	
			奈良県橿原市高殿町			二二二番一、二二二番二、二二二番三、二二二番四、二二二番五、二二二番六、二二二番七、二二二番八、二二二番九、二二二番一〇、二二二番一一、二二二番一二、二二二番一三、二二二番一四、二二二番一五、二二二番一六、二二二番一七、二二二番一八、二二二番一九、二二二番二〇、二二二番二一、二二二番二二、二二二番二三、二二二番二四、二二二番二五、二二二番二六、二二二番二七、二二二番二八、二二二番二九、二二二番三〇、二二二番三一、二二二番三二、二二二番三三、二二二番三四、二二二番三五、二二二番三六、二二二番三七、二二二番三八、二二二番三九、二二二番四〇、二二二番四一、二二二番四二、二二二番四三、二二二番四四、二二二番四五、二二二番四六、二二二番四七、二二二番四八、二二二番四九、二二二番五〇、二二二番五一、二二二番五二、二二二番五三、二二二番五四、二二二番五五、二二二番五六、二二二番五七、二二二番五八、二二二番五九、二二二番六〇、二二二番六一、二二二番六二、二二二番六三、二二二番六四、二二二番六五、二二二番六六、二二二番六七、二二二番六八、二二二番六九、二二二番七〇、二二二番七一、二二二番七二、二二二番七三、二二二番七四、二二二番七五、二二二番七六、二二二番七七、二二二番七八、二二二番七九、二二二番八〇、二二二番八一、二二二番八二、二二二番八三、二二二番八四、二二二番八五、二二二番八六、二二二番八七、二二二番八八、二二二番八九、二二二番九〇、二二二番九一、二二二番九二、二二二番九三、二二二番九四、二二二番九五、二二二番九六、二二二番九七、二二二番九八、二二二番九九、二二二番一〇〇	

○文部科学省告示第二十四号
文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第九十九条第一項及び第二項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる特別史跡に同表の下欄に掲げる地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。
令和七年三月十日
文部科学大臣 阿部 俊子

名称	上	欄	所在地	下	欄	地	域
越高遺跡			長崎県対馬市上県町字八ヤコ			三〇番、三五番、四〇番、四三番、四九番、五八番へのうち実測二七三平方メートル、五八番チ	
白杵城跡			大分県白杵市大字白杵字祇園洲			長崎県対馬市上県町字八ヤコ三〇番に西接し同四三番に西接するまでの無番地に囲まれ同三五番と同四〇番に西接するまでの道路敷を含む。	
与論城跡			鹿児島県大島郡与論町大字立長字辺後地			備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を長崎県文化財担当部局及び対馬市文化財担当部局に備え置いて縦覧に供する。	
			同 大字麦屋字前平			三二四九番一、三二六〇番、三二七四番一、三二七四番二、三二七四番三、三二七四番四、三二七四番五、三二七四番六、三二七四番七、三二七四番八、三二七四番九、三二七四番一〇、三二七四番一一、三二七四番一二、三二七四番一三、三二七四番一四、三二七四番一五、三二七四番一六、三二七四番一七、三二七四番一八、三二七四番一九、三二七四番二〇、三二七四番二一、三二七四番二二、三二七四番二三、三二七四番二四、三二七四番二五、三二七四番二六、三二七四番二七、三二七四番二八、三二七四番二九、三二七四番三〇、三二七四番三一、三二七四番三二、三二七四番三三、三二七四番三四、三二七四番三五、三二七四番三六、三二七四番三七、三二七四番三八、三二七四番三九、三二七四番四〇、三二七四番四一、三二七四番四二、三二七四番四三、三二七四番四四、三二七四番四五、三二七四番四六、三二七四番四七、三二七四番四八、三二七四番四九、三二七四番五〇、三二七四番五一、三二七四番五二、三二七四番五三、三二七四番五四、三二七四番五五、三二七四番五六、三二七四番五七、三二七四番五八、三二七四番五九、三二七四番六〇、三二七四番六一、三二七四番六二、三二七四番六三、三二七四番六四、三二七四番六五、三二七四番六六、三二七四番六七、三二七四番六八、三二七四番六九、三二七四番七〇、三二七四番七一、三二七四番七二、三二七四番七三、三二七四番七四、三二七四番七五、三二七四番七六、三二七四番七七、三二七四番七八、三二七四番七九、三二七四番八〇、三二七四番八一、三二七四番八二、三二七四番八三、三二七四番八四、三二七四番八五、三二七四番八六、三二七四番八七、三二七四番八八、三二七四番八九、三二七四番九〇、三二七四番九一、三二七四番九二、三二七四番九三、三二七四番九四、三二七四番九五、三二七四番九六、三二七四番九七、三二七四番九八、三二七四番九九、三二七四番一〇〇	

○文部科学省告示第二十五号
文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第九十九条第一項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる史跡に同表の中欄に掲げる地域を追加して指定し、その名称を改めて同表の下欄に掲げるとおりましたので、同条第三項の規定に基づき告示する。
令和七年三月十日
文部科学大臣 阿部 俊子

名称	上	欄	所在地	下	欄	地	域
大宰府跡			福岡県大宰府市観音寺三丁目			四一八番八、四二五番一	
			福岡県大宰府市観音寺三丁目			備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を長崎県文化財担当部局に備え置いて縦覧に供する。	

上	欄	中	欄	下						
<p>土佐遍路道 竹林寺道 禅師峰寺道 清瀧寺境 内 青龍寺道 観自在寺道</p>	<p>平成一八 年文部省 告示第百 四十八号 及 平成一七 年文部省 告示第百 十七号</p>	<p>最御崎寺道 高知県室戸 市 高知県室戸 市 高知県室戸 市 高知県室戸 市 高知県室戸 市 高知県室戸 市</p>	<p>高知県室戸市下ノ加江字浦喜屋敷一 高知県土佐清水市下ノ加江字浦喜屋敷一 一四番同字浦喜屋敷一二二番に扶 まれ西峠山三〇五八番四二番に扶 ○五八番一七四・六六平方メートル うち実測一七四・六六平方メートル 備考 道路敷のうち一部のみを指定する ものについて、当該地域に関する実測図 を高く知財担当部に備え置いて縦覧に 供する 市文化財担当部に備え置いて縦覧に 供する 備考 参考図の詳細は高知県文化財担当 局及び室戸市文化財担当部に備え置 いて縦覧に供する。</p>	<p>平成一五 年文部省 告示第百 四十二号 及 平成一六 年文部省 告示第百 四十九号 及 平成一七 年文部省 告示第百 四十八号 及 平成一八 年文部省 告示第百 四十七号</p>	<p>讃岐遍路道 曼荼羅寺 道 普通寺境 内 根香寺道 志度寺境 内 大窪寺道</p>	<p>平成一五 年文部省 告示第百 四十二号 及 平成一六 年文部省 告示第百 四十九号 及 平成一七 年文部省 告示第百 四十八号 及 平成一八 年文部省 告示第百 四十七号</p>	<p>甲山寺境内 寺川弘通 寺土井 宇土井 同 字 甲 山</p>	<p>高知県室戸市室戸岬町字大坊ヤシキ四〇 五四番に北接し同六九三九番六七に東接 するまでの道路敷 参考図のとおり 参考図のとおり 参考図のとおり 参考図のとおり</p>	<p>備考 一筆の土地のうち一部のみを指定 するものについて、当該地域に関する実 測図を高く知財担当部に備え置いて縦 覧に供する 市文化財担当部に備え置いて縦覧に 供する</p>	<p>讃岐遍路道 曼荼羅寺 道 普通寺境 内 甲山寺境 内 普通寺境 内 根香寺道 志度寺境 内 大窪寺道</p>



報 告 書

目 次

内閣は、財政法第46条第2項の規定によって、令和6年度第3・四半期における予算使用の状況を次のとおり報告する。

令和6年度第3・四半期予算使用の状況（財務省調査）

1. 一般会計

(1) 概 要

令和6年度第3・四半期中における収納済歳入額は、34,984,724,291千円であって、これに対して当期中における支出済歳出額は、24,085,352,263千円であり、収納済歳入額が支出済歳出額を超過する額は、10,899,372,027千円である。

(2) 歳 入

令和6年度第3・四半期中の収納済歳入額は、34,984,724,291千円であって、歳入予算額126,514,973,726千円に対して27.6%（前年同期42.6%）の収入割合となる。これを前年同期54,359,440,881千円に比べると19,374,716,590千円の減少となる。

これは、公債金において11,158,434,436千円、前年度剰余金受入において8,721,147,879千円の減少があったこと等のためである。

以下、その性質別内訳についてみると次のとおりである。

(単位千円 千円未満切捨)

区 分	6年度第3・四半期	前 年 同 期
租 税 及 印 紙 収 入	14,858,886,527	13,066,072,246
官 業 益 金 及 官 業 収 入	17,955,040	18,555,773
政 府 資 産 整 理 収 入	23,822,348	12,995,013
雑 収 入	400,593,882	1,698,769,040
公 債 金	7,060,699,829	18,219,134,265
前 年 度 剰 余 金 受 入	12,622,766,662	21,343,914,541
計	34,984,724,291	54,359,440,881

また、当期末における収納済歳入額は、63,373,054,709千円であって、歳入予算額(126,514,973,726千円)に対して50.0%（前年同期60.9%）の収入割合となる。

なお、上記収納済歳入額(63,373,054,709千円)に、国税収納金整理資金から一般会計への組入未済額13,486,950,671千円を加えると当期末までの収納済額は、76,860,005,380千円となり、歳入予算額(126,514,973,726千円)に対して60.7%（前年同期70.6%）の収入割合となる。

(3) 歳 出

令和6年度第3・四半期中の支出済歳出額は、24,085,352,263千円であって、歳出予算現額137,578,249,935千円に対して17.5%（前年同期17.6%）の支出割合となる。これを前年同期25,626,159,761千円に比べると1,540,807,497千円の減少となる。

これは、地方交付税交付金において1,557,309,627千円の増加があったが、防衛力強化のための資金へ繰入において2,222,320,124千円、エネルギー需給構造高度化対策費において、717,470,590千円の減少があったこと等のためである。

以下、所管別内訳についてみると次のとおりである。

(単位千円 千円未満切捨)

所 管	6年度第3・四半期	前 年 同 期
皇 室 費	1,107,041	1,428,257
国 会	37,995,317	37,461,423

裁 判 所	94,798,137	92,536,254
会 計 検 査 院	4,818,532	4,531,953
内 閣 府	29,901,942	19,270,487
内 務 省	450,764,383	227,773,403
外 務 省	29,086,171	23,506,191
法 務 省	3,486,443,538	2,447,770,986
外 務 省	233,488,797	223,330,798
財 務 省	177,229,230	178,303,540
文 部 科 学 省	6,427,127,671	8,363,052,380
厚 生 労 働 省	1,423,460,362	1,462,358,474
農 林 水 産 省	7,733,366,931	7,749,324,092
経 済 産 業 省	672,384,352	881,183,737
国 土 交 通 省	698,296,104	1,530,097,087
環 境 省	992,908,614	973,128,750
防 衛 省	49,313,031	32,878,144
計	1,542,862,103	1,378,223,797
	24,085,352,263	25,626,159,761

また、当期末における支出済歳出額は、85,379,589,404千円であって、歳出予算現額(137,578,249,935千円)に対して62.0%（前年同期60.4%）の支出割合となる。

以上の詳細は、別表第1のとおりである。

(注) 上記の各計数は、千円未満を切り捨てている。

2. 特別会計

(1) 歳 入

令和6年度第3・四半期中の各特別会計の収納済歳入額合計は、88,121,278,883千円であって、歳入予算額合計436,794,237,136千円に対して20.1%（前年同期20.4%）の収入割合となる。これを前年同期89,176,170,788千円に比べると1,054,891,905千円の減少となる。

これは、財政投融资特別会計財政融資資金勘定において7,300,855,463千円、交付税及び譲与税配付金特別会計において1,513,125,323千円の増加があったが、国債整理基金特別会計において6,697,531,315千円、年金特別会計厚生年金勘定において2,053,033,335千円、外国為替資金特別会計において1,085,683,841千円の減少があったこと等のためである。

また、当期末における収納済歳入額合計は、334,193,459,147千円であって、歳入予算額合計(436,794,237,136千円)に対して76.5%（前年同期77.3%）の収入割合となる。

なお、国税収納金整理資金からの組入未済額381,534,235千円がある。

(2) 歳 出

令和6年度第3・四半期中の各特別会計の支出済歳出額合計は、92,259,889,723千円であって、歳出予算現額合計436,567,411,096千円に対して21.1%（前年同期19.1%）の支出割合となる。これを前年同期83,908,333,037千円に比べると8,351,556,686千円の増加となる。

これは、財政投融资特別会計財政融資資金勘定において7,260,885,109千円の増加があったこと等のためである。

また、当期末における支出済歳出額合計は、331,356,981,926千円であって、歳出予算現額合計(436,567,411,096千円)に対して75.9%（前年同期76.7%）の支出割合となる。

以上の詳細は、別表第2のとおりである。

(注) 上記の各計数は、千円未満を切り捨てている。

別表第 1

(1) 令和 6 年度第 3 ・ 四半期一般会計歳入収納状況調

(単位千円 千円未満切捨)

科 目	歳 入 予 算 額	収 納 済 歳 入 額			歳入予算額と収納済歳入額との差(△は減)	収 入 率 (%)
		第 1 ・ 四半期分	第 2 ・ 四半期分	第 3 ・ 四半期分		
1000-00 租 税 及 印 紙 収 入 税	73,435,000,000	171,660,739	6,803,142,561	14,858,886,527	△ 51,601,310,171	29.7
1100-00 租 税	72,393,000,000	70,310,627	6,547,675,472	14,615,803,646	△ 51,159,210,253	29.3
1101-00 所 得 税	20,109,000,000	—	3,942,997,281	3,825,868,129	△ 12,340,134,589	38.6
1102-00 法 人 税	18,054,000,000	—	210,227,972	1,476,111,306	△ 16,367,660,721	9.3
1103-00 相 続 費 税	3,387,000,000	12,235,045	491,234,948	867,287,051	△ 2,016,242,954	40.4
1120-00 消 費 税	24,343,000,000	—	618,449,091	6,928,397,687	△ 16,796,153,221	31.0
1104-00 酒 税	1,209,000,000	4,445,284	206,126,414	306,926,512	△ 691,501,788	42.8
1118-00 た ば こ 税	948,000,000	604,646	270,264,344	218,479,321	△ 458,651,687	51.6
1106-00 揮 発 油 税	2,018,000,000	22,612	337,815,092	427,914,719	△ 1,252,247,574	37.9
1107-00 石 油 税	4,000,000	1,473	741,786	1,119,258	△ 2,137,482	46.5
1117-00 航 空 機 油 税	32,000,000	61	7,987,960	8,559,379	△ 15,452,598	51.7
1154-00 石 油 税	606,000,000	—	98,257,176	118,832,350	△ 388,910,473	35.8
1123-00 電 源 開 発 進 進 税	311,000,000	—	69,354,231	85,752,987	△ 155,892,780	49.8
1116-00 自 動 車 重 量 税	402,000,000	13,170,271	81,406,620	95,794,232	△ 211,628,876	47.3
				計		

(参考) 令和6年度第3・四半期の国税収納金整理資金の受払状況は、次のとおりである。

(単位千円 千円未満切捨)

科 目	収 納 済 額			計
	第1・四半 期分	第2・四半 期分	第3・四半 期分	
1. 歳入組入資金分	入			
各 税 受 入 金	6,755,487,194	23,667,671,482	23,345,962,369	53,769,121,046
源泉所得税受入金	11,334,516	32,068,007	20,778,612	64,181,136
源泉所得税及復興特別所得税受入金	2,675,676,388	5,530,439,796	3,601,136,520	11,807,252,705
申告所得税受入金	2,381,577	1,412,137	1,452,824	5,246,540
申告所得税及復興特別所得税受入金	69,515,785	584,561,064	697,810,102	1,351,886,952
法人税受入金	372,995,303	2,494,609,543	6,275,103,142	9,142,707,989
地方法人税受入金	41,414,523	277,631,336	737,865,878	1,056,911,739
復興特別法人税受入金	9,829	9,912	5,010	24,753
相続税受入金	266,887,343	792,305,941	1,025,960,633	2,085,153,917
地価税受入金	1,914	1,222	1,687	4,824
消費税受入金	47,298	19,037	33,541	99,878
消費税及地方消費税受入金	2,688,217,665	11,590,814,824	9,409,147,654	23,688,180,144
酒税受入金	22,647,419	397,617,516	199,846,516	620,111,452
たばこ税受入金	136	0	-	136
たばこ税及たばこの特別税受入金	126,385,186	344,072,715	203,244,711	673,702,612
石油石炭税受入金	29,259,821	200,745,598	124,157,465	354,162,885
国際観光旅客税受入金	3,888,909	12,694,179	12,615,268	29,198,357
旧税受入金	-	-	101	101

電源開発促進税受入金	27,397,838	98,770,548	57,221,731	183,390,118
揮発油税及地方揮発油税受入金	9,503,982	726,998,438	431,457,247	1,167,959,669
石油ガソリン税受入金	653,329	2,318,467	2,021,063	4,992,859
自動車重量税受入金	109,054,767	176,127,071	170,334,281	455,516,120
航空機燃料税受入金	5,086,288	14,826,669	9,327,177	29,240,135
とん税及特別とん税受入金	4,735,761	5,027,683	5,137,858	14,901,303
関税受入金	144,749,358	254,713,314	225,427,380	624,890,054
印紙収入受入金	143,642,247	129,886,456	135,875,954	409,404,658
滞納処分費等受入金	34,440	30,169	83,618	148,229
計	6,755,521,635	23,667,701,652	23,346,045,988	53,769,269,275

科 目	支 払 決 定 済 額 及 び 歳 入 組 入 額			
	第1・四半 期分	第2・四半 期分	第3・四半 期分	計
各税還付金(本年度分)	5,799,570,663	7,564,070,630	4,517,684,021	17,881,325,315
小 計	5,799,570,663	7,564,070,630	4,517,684,021	17,881,325,315
一般会計各税組入金	126,178,906	6,679,901,164	14,741,572,452	21,547,652,524
交付税及び譲与税配付金特別会計各税組入金	38,421,433	225,564,322	646,497,475	910,483,231
国債整理基金特別会計組入金	10,821,558	23,294,631	28,516,120	62,632,310
東日本大震災復興特別会計各税組入金	7,667,812	97,385,673	78,847,244	183,900,729
滞納処分費等組入金	8,653	28,621	96,414	133,690
小 計	183,098,365	7,026,174,412	15,495,529,707	22,704,802,486
合 計	5,982,669,028	14,590,245,043	20,013,213,729	40,586,127,801

なお、上記のほか還付金時効益等の組入金は、一般会計組入金にあつては 410,239 千円、交付税及び譲与税配付金特別会計組入金にあつては 4,305 千円、国債整理基金特別会計組入金にあつては 0 千円、東日本大震災復興特別会計組入金にあつては 6,750 千円である。

2. 歳入組入外資金分

(1) 受 入

科 目	収 納 済			額 計
	第 1・四半 期分	第 2・四半 期分	第 3・四半 期分	
各税送金資金返納金	306,226	155,045	124,031	585,302
一般国税等送金資金返納金	61,759	69,207	64,982	195,948
源泉所得税及復興特別所得税送金資金返納金	160,051	24,235	10,002	194,289
申告所得税及復興特別所得税送金資金返納金	80,911	57,283	43,973	182,167
地方法人税送金資金返納金	2,614	3,288	4,475	10,379
復興特別法人税送金資金返納金	0	0	-	0

(2) 支 払

石油ガス税送金資金返納金	-	0	-	0
自動車重量税送金資金返納金	889	1,030	597	2,517
航空機燃料税送金資金返納金	-	0	-	0
前年度繰越資金受入金	-	-	1,681,930,651	1,681,930,651
合 計	306,226	155,045	1,682,054,682	1,682,515,954

科 目	支 払 決 定 済 額 及 び 歳 入 組 入 額			
	第 1・四半 期分	第 2・四半 期分	第 3・四半 期分	計
各税還付金(過年度分)	76,484	86,517	64,583	227,585
還付金時効益等組入金	252,411	107,676	61,207	421,295
合 計	328,895	194,193	125,791	648,880

(2) 令和6年度第3・四半期一般会計所管別、組織別、項別歳出支出状況調

(単位千円 千円未満切捨)

所管、組織、項別	歳出予算現額	支出				計	歳出予算残額	支出歩合(%)
		第1・四半期分	第2・四半期分	第3・四半期分				
01 皇室費	324,000	162,000	—	162,000	324,000	—	64.1	
001 内廷	10,533,845	514,390	1,948,340	822,075	3,284,806	7,249,038		
002 宮廷	263,724	130,591	—	122,965	253,557	10,166		
003 皇室費	11,121,569	806,981	1,948,340	1,107,041	3,862,363	7,259,205	34.7	
02 衆議院	69,187,560	16,972,049	11,808,315	19,487,137	48,267,502	20,920,058	69.7	
001 衆議院	66,436,889	16,944,741	11,707,861	19,110,366	47,762,969	18,673,919		
002 衆議院	2,743,671	27,307	100,453	376,771	504,532	2,239,138		
009 衆議院	7,000	—	—	—	—	7,000		
011 参議院	42,055,818	10,399,828	7,346,820	11,713,936	29,460,586	12,595,231	70.0	
012 参議院	40,755,498	10,399,719	7,288,292	11,612,344	29,300,356	11,455,141		
019 参議院	1,295,320	109	58,528	101,592	160,230	1,135,089		
021 国立国会図書館	29,511,079	4,639,128	4,225,224	6,718,789	15,583,141	13,927,937	52.8	
022 国立国会図書館	27,552,839	4,639,106	3,744,098	6,714,861	15,098,065	12,454,774		
031 裁判官	1,958,240	22	481,126	3,928	485,076	1,473,163		
041 裁判官	135,705	37,781	22,299	41,039	101,119	34,585	74.5	
02 国裁	110,806	32,599	19,062	34,415	86,077	24,728	77.6	
001 最高裁判所	141,000,969	32,081,388	23,421,722	37,995,317	93,498,428	47,502,541	66.3	
002 下級裁判所	367,688,254	84,703,235	56,460,673	94,798,137	235,962,046	131,726,207	64.1	
003 検察審査会	91,088,304	18,919,292	14,341,350	19,269,814	52,530,457	38,557,847		
004 裁判所	213,264,491	62,160,219	37,120,139	68,180,048	167,460,408	45,804,082		
005 裁判所	281,998	54,911	66,667	75,027	196,606	85,391		
009 裁判所	41,099,533	2,593,068	4,055,981	4,677,913	11,326,964	29,772,568		
03 会計検査院	21,945,927	975,742	876,533	2,595,333	4,447,609	17,498,317		
04 会計検査院	8,000	—	—	—	—	8,000		
04 会計検査院	367,688,254	84,703,235	56,460,673	94,798,137	235,962,046	131,726,207	64.1	

04	会計検査院所管合計	17,584,448	4,014,336	2,605,168	4,818,532	11,438,037	6,146,410	65.0
05	内閣府官房管	203,973,974	8,456,503	15,934,864	27,053,892	51,445,260	152,528,713	25.2
001	内閣府官房共通施設費	88,657,382	6,517,713	6,530,877	9,482,372	22,530,963	66,126,418	
002	内閣府官房施設費	2,645,945	2,246	26,381	5,675	34,302	2,611,643	
831	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	7,647,594	116,085	499,233	509,863	1,125,182	6,522,412	
003	情報収集衛星業務費	103,975,854	1,819,560	8,869,989	16,930,943	27,620,493	76,355,361	
004	情報収集衛星施設費	1,047,197	897	8,383	125,037	134,318	912,878	
011	内閣府法制局	1,220,433	287,096	189,627	335,560	812,284	408,148	66.5
830	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	1,047,718	269,351	170,094	301,860	741,306	306,411	
021	人事院	11,359,379	2,064,180	1,605,449	2,512,489	6,182,119	5,177,259	54.4
829	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	11,069,269	2,061,493	1,598,994	2,505,149	6,165,637	4,903,631	
05	内閣府所管合計	216,553,787	10,807,780	17,729,942	29,901,942	58,439,665	158,114,122	26.9
06	内閣府本府管	2,410,592,393	86,596,824	26,174,057	40,370,870	153,141,752	2,257,450,640	6.3
001	内閣府共通施設費	27,925,648	6,011,724	4,724,203	7,423,245	18,159,172	9,766,476	
002	内閣府施設費	6,567,258	218,550	111,816	224,266	554,633	6,012,625	
003	公文書等管理政策費	769,036	2,190	4,634	9,066	15,891	753,144	
004	独立行政法人国立公文書館運営費	2,572,379	702,501	588,945	687,673	1,979,119	593,260	
059	独立行政法人国立公文書館施設整備費	407,094	—	—	—	—	407,094	
005	行政府広報推進費	13,758,299	252,654	1,414,170	2,192,357	3,859,181	9,899,117	
050	了又行政政策費	2,468,365	—	279	1,882	2,162	2,466,202	
007	経済財政政策費	3,822,991	64,127	43,512	95,003	202,644	3,620,346	
009	地方創生支援費	87,218,650	8,060	12,211	278,557	298,828	86,919,822	

287	物価高騰対応地方創生推進費	1,875,527,054	—	—	—	—	—	1,875,527,054	—
288	地方創生地域産業基盤整備事業推進費	9,000,000	—	—	—	—	—	9,000,000	—
289	地域経済活性化支援費	3,100,000	—	—	—	—	—	3,100,000	—
006	遺棄化学兵器廃棄処理事業費	82,702,642	3,041,635	7,247,905	—	5,500,039	15,789,580	66,913,061	—
285	孤独・孤立対策推進費	3,253,368	—	—	—	12,611	12,611	3,240,756	—
013	防災政策推進費	141,993,860	67,831,845	2,063,150	—	2,422,752	72,317,748	69,676,111	—
191	原子力災害対策費	5,631,141	—	—	—	—	—	5,631,141	—
193	電源開発促進税財源原子力安全規制対策費工不九半一対策特別会計へ繰入	11,382,499	—	—	—	—	—	11,382,499	—
015	沖繩組政策費	43,495,847	6,839,269	5,455,737	—	5,951,224	18,246,231	25,249,616	—
187	沖繩振興交付金事業推進費	43,566,338	—	1,767,780	—	8,595,947	10,363,727	33,202,611	—
055	沖繩振興特定事業推進費	12,988,554	140,060	—	—	1,628,898	1,768,958	11,219,596	—
188	沖繩北部連携促進特別振興事業費	4,959,444	221	242	—	1,845,103	1,845,567	3,113,876	—
022	沖繩教育振興事業費	1,471,929	—	—	—	—	—	1,471,929	—
028	沖繩縄開発事業費	37,637	—	—	—	—	—	37,637	—
032	共生社会政策費	1,785,192	11,291	23,315	—	756,550	791,158	994,033	—
033	栄典行政費	2,740,224	330,410	639,913	—	533,003	1,503,327	1,236,896	—
034	男女共同参画社会形成促進費	4,443,076	9,108	119,908	—	211,773	340,790	4,102,285	—
038	食品安全政策費	384,173	54,983	20,156	—	70,253	145,393	238,779	—
040	公益法人制度適正運営推進費	107,354	5,747	1,127	—	4,904	11,778	95,575	—
041	経済社会総合研究所	1,786,527	386,260	326,310	—	511,817	1,224,388	562,138	—
042	迎賓施設運営費	2,198,581	148,305	497,226	—	537,642	1,183,175	1,015,405	—
829	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	7,512,899	124,754	749,553	—	454,091	1,328,400	6,184,499	—
049	航空機燃料税財源沖繩空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入	1,221,027	305,257	305,257	—	305,257	915,771	305,256	—
282	重要土地等調査費	1,253,082	2,432	5,339	—	44,103	51,874	1,201,207	—
283	経済安全保障確保推進費	1,792,178	99,833	5,964	—	21,690	127,488	1,664,689	—
284	工業所有権事務費特別会計へ繰入	47,500	5,600	10,175	—	6,625	22,400	25,100	—
860	内閣官房共通費	700,540	—	35,219	—	44,526	79,745	620,794	—
	地方創生推進事務局	171,769,447	935,891	1,301,143	—	770,590	3,007,626	168,761,821	1.7

231	地方創生推進事務局	3,652,517	38,598	172,505	177,618	388,722	3,263,795	
232	総合特区推進調整費	4,000	—	—	—	—	4,000	
233	地方創生推進費	168,052,546	897,293	1,127,301	592,048	2,616,642	165,435,904	
235	特定地域づくり事業推進費	57,215	—	—	—	—	57,215	
837	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	3,168	—	1,336	924	2,260	907	
	知的財産戦略推進事務局							
241	知的財産戦略推進事務局	931,913	20,468	19,607	30,954	71,030	860,883	7.6
	科学技術・イノベーション推進事務局	28,512,987	336,282	319,005	735,622	1,390,909	27,122,077	4.8
291	科学技術・イノベーション推進事務局	3,461,710	223,109	172,915	295,904	691,929	2,769,780	
292	科学技術イノベーション創造推進費	23,845,347	66,244	75,793	149,966	292,004	23,553,342	
830	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	1,205,929	46,927	70,296	289,750	406,975	798,954	
	健康・医療戦略推進事務局							
301	健康・医療戦略推進事務局	255,327	21,171	20,669	30,774	72,615	182,711	28.4
	宇宙開発戦略推進事務局	58,487,414	149,594	3,074,687	9,497,155	12,721,437	45,765,976	21.7
251	宇宙開発戦略推進事務局	47,329,035	149,594	85,895	9,497,155	9,732,645	37,596,389	
252	宇宙開発利用推進費	11,158,379	—	2,988,791	—	2,988,791	8,169,587	
061	北方対策本部	1,680,734	534,677	531,520	290,875	1,357,073	323,660	80.7
062	北方対策本部	337,218	75,997	41,818	76,304	194,120	143,097	
	独立行政法人北方領土問題対策協会運営費	1,343,516	458,680	489,702	214,571	1,162,953	180,563	
	総合海洋政策推進事務局	6,813,180	67,146	195,123	171,572	433,842	6,379,337	6.3
261	総合海洋政策推進事務局	564,895	67,146	28,659	42,945	138,751	426,143	
263	海洋開発等重点戦略推進費	678,914	—	—	—	—	678,914	
262	有人国境離島政策推進費	5,569,371	—	166,463	128,627	295,091	5,274,279	
	国際平和協力本部							
071	国際平和協力本部	835,486	110,212	164,443	130,353	405,009	430,476	48.4
	日本学術会議	960,067	151,803	165,220	348,872	665,896	294,170	69.3
081	日本学術会議	953,009	149,286	163,874	347,512	660,673	292,335	
838	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	7,058	2,516	1,346	1,360	5,223	1,834	
	官民人材交流センター	354,688	59,866	41,888	86,586	188,342	166,346	53.1

601	沖繩振興交付金事業推進費	35,046	—	—	—	—	—	35,046	
657	科学技術イノベーション創造 推進費	1,187,500	237	356	79,759	80,353	1,107,146		
145	交通反則者納金財源交通安全 対策特別交付金等交付税及び 譲与税配付金特別会計へ繰入 費	48,493,496	7,782,942	10,409,584	10,029,076	28,221,602	20,271,893		
137	警 備 警 察 本 部 費	10,746,756	1,802,109	1,773,606	2,300,277	5,875,993	4,870,762		
138	皇 宮 警 察 給 付 費	8,758,068	2,214,409	1,503,180	2,453,360	6,170,950	2,587,118		
140	犯 罪 被 害 給 付 費	1,407,409	221,701	296,452	163,820	681,974	725,434		
139	サ イ バ ー 警 察 研 究 所 費	3,105,853	576,515	401,722	432,186	1,410,425	1,695,428		
142	科 学 警 察 研 究 所 費	2,210,614	426,611	398,967	548,426	1,374,005	836,609		
143	警 察 活 動 基 盤 整 備 備 費	111,137,216	8,764,426	13,868,845	19,839,622	42,472,894	68,664,322		
832	情報通信技術調達等適正・効 率化推進費	37,600,341	3,141,594	4,896,645	6,181,490	14,219,731	23,380,609		
141	警 察 情 報 通 信 基 盤 費	28,156,642	924,698	1,968,204	2,899,480	5,792,383	22,364,258		52.0
221	個人情報保護委員会	5,047,117	1,038,783	713,951	874,695	2,627,429	2,419,688		
222	個人情報保護委員会施設費	3,586,346	918,850	523,910	694,796	2,137,557	1,448,788		
835	情報通信技術調達等適正・効 率化推進費	1,309,103	—	—	—	—	151,668		
271	カ ジ ノ 管 理 委 員 会	4,812,042	119,932	190,040	179,898	489,871	819,232		46.2
833	カ ジ ノ 管 理 委 員 会 情報通信技術調達等適正・効 率化推進費	3,519,946	898,988	484,904	808,858	2,223,509	2,588,532		
151	金 融 庁 共 通 費	33,001,429	5,745,518	5,220,179	7,421,454	18,387,153	14,614,276		55.7
153	金 融 庁 施 設 費	22,453,878	5,411,382	4,213,159	6,694,784	16,319,326	6,134,551		
152	金 融 政 策 費	932,666	—	—	—	—	932,666		
834	情報通信技術調達等適正・効 率化推進費	4,074,757	77,036	82,984	436,239	596,261	3,478,496		
161	消 費 者 庁 共 通 費	18,497,189	2,467,084	2,287,008	2,975,276	7,729,369	10,767,820		41.7
162	消 費 者 庁 政 策 費	4,964,698	1,252,934	833,518	1,432,871	3,519,324	1,445,373		
163	独立行政法人国民生活セン ター運営費	7,663,497	188,252	303,433	396,194	887,880	6,775,617		
		3,562,345	874,882	700,273	831,632	2,406,787	1,155,558		

002	総務省	1,051,565	—	73,824	25,745	99,570	951,995
004	行政評価等実施費	193,401	7,018	30,498	10,654	48,170	145,230
005	行政評価等実施費	388,094	7,742	14,849	13,711	36,303	351,790
006	地方行政制度整備費	2,771,837	6,130	10,127	14,231	30,489	2,741,348
007	地域振興整備費	5,449,751	21,456	65,218	112,207	198,882	5,250,868
008	地方財政制度整備費	52,198	1,407	5,531	11,044	17,983	34,214
009	地方交付税交付金	18,486,753,817	9,889,045,630	5,284,045,960	3,313,662,227	18,486,753,817	—
010	地方特例交付金	1,133,234,252	560,400,446	560,399,554	—	1,120,800,000	12,434,252
011	地方税制度整備費	51,880	711	4,782	5,366	10,861	41,018
012	選挙制度等整備費	82,713,838	533,350	303,188	44,445,202	45,281,742	37,432,095
013	電子政府・電子自治体推進費	331,994,472	18,237,575	462,951	85,770	18,786,298	313,208,173
014	情報通信技術開発推進費	105,601,625	1,440,194	1,728	9,790	1,451,713	104,149,911
701	南極地域観測事業費	32,555	—	—	—	—	32,555
015	国立研究開発法人情報通信研究機構運営費	41,913,502	15,006,994	7,503,497	7,503,497	30,013,988	11,899,514
016	国立研究開発法人情報通信研究機構施設整備費	311,200	—	—	—	—	311,200
017	情報通信技術高度利活用推進費	28,153,124	7,334	9,415	4,018	20,769	28,132,355
607	沖縄北部連携促進特別振興事業費	224,152	—	—	—	—	224,152
020	情報通信技術利用環境整備費	25,941,335	19,964	32,309	126,365	178,639	25,762,695
021	電波利用料財源電波監視等実施費	97,801,397	16,939,091	5,523,699	6,372,993	28,835,784	68,965,613
022	情報通信国際戦略推進費	10,770,197	202,811	105,457	576,892	885,162	9,885,034
023	郵政行政推進費	1,042,053	29,821	732,054	29,074	790,949	251,103
656	科学技術イノベーション創造推進費	494,947	63,500	221	42	63,763	431,183
024	一般戦災死没者追悼等事業費	584,811	35,526	110,079	142,040	287,647	297,163
026	恩給給付費	70,464,551	17,404,532	16,615,591	29,621,415	63,641,539	6,823,011
027	統計調査費	64,172,773	6,408,524	7,687,326	7,617,670	21,713,521	42,459,251
028	独立行政法人統計センター運営費	8,324,832	2,544,228	1,534,448	2,437,575	6,516,251	1,808,581
029	政党助成費	31,560,166	7,884,130	7,907,429	15,768,262	31,559,821	344
030	国有提供施設等所在市町村助成交付金	29,940,000	—	—	29,940,000	29,940,000	—

031	施設等所在市町村調整交付金	7,600,000	-	-	7,600,000	7,600,000	-	-	-
829	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	11,666,601	868,978	1,358,247	1,583,294	3,810,520	7,856,081	-	-
820	特定地域づくり事業推進費	502,785	-	-	-	-	502,785	-	-
664	新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進費	1,468,224	1,344,291	-	56,054	1,400,345	67,878	-	-
615	宇宙開発利用推進費	1,066,540	-	-	357,032	357,032	709,507	-	-
671	物産高騰対応地方創生推進費	1,536,438,996	564,866,151	743,510,053	426,585	1,308,802,790	227,636,206	-	-
041	管区行政評価局	7,004,388	1,837,642	1,246,554	2,210,710	5,294,907	1,709,480	-	-
042	管区行政評価局実施費	6,233,191	1,739,013	1,106,747	1,986,493	4,832,255	1,400,935	-	-
831	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	770,669	98,540	139,674	224,084	462,299	308,369	-	-
051	総合通信局	11,534,379	2,747,152	1,754,862	3,247,588	7,749,603	3,784,775	-	-
702	南極地域観測事業費	7,953,747	2,072,938	1,304,730	2,401,444	5,779,113	2,174,633	-	-
052	情報通信技術高度利用等推進費	1,679	241	374	366	983	695	-	-
053	電波利用料財源電波監視等実施費	61,982	3,863	6,937	12,457	23,258	38,723	-	-
832	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	3,508,111	670,108	442,820	833,320	1,946,248	1,561,863	-	-
061	公害等調整委員会	8,859	-	-	-	-	8,859	-	-
071	公害等調整委員会	562,724	144,711	93,361	169,507	407,580	155,143	-	-
073	消防庁共通費	36,484,046	686,804	869,368	1,674,275	3,230,448	33,253,597	-	-
072	消防庁施設費	2,357,174	543,506	428,477	752,972	1,724,956	632,217	-	-
830	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	135,274	-	17,438	11,501	28,940	106,333	-	-
08	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	32,010,886	114,649	409,521	893,488	1,417,659	30,593,226	-	-
09	総務省	1,980,712	28,648	13,930	16,312	58,891	1,921,820	-	-
001	法務省	22,219,559,202	11,118,261,283	6,650,609,299	3,486,443,538	21,255,314,121	964,245,081	-	-
002	法務省	243,828,652	40,821,821	32,442,578	58,736,929	132,001,329	111,827,322	-	-
003	法務省	132,974,565	29,294,351	19,339,007	30,117,813	78,751,171	54,223,393	-	-
	法務省	169,518	11,852	11,896	20,697	44,446	125,071	-	-
	法務省	19,770,359	4,270,343	4,242,236	4,444,030	12,956,610	6,813,748	-	-

004	日本司法支援センター運営費	17,015,522	4,262,451	3,729,639	4,223,353	12,215,443	4,800,079	
015	再犯防止等企画調整推進費	90,905	118	5,016	4,040	9,176	81,728	
005	検察企画調整費	50,196	6,674	8,108	10,944	25,727	24,468	
006	矯正企画調整費	148,113	15,063	18,613	30,162	63,840	84,272	
007	更生保護企画調整推進費	1,032,438	67,379	22,931	91,530	181,841	850,596	
008	債権管理回収業審査監督費	10,515	1,509	2,177	2,662	6,349	4,165	
009	人権擁護推進費	1,179,277	1,001,596	87,073	90,608	1,179,277	—	
010	訟務	7,243,468	206,855	247,092	5,775,413	6,229,361	1,014,106	
012	法務省施設推進費	58,983,169	982,447	3,905,939	13,030,119	17,918,506	41,064,662	
013	法務行政情報化推進費	461,577	48,782	77,084	94,232	220,099	241,477	
829	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	4,699,029	652,395	745,761	801,319	2,199,476	2,499,553	
	法務総合研究所	2,287,114	441,097	431,913	574,520	1,447,531	839,582	63.2
021	法務総合研究所共通費	1,967,866	384,436	380,364	514,729	1,279,530	688,335	
022	法務調査研究費	44,094	2,357	2,321	5,125	9,804	34,289	
023	国際協力推進費	275,154	54,303	49,227	54,665	158,196	116,957	
	検察庁	128,830,052	34,065,996	21,108,558	35,045,693	90,220,247	38,609,804	70.0
031	検察官署共通費	108,894,739	32,332,735	19,178,088	33,100,906	84,611,730	24,283,009	
032	検察費	6,053,467	983,605	1,201,798	1,252,079	3,437,484	2,615,982	
033	検察運営費	1,632,738	258,770	354,743	316,725	930,238	702,499	
830	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	12,249,107	490,884	373,927	375,981	1,240,794	11,008,312	
	矯正官署	251,229,310	59,417,310	47,048,580	68,630,515	175,096,405	76,132,904	69.6
041	矯正官署共通費	175,756,516	50,251,015	31,433,350	52,050,211	133,734,577	42,021,938	
042	矯正管理業務費	12,083,785	767,822	996,082	1,460,337	3,224,242	8,859,542	
043	矯正正収容費	45,563,086	7,083,489	10,541,655	11,101,537	28,726,682	16,836,403	
044	矯正施設民間開放推進費	15,095,646	333,784	3,643,818	3,659,551	7,637,154	7,458,491	
833	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	2,730,277	981,197	433,672	358,878	1,773,749	956,528	
	更生保護官署	29,225,327	5,990,811	5,620,880	7,972,642	19,584,334	9,640,993	67.0
051	更生保護官署共通費	15,031,738	4,417,327	2,645,918	4,521,849	11,585,095	3,446,642	
052	更生保護活動費	12,949,134	1,470,525	2,901,791	3,267,769	7,640,086	5,309,047	
834	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	1,244,455	102,958	73,170	183,024	359,153	885,302	
	法務局	191,945,109	30,785,096	27,600,618	37,346,559	95,732,274	96,212,835	49.8

061	法務局共通	72,905,922	20,742,164	13,170,370	21,585,881	55,498,416	17,407,505	
064	登記事務處理費	23,748,819	3,097,283	4,308,497	5,001,072	12,406,854	11,341,965	
062	国籍等事務處理費	33,402,268	122,177	164,919	191,611	478,708	32,923,559	
063	人權擁護活動費	2,342,714	263,333	467,915	521,494	1,252,744	1,089,969	
831	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	59,545,385	6,560,137	9,488,914	10,046,498	26,095,550	33,449,835	51.5
101	出入国在留管理庁出入国在留管理庁共通費	106,068,820	18,144,179	16,414,485	20,091,627	54,650,292	51,418,528	
102	出入国管理企画調整推進費	46,410,784	12,958,044	7,992,481	13,222,263	34,172,788	12,237,995	
103	出入国管理業務費	6,082,745	1,337,072	969,315	528,430	2,834,817	3,247,927	
775	国際観光旅客税財源観光振興費	12,285,354	1,734,464	2,520,072	2,741,759	6,996,297	5,289,056	
832	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	7,200,922	691,404	1,224,309	1,203,377	3,119,091	4,081,830	
832	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	34,089,015	1,423,193	3,708,306	2,395,797	7,527,296	26,561,719	
081	公安審査委員会	64,424	13,378	10,837	15,770	39,986	24,437	62.0
091	公安調査庁共通費	18,543,400	4,952,497	3,116,676	5,074,538	13,143,712	5,399,687	70.8
092	破壊的団体等調査費	14,727,958	4,284,053	2,576,152	4,425,407	11,285,613	3,442,344	
835	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	3,809,323	668,065	539,955	648,562	1,856,583	1,952,740	
09	法務省所管合計	6,118	378	568	568	1,515	4,602	
10	外務省所管	972,022,211	194,632,188	153,795,127	233,488,797	581,916,113	390,106,097	59.8
001	外務省共通費	889,983,977	208,305,871	89,501,682	128,469,589	426,277,143	463,706,833	47.8
002	外務省本所費	77,552,718	13,421,322	12,571,642	16,495,367	42,488,333	35,064,385	
003	地域別外外交費	2,799,643	483	9,072	429,843	439,398	2,360,244	
004	分野別外外交費	19,514,456	1,725,437	1,346,983	1,390,849	4,463,271	15,051,184	
005	広報文化交流及報道対策費	137,930,742	49,495,217	30,361,282	3,479,756	83,336,256	54,594,485	
006	独立行政法人国際交流基金運営費	14,102,423	1,393,914	5,392,352	2,132,668	8,918,934	5,183,488	
011	独立行政法人国際交流基金施設整備費	13,080,848	3,137,189	2,715,857	3,169,495	9,022,541	4,058,307	
007	領事協力費	192,483	—	—	—	—	192,483	
008	経済協力量費	13,309,388	257,875	2,215,766	2,604,206	5,077,848	8,231,539	
		414,605,734	48,963,103	32,617,834	37,342,952	118,923,890	295,681,843	

009	独立行政法人国際協力機構運営費	167,141,389	88,447,840	—	—	58,965,226	147,413,066	19,728,323	
012	独立行政法人国際協力機構施設整備費	3,457,382	—	—	—	—	—	3,457,382	
829	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	26,296,769	1,463,486	2,270,892	2,459,224	6,193,603	20,103,165	71.0	
	在 外	205,033,223	72,612,369	24,384,804	48,759,640	145,756,814	59,276,409		
021	在外公館共通施設費	172,145,071	69,179,446	18,023,197	43,318,923	130,521,567	41,623,503		
022	在 地	22,571,561	1,941,652	5,112,495	1,513,621	8,567,769	14,003,792		
023	分野別	1,005,070	217,472	201,632	271,898	691,004	314,065		
024	広報文化交流及報道対策費	643,926	177,403	40,104	74,728	292,235	351,690		
025	領事政策	1,343,153	467,823	172,284	474,911	1,115,019	228,133		
026	経済協力	5,681,102	238,231	553,125	2,752,950	3,544,307	2,136,794		
027	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	1,278,095	319,936	237,424	281,335	838,696	439,398		
830		365,244	70,403	44,540	71,270	186,214	179,029		
10	財務省所管合計	1,095,017,200	280,918,240	113,886,487	177,229,230	572,033,958	522,983,242	52.2	
11	財務省本所管	27,191,126,267	5,969,768,790	6,646,906,597	6,168,563,931	18,785,239,319	8,405,886,947	69.0	
001	財務本省共通施設費	253,818,269	58,840,709	13,254,322	15,290,651	87,385,683	166,432,586		
002	財務健全化推進費	459,182	—	—	—	136,156	323,025		
003	財政制度等企画立案費	849,693	76,815	90,059	114,927	281,802	567,890		
004	税制企画立案費	157,041	19,633	16,602	19,359	55,595	101,445		
005	資産債管理費	77,513	10,371	10,773	20,138	41,283	36,229		
008	国務員宿舎施設費	25,908,142,824	5,800,581,867	6,591,887,874	6,105,095,850	18,497,565,592	7,410,577,231		
007	特定国有財産整備費	9,575,741	639,118	925,768	1,436,755	3,001,642	6,574,098		
014	特定国有財産整備諸費	7,832,262	354	327	1,907	2,589	7,829,672		
016	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	193,775	1,701	3,610	7,951	13,263	180,511		
829	貨幣製造及信用秩序制度等企画立案費	17,391,053	549,702	1,017,544	1,157,817	2,725,065	14,665,988		
009	貨幣回収準備資金へ繰入	17,905,463	2,570,160	4,521,026	3,995,752	11,086,940	6,818,522		
065	関税制度等企画立案費	78,602,661	—	—	—	—	78,602,661		
010	経済協力	1,344,010	239,308	161,723	197,297	598,329	745,680		
011	経 策 金 融	139,960,110	28,752,047	12,553,689	18,630,135	59,935,872	80,024,237		
012	政 策 金 融	60,340,789	46,627,006	6,842,533	15,015	53,484,554	6,856,235		

013	国家公務員共済組合連合会等 助成費	84,565,069	30,859,991	15,620,742	22,444,215	68,924,948	15,640,121	
064	復興事業費等東日本大震災復 興特別会計ノ繰入	16,631,213	—	—	—	—	16,631,213	
066	防衛力強化資金ノ繰入 原油価格・物価高騰対策及び 賃上げ促進環境整備対応予備 費	109,609,560	—	—	—	—	109,609,560	
018	同上	10,846,615	—	—	—	—	10,846,615	
019	予備費	472,823,422	—	—	—	—	472,823,422	
021	財務局 共通施設費	71,113,365	18,821,440	9,856,914	16,234,628	44,912,983	26,200,382	63.1
022	財務局 施設費	44,063,260	16,841,340	6,763,038	11,571,871	35,176,250	8,887,009	
023	財務局 業務費	329,062	4,718	6,209	3,736	14,663	314,398	
830	情報通信技術調達等適正・効 率化推進費	15,736,808	1,399,233	2,194,271	3,775,841	7,369,345	8,367,462	
	同上	10,984,235	576,148	893,395	883,179	2,352,723	8,631,511	
	同上	126,164,093	28,879,411	21,225,803	34,076,712	84,181,927	41,982,166	66.7
031	税関 共通施設費	79,204,979	22,595,504	14,159,347	25,577,427	62,332,278	16,872,700	
032	税関 施設費	1,599,700	6,600	600	1,852	9,053	1,590,647	
033	税関 業務費	25,837,867	4,105,710	4,238,017	5,328,193	13,671,921	12,165,945	
831	情報通信技術調達等適正・効 率化推進費	15,772,117	1,731,981	2,827,837	2,951,166	7,510,986	8,261,131	
775	国際観光旅客税財源観光振興 費	2,491,042	—	—	31,272	31,272	2,459,769	
034	船舶建造費	1,258,386	439,615	—	186,800	626,415	631,970	
	同上	802,312,892	175,932,582	141,638,283	208,252,398	525,823,265	276,489,627	65.5
041	国税 共通施設費	577,060,898	156,423,801	115,821,925	170,734,206	442,979,933	134,080,965	
042	国税 施設費	4,240,607	270,279	196,463	200,506	667,249	3,573,357	
043	国税 業務費	68,439,690	7,243,372	9,848,858	12,992,869	30,085,101	38,354,588	
044	国税 不審判所 情報通信技術調達等適正・効 率化推進費	4,811,658	1,369,895	848,915	1,492,123	3,710,934	1,100,723	
832	同上	146,475,950	10,345,006	14,713,284	22,564,588	47,622,879	98,853,071	
045	独立行政法人酒類総合研究所 運営費	1,020,691	280,227	208,836	268,105	757,168	263,523	
050	独立行政法人酒類総合研究所 施設整備費	263,397	—	—	—	—	263,397	
11	財務省 所管 合計	28,190,716,619	6,193,402,224	6,819,627,599	6,427,127,671	19,440,157,495	8,750,559,123	68.9
12	文部科学省 所管							

001	文 部 科 学 本 省 共 通 費	7,364,086,444	1,558,048,542	1,131,346,262	1,396,496,610	4,085,891,415	3,278,195,028	55.4
002	文 部 科 学 本 省 推 進 費	97,197,819	30,998,782	17,165,394	27,407,702	75,571,879	21,625,939	
003	教 育 政 策 推 進 費	1,822,636	—	—	—	—	1,822,636	
005	教 育 政 策 推 進 費	50,363,118	6,839,360	5,826,205	16,908,588	29,574,155	20,788,963	
006	初 等 中 等 教 育 振 興 費	478,939	123,916	109,714	128,573	362,203	116,736	
007	初 等 中 等 教 育 振 興 費	767,826,128	101,471,113	107,315,889	133,109,100	341,896,103	425,930,025	
008	初 等 中 等 教 育 振 興 費	7,745,842	2,515,200	1,474,822	2,313,034	6,303,056	1,442,786	
009	初 等 中 等 教 育 振 興 費	2,264,213	509,013	55,882	145,560	710,455	1,553,758	
010	初 等 中 等 教 育 振 興 費	1,206,557	329,132	212,213	312,752	854,097	352,460	
011	初 等 中 等 教 育 振 興 費	341,382	—	—	184,592	184,592	156,790	
012	初 等 中 等 教 育 振 興 費	1,101,075	341,281	199,528	325,875	866,684	234,391	
013	初 等 中 等 教 育 振 興 費	120,717	—	—	—	—	120,717	
014	初 等 中 等 教 育 振 興 費	1,626,037,771	489,847,390	284,470,786	490,601,664	1,264,919,840	361,117,931	
015	初 等 中 等 教 育 振 興 費	77,894,308	6,124,790	9,347,770	10,216,392	25,688,954	52,205,354	
017	初 等 中 等 教 育 振 興 費	1,771,228	486,681	354,976	506,024	1,347,681	423,547	
020	初 等 中 等 教 育 振 興 費	62,898,403	17,480,429	12,168,837	17,008,638	46,657,904	16,240,499	
018	初 等 中 等 教 育 振 興 費	24,312,909	922,769	5,227,446	735,760	6,885,977	17,426,932	
021	初 等 中 等 教 育 振 興 費	10,630,460	—	1,344,903	1,214,725	2,559,628	8,070,832	
022	初 等 中 等 教 育 振 興 費	107,019,064	51,726	31,235,930	6,583,292	37,870,948	69,148,115	
023	初 等 中 等 教 育 振 興 費	583,165,321	54,914,663	27,481,978	224,961,673	307,358,315	275,807,005	
027	初 等 中 等 教 育 振 興 費	41,336,746	4,797,647	3,444,880	2,016,118	10,258,646	31,078,099	
028	初 等 中 等 教 育 振 興 費	378,006,202	242,271,064	32,881,873	17,138,590	292,291,527	85,714,674	
030	初 等 中 等 教 育 振 興 費	182,832,451	8,167,827	20,774,790	13,015,176	41,957,794	140,874,657	
031	初 等 中 等 教 育 振 興 費	1,087,615,854	272,761,037	283,549,174	243,609,188	799,919,399	287,696,455	
031	初 等 中 等 教 育 振 興 費	27,498,267	8,577,124	7,635,873	5,538,863	21,751,860	5,746,407	

032	研究推進費	439,617,844	36,516,578	26,568,064	20,453,273	83,537,916	356,079,928
039	国立研究開発法人物質・材料研究機構運営費	14,656,039	4,372,118	2,626,370	3,257,346	10,255,834	4,400,205
041	国立研究開発法人日本医療研究開発機構運営費	6,563,837	2,625,535	1,969,151	1,312,767	5,907,453	656,384
033	国立研究開発法人科学技術振興機構運営費	100,970,256	42,943,263	17,767,124	19,037,365	79,747,752	21,222,504
064	国立研究開発法人科学技術振興機構施設整備費	2,530,365	—	—	—	—	2,530,365
049	国立研究開発法人理化学研究所運営費	56,318,412	12,582,701	11,432,881	13,579,655	37,595,237	18,723,175
042	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構運営費	22,197,372	5,854,609	3,596,055	5,017,516	14,468,180	7,729,192
043	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構施設整備費	16,558,294	161,003	16,887	789,111	967,001	15,591,293
051	国立研究開発法人防災科学技術研究所運営費	7,950,507	1,883,687	1,935,736	2,010,685	5,830,108	2,120,399
034	南極地域観測事業費	167,781	5,327	2,872	37,778	45,978	121,802
037	国立研究開発法人海洋研究開発機構施設整備費	418,000	—	2,860	—	2,860	415,140
038	国立研究開発法人海洋研究開発機構船舶建造費	9,923,357	—	—	10,000	10,000	9,913,357
040	国立研究開発法人物質・材料研究機構施設整備費	2,869,840	—	—	—	—	2,869,840
044	電源開発促進税財源電源立地対策及電源利用対策費工不レ半一対策特別会計ノ繰入	134,270,990	22,017,746	2,943,003	28,633,529	53,594,278	80,676,712
036	国立研究開発法人海洋研究開発機構運営費	31,320,538	7,423,515	6,540,912	6,397,765	20,362,192	10,958,346
046	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構施設整備費	1,322,748	—	—	—	—	1,322,748
047	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構運営費	133,352,566	10,526,226	10,159,033	16,768,525	37,453,784	95,898,782
048	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構施設整備費	10,865,805	205,980	253,438	2,320,448	2,779,866	8,085,939
045	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費	37,466,362	11,221,962	7,258,794	8,733,055	27,213,811	10,252,551
050	国立研究開発法人理化学研究所施設整備費	16,210,000	—	10,098	—	10,098	16,199,902

052	国立研究開発法人防災科学技術研究所施設整備費	7,290,184	—	—	—	—	—	—	7,290,184	
054	公立文教施設整備費	484,153,657	—	1,295,057	3,137,339	4,432,396	479,721,261			
057	文化振興費	982,039	892,500	—	—	892,500	89,539			
058	国際交流・協力推進費	30,820,856	7,772,291	9,616,084	5,767,810	23,156,186	7,664,669			
059	独立行政法人日本学生支援機構運営費	16,604,315	3,013,753	4,219,245	3,513,130	10,746,128	5,658,187			
063	独立行政法人日本学生支援機構施設整備費	4,838,153	—	353,676	—	353,676	4,484,477			
060	独立行政法人国立女性教育会館施設整備費	100,724	—	—	—	—	100,724			
641	沖縄教育振興事業費	6,428,030	—	—	133,144	133,144	6,294,886			
781	地球環境保全等試験研究費	4,500	—	—	—	—	4,500			
601	沖縄振興交付金事業推進費	5,156,033	—	—	114,423	114,423	5,041,610			
656	科学技術イノベーション創造推進費	26,225,883	10,215,305	6,297,520	5,620,047	22,132,872	4,093,011			
633	沖縄国立大学法人施設整備費	33,623,436	284,497	12,731,909	18,917,378	31,933,785	1,689,651			
826	大学等修学支援費	543,504,712	127,416,941	150,549,788	16,044,766	294,011,495	249,493,216			
829	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	12,616,024	582,054	920,837	907,865	2,410,757	10,205,267			
615	宇宙開発利用推進費	4,490,000	—	—	—	—	4,490,000			
056	独立行政法人大学入試センター施設整備費	209,567	—	—	—	—	209,567			
	文部科学本省所轄機関	6,796,952	868,077	912,375	1,153,110	2,933,563	3,863,388	43.1		
071	国立教育政策研究所	4,377,374	525,107	576,243	744,172	1,845,523	2,531,850			
076	科学技術・学術政策研究所	935,865	163,634	122,373	201,645	487,653	448,211			
073	日本学士院	594,712	136,274	142,049	145,207	423,532	171,179			
830	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	889,001	43,060	71,709	62,085	176,854	712,146			
	又 ポート	46,647,131	11,249,854	7,726,643	8,507,493	27,483,990	19,163,141	58.9		
101	入ホ一ツ片共通費	1,249,268	318,663	206,572	412,937	938,173	311,094			
102	初等中等教育振興費	19,289	3,960	6,487	1,491	11,939	7,349			
103	私立学校振興費	80,000	—	—	—	—	80,000			
104	又 ポ一ツ振興費	18,987,422	999,165	3,901,127	3,553,925	8,454,219	10,533,203			
107	独立行政法人日本入ホ一ツ振興センター運営費	19,938,516	9,928,065	3,602,320	4,030,664	17,561,049	2,377,467			

001	厚生労働本省共通施設費	35,234,476,085	10,407,920,646	7,705,298,122	7,681,370,320	25,794,589,089	9,439,886,995	73.2
002	厚生労働本省施設費	107,526,070	24,466,944	16,676,683	24,179,699	65,323,327	42,202,742	
003	医療提供体制確保対策費	271,607	—	23,254	18,947	42,201	229,405	
004	医療従事者等確保対策費	178,935,392	7,073	960,844	2,381,257	3,349,175	175,586,216	
005	医療従事者資質向上対策費	704,467	31,981	42,164	147,428	221,573	482,893	
006	医療情報化等推進費	47,100	131	1,649	2,618	4,399	42,700	
007	医療安全確保推進費	76,797,412	53,626	5,902,685	545,597	6,501,910	70,295,501	
011	独立行政法人国立病院機構施設整備費	1,721,568	198	179	1,168	1,545	1,720,022	
171	国立研究開発法人国立がん研究センター運営費	6,475,812	—	—	—	—	6,475,812	
172	国立研究開発法人国立がん研究センター施設整備費	7,316,438	3,675,653	1,025,238	1,090,350	5,791,241	1,525,197	
173	国立研究開発法人国立循環器病研究センター運営費	530,431	—	—	—	—	530,431	
174	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター運営費	4,395,917	1,334,772	968,574	1,123,997	3,427,343	968,574	
175	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター施設整備費	4,013,113	1,970,323	763,557	763,554	3,497,434	515,679	
176	国立研究開発法人国立国際医療研究センター運営費	2,533,808	—	—	—	—	2,533,808	
177	国立研究開発法人国立国際医療研究センター施設整備費	6,640,787	1,791,294	1,751,911	1,718,912	5,262,117	1,378,670	
178	国立研究開発法人国立成育医療研究センター運営費	7,263,089	—	—	—	—	7,263,089	
184	国立研究開発法人国立成育医療研究センター施設整備費	4,647,816	1,836,687	710,667	801,283	3,348,637	1,299,179	
179	国立研究開発法人国立長寿医療研究センター運営費	1,724,890	—	—	—	—	1,724,890	
012	感染症対策費	3,191,684	947,970	735,975	771,765	2,455,710	735,974	
013	特定疾患等対策費	501,061,990	161,803,938	77,412,439	24,709,776	263,926,154	237,135,835	
192	ハンセン病資料館施設費	155,242,287	334,909	788,612	26,355,651	27,479,173	127,763,113	
014	移植医療推進費	3,099,526	321,949	609	766,961	1,089,521	2,010,004	
015	原爆被爆者等援護対策費	4,508,995	3,333	26,465	3,058,519	3,088,318	1,420,676	
016	医薬品承認審査等推進費	114,741,911	13,643,056	21,468,265	17,167,125	52,278,448	62,463,462	
		1,728,206	81,883	189,367	301,811	573,061	1,155,144	

017	医薬品安全対策等推進費	1,236,893	61,241	161,378	188,025	410,645	826,247
018	医薬品適正使用推進費	8,904,926	7,986,164	31,058	21,419	8,038,642	866,283
019	血液製剤対策費	2,006,838	4,775	269,126	134,288	408,190	1,598,647
021	医療技術実用化等推進費	30,737,133	8,415	76,098	103,271	187,784	30,549,348
022	医療提供体制基盤整備費	259,242,435	2,171,707	1,928,019	23,143,322	27,243,048	231,999,387
023	独立行政法人医薬品医療機器総合機構運営費	2,466,176	723,883	509,577	723,139	1,956,599	509,577
024	医療保険給付諸費	10,497,963,577	3,472,310,609	2,646,739,208	2,089,331,860	8,208,381,678	2,289,581,898
025	健康保険事業借入金諸費年金特別会計へ繰入	9,277,289	1,167,523	2,272,149	1,910,492	5,350,165	3,927,123
026	医療費適正化推進費	2,717,344	46,681	106,722	189,491	342,894	2,374,449
029	地域保健対策費	2,986,300	2,086	144,020	9,941	156,048	2,830,251
030	保健衛生施設整備費	6,794,602	—	—	—	—	6,794,602
031	健康増進対策費	40,325,073	481,767	154,130	88,347	724,245	39,600,827
032	健康危機管理推進費	1,121,545	9,687	212,660	17,356	239,704	881,840
033	食品等安全確保対策費	1,022,902	24,562	70,070	46,929	141,561	881,340
036	麻薬・覚醒剤等対策費	545,813	26,185	43,502	89,692	159,380	386,432
037	化学物質安全対策費	296,657	19,043	20,713	35,165	74,922	221,734
038	生活衛生対策費	5,658,623	3,039	1,732,366	1,183,913	2,919,319	2,739,303
039	労働条件確保・改善対策費	300,506	1,508	17,633	61,814	80,956	219,549
096	中小企業最低賃金引上げ支援対策費	40,818,994	278,049	1,509,957	3,360,639	5,148,646	35,670,347
197	特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支給諸費	34,646,523	37,969	31,340	54,991	124,301	34,522,221
041	労働者災害補償保険給付費労働保険特別会計へ繰入	6,515	6,515	—	—	6,515	—
092	職務上年金給付費年金特別会計へ繰入	147	—	—	53	53	93
045	独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	406,109	164,883	80,193	126,835	371,911	34,198
048	高齢者等雇用安定・促進費	11,197,212	493,811	2,609,841	3,724,797	6,828,450	4,368,762
049	失業等給付費等労働保険特別会計へ繰入	126,200,500	32,168,500	31,041,417	31,344,000	94,553,917	31,646,582
097	就職支援法事業費労働保険特別会計へ繰入	6,126,875	—	—	—	—	6,126,875
052	職業能力開発強化費	5,108,541	535,208	1,561,464	1,381,029	3,477,702	1,630,838

053	若年者等職業能力開発支援費	127,041	1,493	963	1,164	3,620	123,420
054	障害者等職業能力開発支援費	4,034,803	309,365	947,951	912,722	2,170,038	1,864,764
055	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構運営費	863,159	238,589	183,717	238,589	660,895	202,264
056	男女均等雇用対策費	223,042	4,417	6,099	13,633	24,149	198,892
064	生活保護等対策費	2,968,056,174	920,334,263	690,702,252	692,249,564	2,303,286,081	664,770,092
196	自殺対策費	7,983,028	2,453,834	24,760	1,825,571	4,304,167	3,678,860
067	社会福祉諸費	43,929,904	15,025,835	16,849,738	612,300	32,487,873	11,442,030
068	遺族及留守家族等援護費	4,483,381	999,244	969,829	1,545,070	3,514,144	969,236
069	戦没者慰霊事業費	4,363,442	501,006	462,405	806,953	1,770,365	2,593,076
070	中国残留邦人等支援事業費	1,198,332	146,524	355,894	210,704	713,123	485,208
071	恩給進達等実施費	170,130	15,553	20,418	32,313	68,285	101,844
198	昭和三館施設費	751,391	—	1,980	—	1,980	749,411
073	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園運営費	1,230,773	509,688	253,390	362,006	1,125,084	105,689
074	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設整備費	200,823	—	—	—	—	200,823
075	特別障害給付金給付費年金特別会計へ繰入	2,366,656	695,000	336,000	665,000	1,696,000	670,656
076	社会福祉施設整備費	38,044,008	99,167	16,507	766,669	882,343	37,161,664
077	独立行政法人福祉医療機構運営費	4,642,877	2,982,098	—	—	2,982,098	1,660,779
072	障害保健福祉費	2,209,554,321	51,574,811	700,952,875	582,359,723	1,334,887,410	874,666,911
078	公的年金制度等運営諸費	419,282,122	134,706,889	69,113,754	136,337,031	340,157,676	79,124,445
079	基礎年金拠出金等年金特別会計へ繰入	12,904,738,355	4,782,337,075	2,391,150,228	3,316,633,767	10,490,121,070	2,414,617,284
080	私的年金制度整備運営費	4,443,595	1,339	1,875	4,952	8,166	4,435,428
081	高齢者日常生活支援等推進費	185,388,057	8,129	13,556	2,287,954	2,309,641	183,078,415
082	介護保険制度運営推進費	3,713,088,103	668,585,928	958,740,111	578,227,459	2,205,553,499	1,507,534,604
084	業務取扱費年金特別会計へ繰入	106,780,947	35,447,510	17,357,561	27,499,041	80,304,112	26,476,835
085	国際機関活動推進費	51,865,345	11,641,553	891,433	44,180	12,577,167	39,288,177
086	国際協力	259,520	24,888	42,546	37,467	104,902	154,617
087	厚生労働調査研究等推進費	82,205,141	38,678,013	14,009,198	10,644,776	63,331,987	18,873,153

089	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所運営費	5,316,548	1,525,720	785,813	900,714	3,212,247	2,104,301
090	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所施設整備費	252,745	—	227,470	—	227,470	25,275
194	社会保障・税番号活用推進費	93,555,166	10,010	13,335,740	56,249,380	69,595,131	23,960,034
656	科学技術イノベーション創造推進費	12,837,156	5,799,617	2,519,311	1,841,893	10,160,821	2,676,335
601	沖縄振興交付金事業推進費	3,677,683	—	—	—	—	3,677,683
642	沖縄保健衛生諸費	1,620	—	—	252	252	1,368
826	大学等修学支援費	264,115	—	—	—	—	264,115
829	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	65,060,212	2,223,537	4,252,942	4,882,222	11,358,702	53,701,509
	検疫所	17,694,146	3,304,462	2,451,493	4,029,843	9,785,800	7,908,345
101	検疫所共通施設費	10,086,786	2,796,952	1,703,085	2,993,573	7,493,611	2,593,174
102	検疫業務等実施費	359,124	—	—	61,073	61,073	298,050
103	輸入食品検査業務実施費	3,658,553	284,751	317,279	380,235	982,266	2,676,286
104	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	2,652,949	176,988	343,096	531,693	1,051,778	1,601,170
830	国立ハンセン病療養所	936,733	45,770	88,032	63,267	197,071	739,662
	国立ハンセン病療養所共通費	36,618,815	6,732,149	5,354,262	7,526,131	19,612,543	17,006,271
111	国立ハンセン病療養所施設費	17,364,896	4,894,068	3,012,952	5,012,247	12,919,267	4,445,628
112	国立ハンセン病療養所運営費	8,816,694	242,220	219,151	128,350	589,721	8,226,972
113	国立ハンセン病療養所運営費	10,350,213	1,589,019	2,104,603	2,375,730	6,069,353	4,280,859
831	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	87,011	6,841	17,555	9,803	34,200	52,810
	厚生労働本省試験研究機関	17,421,853	3,452,274	3,007,404	4,346,161	10,805,840	6,616,012
121	厚生労働本省試験研究所共通費	10,002,451	2,499,931	1,593,517	2,733,846	6,827,296	3,175,154
122	厚生労働本省試験研究所施設費	1,705,362	86,086	397,601	390,276	873,964	831,397
123	血清等製造及検定費	370,078	49,341	105,731	90,127	245,200	124,877
124	厚生労働本省試験研究所試験研究費	4,782,045	742,202	809,622	1,038,636	2,590,461	2,191,583
792	放射能調査研究費	21,486	1,185	1,616	3,120	5,921	15,564
832	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	540,431	73,528	99,314	90,153	262,995	277,435

62.0

55.3

53.5

	国立障害者リハビリテーション センター	9,042,108	1,851,274	1,649,563	2,166,877	5,667,715	3,374,392	62.6
131	国立障害者リハビリテーション センター共通費	5,530,521	1,503,172	1,034,959	1,604,681	4,142,813	1,387,707	
132	国立障害者リハビリテーショ ンセンター施設費	742,440	38,700	42,812	67,713	149,226	593,213	
134	国立障害者リハビリテーショ ンセンター運営費	2,185,533	288,352	529,519	441,153	1,259,026	926,506	
833	情報通信技術調達等適正・効 率化推進費	583,614	21,048	42,271	53,329	116,649	466,964	
	地方厚生局	18,189,419	4,558,307	3,087,462	4,882,201	12,527,971	5,661,448	68.8
141	地方厚生局共通費	14,472,719	4,152,119	2,569,078	4,327,100	11,048,298	3,424,420	
146	地方厚生局施設費	80,292	—	257	4,566	4,823	75,468	
142	保険医療機関等指導監督等実 施費	1,336,013	222,031	320,218	369,161	911,411	424,601	
143	医師等国家試験実施費	1,276,811	—	—	—	—	1,276,811	
144	麻薬・覚醒剤等対策費	713,002	158,784	123,958	134,166	416,909	296,092	
145	医療観察等実施費	69,916	7,063	13,799	16,875	37,737	32,178	
834	情報通信技術調達等適正・効 率化推進費	240,666	18,309	60,150	30,331	108,790	131,875	
	都道府県労働局	96,632,920	27,926,956	16,838,923	28,632,371	73,398,251	23,234,668	75.9
151	都道府県労働局共通費	90,516,587	26,838,793	15,612,027	27,202,209	69,653,030	20,863,556	
152	都道府県労働局施設費	226,492	3,142	9,856	67,918	80,916	145,575	
153	労働条件確保・改善対策費	709,556	94,317	165,875	197,899	458,093	251,462	
155	個別労働紛争対策費	68,457	6,787	11,159	12,148	30,094	38,362	
156	職業紹介事業等実施費	38,433	3,225	4,842	7,673	15,742	22,690	
157	高齢者等雇用安定・促進費	3,403,182	766,467	764,898	862,267	2,393,633	1,009,548	
159	若年者等職業能力開発支援費	1,400,532	160,912	224,726	205,679	591,318	809,213	
158	男女均等雇用対策費	269,681	53,309	45,537	76,574	175,421	94,259	69.1
	中央労働委員会	1,488,469	365,826	250,947	413,023	1,029,797	458,672	
161	中央労働委員会共通費	1,201,202	322,331	193,647	339,536	855,515	345,686	
162	労使関係等安定形成促進費	280,406	42,350	55,584	71,771	169,706	110,699	
836	情報通信技術調達等適正・効 率化推進費	6,861	1,143	1,715	1,715	4,574	2,287	
13	厚生労働省所管合計	35,431,563,817	10,456,111,897	7,737,938,181	7,733,366,931	25,927,417,010	9,504,146,807	73.1
14	農林水産省所管							

001	農 林 水 産 本 省 共 通 費	2,870,116,218	176,119,915	345,111,719	512,295,002	1,033,526,637	1,836,589,581	36.0
002	農 林 水 産 本 省 施 設 費	91,011,590	16,556,043	13,810,995	18,027,453	48,394,492	42,617,098	
042	新 市 場 創 出 対 策 費	748,012	99,473	44,047	1,404	144,924	603,087	
003	農 林 水 産 物 ・ 食 品 輸 出 促 進 対 策 費	20,232,784	4,267	2,234,554	269,638	2,508,459	17,724,324	
004	農 林 水 産 物 ・ 食 品 輸 出 促 進 対 策 費	40,320,267	1,350,695	6,308,146	2,145,788	9,804,630	30,515,637	
005	消 費 者 ・ 食 農 連 携 深 化 対 策 費	859,742	2,436	4,668	30,129	37,234	822,507	
006	食 品 の 安 全 ・ 消 費 者 の 信 頼 確 保 対 策 費	1,368,082	54,925	60,147	243,508	358,582	1,009,499	
007	独 立 行 政 法 人 農 林 水 産 消 費 安 全 技 術 セ ン タ ー 運 営 費	7,020,014	2,080,004	1,392,776	2,352,759	5,825,539	1,194,475	
008	独 立 行 政 法 人 農 林 水 産 消 費 安 全 技 術 セ ン タ ー 施 設 整 備 費	511,693	—	14,410	7,634	22,044	489,649	
009	食 料 安 全 保 障 確 立 対 策 費	38,245,620	10,642,876	3,593,036	2,223,648	16,459,561	21,786,058	
010	食 料 安 全 保 障 確 立 対 策 費 食 料 安 定 供 給 特 別 会 計 に 係 入	152,180,000	—	46,000,000	86,180,000	132,180,000	20,000,000	
011	担 い 手 育 成 ・ 確 保 等 対 策 費	225,372,146	38,369,092	99,613,726	17,279,162	155,261,981	70,110,164	
012	独 立 行 政 法 人 農 業 者 年 金 基 金 運 営 費	4,659,938	2,579,938	653,924	771,550	4,005,412	654,526	
013	農 業 經 営 安 定 事 業 費 等 食 料 安 定 供 給 特 別 会 計 に 係 入	99,175,902	5,358,410	59,831,079	33,770,238	98,959,727	216,175	
014	共 済 掛 金 国 庫 負 担 金 等 食 料 安 定 供 給 特 別 会 計 に 係 入	53,883,959	30,448,012	8,255,532	3,659,834	42,363,378	11,520,581	
015	農 地 集 積 ・ 集 約 化 等 対 策 費	56,240,988	236,987	1,344,488	3,243,510	4,824,986	51,416,001	
016	農 業 生 産 基 盤 整 備 推 進 費	44,074,753	17,722	852,528	1,535,475	2,405,726	41,669,027	
017	海 岸 事 業 費	9,506,044	347,448	965,411	504,556	1,817,416	7,688,627	
018	国 産 農 産 物 生 産 基 盤 強 化 等 対 策 費	781,371,185	21,136,719	17,206,780	250,257,395	288,600,895	492,770,290	
019	牛 肉 等 関 税 財 源 国 産 畜 産 物 生 産 基 盤 強 化 等 対 策 費	51,212,495	12,287,742	12,656,243	12,710,204	37,654,190	13,558,304	
020	独 立 行 政 法 人 農 畜 産 業 振 興 機 構 運 営 費	3,073,177	942,954	574,337	924,507	2,441,798	631,379	
021	国 立 研 究 開 発 法 人 農 業 ・ 食 品 産 業 技 術 総 合 研 究 機 構 運 営 費	1,563,757	439,809	297,085	416,657	1,153,551	410,206	
021	国 立 研 究 開 発 法 人 農 業 ・ 食 品 産 業 技 術 総 合 研 究 機 構 施 設 整 備 費	274,744	—	—	—	—	274,744	

022	独立行政法人畜改良センター運営費	7,393,389	1,802,016	1,176,959	1,816,893	4,795,868	2,597,521
023	独立行政法人畜改良センター施設整備費	2,483,945	—	375,000	—	375,000	2,108,945
025	農林水産政策研究所	959,786	218,266	141,104	261,172	620,543	339,242
026	農業・食品産業強化対策費	34,860,460	490,374	184,972	4,543,630	5,218,976	29,641,483
027	農林水産環境政策推進費	7,403,861	2,186	20,336	38,784	61,307	7,342,554
030	農村整備推進対策費	77,464,429	5,656,287	19,860,222	9,887,889	35,404,398	42,060,030
031	農業農村整備事業費	545,786,945	10,235,273	27,972,217	36,197,490	74,404,981	471,381,963
032	農業農村整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入	4,682,639	481,853	2,184,643	919,453	3,585,949	1,096,690
033	農山漁村活性化対策費	31,977,535	4,186	123,726	829,395	957,308	31,020,226
034	農山漁村地域整備事業費	89,430,671	—	2,339,915	4,780,883	7,120,799	82,309,872
035	農林水産統計調査費	8,957,486	4,836,260	741,517	753,391	6,331,169	2,626,316
036	風水害等対策費	1,425,503	—	18,048	—	18,048	1,407,455
037	受託工事等実施費	7,935,554	197,201	642,321	1,064,985	1,904,508	6,031,046
038	海岸事業調査諸費	3,472	1,153	285	168	1,607	1,864
039	農業農村整備事業調査諸費	1,033,182	172,622	206,570	230,718	609,911	423,270
040	農業施設災害復旧事業費	84,945,922	84,901	985,641	712,896	1,783,439	83,162,482
829	情報通信技術調査等適正・効率化推進費	18,317,508	195,182	308,975	583,430	1,087,588	17,229,920
041	農業施設災害関連事業費	9,416,065	—	20,500	226,465	246,965	9,169,099
657	科学技術イノベーション創造推進費	178,000	—	118,000	—	118,000	60,000
601	沖縄振興交付金事業推進費	12,030,722	—	—	1,545,057	1,545,057	10,485,665
815	地方創生基盤整備事業推進費	5,907,202	20,000	32,792	458,058	510,851	5,396,351
645	沖縄開港事業費	21,198,276	652,008	769,742	530,968	1,952,719	19,245,557
648	沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費	161,360	—	—	—	—	161,360
721	水資源開発事業費	11,924,221	—	1,361,689	1,499,528	2,861,217	9,063,004
726	防災・減災対策等強化事業推進費	304,632	—	—	—	—	304,632
739	離島振興事業費	20,684,935	168,767	1,066,340	1,467,954	2,703,063	17,981,872
745	北海道開発事業費	179,826,612	7,945,815	8,746,280	7,373,729	24,065,826	155,760,785
756	北海道特定特別総合開発事業推進費	515,000	—	—	17,000	17,000	498,000

051	農林水産本省検査指導機関 農林水産本省検査指導所	18,981,220	4,529,706	3,083,163	5,227,553	12,840,424	6,140,796	67.6
052	農林水産本省検査指導所施設 情報通信技術調査等適正・効 率化推進費	17,271,519	4,476,447	3,011,465	5,165,821	12,653,733	4,617,785	
832	農林水産技術会議 農林水産技術会議共通費	671,757	14,705	11,771	294	26,771	644,985	
061	農林水産技術会議 農林水産技術会議施設費	1,037,944	38,553	59,927	61,437	159,918	878,025	
062	農林水産技術会議 農林水産技術会議施設費	77,655,256	15,994,960	14,825,911	19,108,359	49,929,232	27,726,024	64.2
063	農林水産技術会議 農林水産技術会議施設費	2,136,273	542,276	361,422	611,874	1,515,573	620,699	
064	農林水産技術会議 農林水産技術会議施設費	150,320	—	14	39,636	39,650	110,669	
065	農林水産技術会議 農林水産技術会議施設費	5,923,029	145,625	573,864	1,639,383	2,358,873	3,564,155	
066	農林水産技術会議 農林水産技術会議施設費	55,720,098	13,552,044	11,110,392	14,334,242	38,996,678	16,723,420	
067	農林水産技術会議 農林水産技術会議施設費	3,878,605	—	179,366	—	179,366	3,699,239	
068	農林水産技術会議 農林水産技術会議施設費	3,785,065	981,501	813,008	1,029,306	2,823,815	961,250	
069	農林水産技術会議 農林水産技術会議施設費	389,423	—	—	208,791	208,791	180,632	
070	農林水産技術会議 農林水産技術会議施設費	3,632,417	567,384	1,219,196	805,510	2,592,092	1,040,324	
071	農林水産技術会議 農林水産技術会議施設費	510,000	—	254,999	127,500	382,499	127,500	
072	農林水産技術会議 農林水産技術会議施設費	21,000	—	3,210	1,605	4,815	16,184	
073	農林水産技術会議 農林水産技術会議施設費	47,137	—	2,950	2,951	5,901	41,236	
074	農林水産技術会議 農林水産技術会議施設費	1,461,889	206,129	307,486	307,559	821,175	640,713	
075	農林水産技術会議 農林水産技術会議施設費	68,891,533	19,179,870	12,367,386	20,906,909	52,454,166	16,437,367	76.1
076	農林水産技術会議 農林水産技術会議施設費	47,632,524	13,776,282	8,643,883	15,133,945	37,554,111	10,078,412	
077	農林水産技術会議 農林水産技術会議施設費	478,367	123,451	1,285	3,766	128,503	349,863	
078	農林水産技術会議 農林水産技術会議施設費	396,858	100,344	70,044	112,938	283,327	113,530	
079	農林水産技術会議 農林水産技術会議施設費	19,913,616	5,175,123	3,637,237	5,633,390	14,445,751	5,467,864	
080	農林水産技術会議 農林水産技術会議施設費	229,113	966	6,646	14,442	22,055	207,057	
081	農林水産技術会議 農林水産技術会議施設費	241,054	3,700	8,289	8,426	20,415	220,639	
082	農林水産技術会議 農林水産技術会議施設費	3,598,379	994,033	608,952	1,127,092	2,730,079	868,300	75.8

091	北海道農政事務所	3,517,051	992,383	606,475	1,124,617	2,723,476	793,574	
092	北海道農政事務所施設費	71,375	—	2	—	2	71,372	
835	情報通信技術調査等適正・効率化推進費	9,953	1,650	2,475	2,475	6,600	3,353	
	林野庁	646,221,319	59,340,564	50,664,847	80,814,479	190,819,890	455,401,428	29.5
101	林野庁共通施設費	32,818,865	12,042,086	5,351,269	8,986,242	26,379,598	6,439,266	
102	林野庁施設費	1,306,823	171,034	131,747	88,452	391,233	915,589	
103	国立研究開発法人森林研究・整備機構運営費	10,649,867	3,012,564	1,996,037	2,953,778	7,962,379	2,687,487	
104	国立研究開発法人森林研究・整備機構施設整備費	2,723,637	—	—	722,529	722,529	2,001,107	
105	森林整備・保全費	5,610,731	80,825	548,349	627,117	1,256,292	4,354,439	
106	国有林野産物等売却及管理処分業務費	14,111,780	2,879,394	1,782,050	2,917,279	7,578,724	6,533,055	
107	治山事業費	116,356,746	6,484,272	7,632,018	10,256,908	24,373,199	91,983,546	
108	森林整備事業費	215,649,769	4,020,369	21,586,193	37,350,394	62,956,957	152,692,812	
109	借入金利子国有林野事業債務管理特別会計へ繰入	1,055,788	126,154	233,712	226,469	586,336	469,451	
110	国有林野事業収入財源借入金債務処理費国有林野事業債務管理特別会計へ繰入	24,184,332	24,010,305	12,250	72,805	24,095,360	88,972	
111	林業振興対策費	5,473,852	1,083,698	1,073,922	1,100,986	3,258,607	2,215,244	
112	林産物供給等振興対策費	2,044,200	57,547	305,016	540,437	903,001	1,141,199	
113	森林整備・林業等振興対策費	56,846,589	447,616	2,057,820	2,947,796	5,453,233	51,393,355	
114	治山事業工事諸費	5,042,211	1,317,511	906,977	1,589,562	3,814,050	1,228,160	
115	森林整備事業工事諸費	6,638,114	1,679,688	1,279,281	2,066,879	5,025,849	1,612,264	
116	山林施設災害復旧事業費	58,285,528	871,555	1,527,118	1,941,029	4,339,703	53,945,825	
117	山林施設災害関連事業費	37,934,629	350,489	1,082,666	1,634,602	3,067,758	34,866,870	
118	山林施設災害復旧事業等工事諸費	116,482	1,266	10,040	12,083	23,390	93,092	
830	情報通信技術調査等適正・効率化推進費	1,727,001	15,126	43,250	88,321	146,698	1,580,302	
658	科学技術イノベーション創造推進費	153,683	—	153,683	—	153,683	—	
816	地方創生基盤整備事業推進費	12,929,597	—	75,030	154,033	229,063	12,700,534	
646	沖縄開発事業費	1,016,502	1,559	69,000	144,242	214,801	801,700	

727	防災・減災対策等強化事業推進費	221,178	—	67,480	42,027	109,507	111,671
740	離島振興事業費	2,827,850	—	102,342	166,216	268,559	2,559,291
746	北海道開発事業費	29,932,925	687,498	2,637,587	4,184,285	7,509,371	22,423,554
757	北海道特定特別総合開発事業推進費	543,000	—	—	—	—	543,000
782	地球環境保全等試験研究費	19,632	—	—	—	—	19,632
131	水産庁共通費	414,155,380	51,289,912	24,859,994	32,904,955	109,054,862	305,100,517
132	食料安全保障確立対策費	8,752,968	2,364,945	1,485,413	2,710,756	6,561,115	2,191,852
133	国立研究開発法人水産研究・教育機構運営費	755,801	10,900	99,943	112,069	222,912	532,888
134	国立研究開発法人水産研究・教育機構施設整備費	17,161,694	5,869,147	3,514,785	4,367,869	13,751,801	3,409,893
147	国立研究開発法人水産研究・教育機構船舶建造費	512,025	—	—	—	—	512,025
147	国立研究開発法人水産研究・教育機構船舶建造費	4,875,707	4,763,000	—	—	4,763,000	112,707
135	水産資源管理対策費	27,394,858	4,273,984	6,063,567	6,578,400	16,915,952	10,478,905
136	船舶建造費	2,240,196	11,447	89,284	52,083	152,815	2,087,380
137	水産業振興対策費	122,772,500	23,642,069	1,115,271	2,991,559	27,748,900	95,023,599
138	保険料国庫負担金等食料安定供給特別会計へ繰入	19,288,344	5,576,342	2,417,413	3,570,697	11,564,452	7,723,892
139	漁村活性化対策費	14,432,060	734,916	887,543	1,377,220	2,999,680	11,432,380
140	水産業強化対策費	6,871,229	—	53,494	185	53,679	6,817,550
141	水産業強化対策費	81,600,268	1,176,593	2,424,512	3,470,410	7,071,516	74,528,752
142	水産業強化対策費	5,611,499	—	—	264,233	264,233	5,347,265
143	海岸事業調査諸費	4,886	598	580	1,466	2,645	2,240
144	水産基盤整備事業工事諸費	52,136	8,096	8,863	14,774	31,734	20,401
145	漁港施設災害復旧事業費	16,837,256	78,622	380,625	71,413	530,660	16,306,595
146	漁港施設災害関連事業費	978,609	—	2,820	43,106	45,926	932,682
831	情報通信技術調査等適正・効率化推進費	1,454,693	17,092	166,585	207,491	391,169	1,063,524
817	地方創生基盤整備事業推進費	3,164,936	—	—	27,179	27,179	3,137,757
647	沖繩開発事業費	7,139,289	20,074	125,550	670,567	816,191	6,323,098
741	離島振興事業費	20,188,136	—	93,880	204,229	298,109	19,890,027
747	北海道開発事業費	51,834,164	2,742,082	5,889,031	6,128,857	14,759,971	37,074,193
783	地球環境保全等試験研究費	4,000	—	—	—	—	4,000

26.3

793	放射能調査研究費	110,216	—	40,059	40,144	80,204	30,011	
728	防災・減災対策等強化事業推進費	116,717	—	—	—	—	116,717	
148	漁港施設災害復旧事業工事諸費	1,187	—	768	241	1,009	177	
14	農林水産省所管合計	4,099,619,308	327,448,963	451,521,976	672,384,352	1,451,355,292	2,648,264,016	35.4
15	経済産業省所管	2,485,357,040	119,209,776	61,773,578	79,850,421	260,833,776	2,224,523,264	10.4
001	経済産業本省共通費	49,617,251	10,593,674	10,180,931	12,504,804	33,279,411	16,337,840	
002	経済産業本省施設費	4,760,035	2	356,978	447,162	804,143	3,955,892	
004	独立行政法人経済産業研究所運営費	1,900,000	475,000	475,000	475,000	1,425,000	475,000	
021	独立行政法人日本貿易振興機構施設整備費	158,637	—	—	—	—	158,637	
008	登録免許税納付確認等事務費 特許特別会計入練人	16,942	5,258	3,221	5,253	13,732	3,210	
019	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構出資	3,400,000	—	—	—	—	3,400,000	
009	国立研究開発法人産業技術総合研究所運営費	65,000,661	21,450,219	13,650,139	16,250,166	51,350,524	13,650,137	
010	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	25,356,986	3,139,051	3,139,051	3,139,051	9,417,153	15,939,833	
011	独立行政法人製品評価技術基盤機構運営費	7,720,571	2,316,173	1,544,114	2,702,199	6,562,486	1,158,085	
013	独立行政法人情報処理推進機構運営費	18,881,874	3,985,470	3,985,468	3,985,468	11,956,406	6,925,468	
006	独立行政法人日本貿易振興機構運営費	39,969,313	6,555,098	6,555,098	6,555,098	19,665,294	20,304,019	
016	工業用水道事業費	7,187,880	—	36,571	96,047	132,618	7,055,261	
017	独立行政法人製品評価技術基盤機構施設整備費	1,998,534	—	—	—	—	1,998,534	
020	国立研究開発法人産業技術総合研究所施設整備費	94,321,010	—	2,536,404	11,887,344	14,423,748	79,897,262	
721	水資源開発事業費	151,989	—	—	—	—	151,989	
781	地球環境保全等試験研究費	2,388	—	—	—	—	2,388	
601	沖繩振興交付金事業推進費	51,935	—	—	—	—	51,935	

656	科学技術イノベーション創造 推進費	10,730,445	3,701,227	2,233,821	2,109,570	8,044,618	2,685,827	
829	情報通信技術調達等適正・効 率化推進費	12,609,712	770,604	1,555,195	1,243,299	3,569,100	9,040,612	
615	宇宙開発利用推進費	2,969,074	28,202	286,111	326,375	640,689	2,328,385	
003	経済構造改革推進費	243,783,131	116,016	560,362	357,681	1,034,060	242,749,070	
005	対外経済政策推進費	115,897,994	3,643,022	3,923,771	3,542,475	11,109,269	104,788,724	
007	産業技術・環境・産業標準政 策推進費	90,138,017	1,181,063	1,929,392	1,004,643	4,115,100	86,022,917	
012	情報処理・サーバ・製造産 業振興費	323,344,685	57,360,315	8,320,015	11,428,909	77,109,240	246,235,444	
014	産業保安確保費	5,248,560	681	184,998	235,740	421,420	4,827,139	
015	地域経済政策推進費	53,671,181	3,888,695	316,932	781,633	4,987,262	48,683,918	
022	半導体・人工知能関連技術基 盤強化対策費	1,305,353,732	—	—	—	—	1,305,353,732	
674	地方創生地域産業基盤整備事 業推進費	1,114,500	—	—	772,500	772,500	342,000	
061	経済産業局	14,782,810	4,030,500	2,586,239	4,748,159	11,364,899	3,417,910	76.8
062	経済産業局施設費	14,645,440	4,030,500	2,586,239	4,746,883	11,363,623	3,281,816	
062	産業保安監督官署	137,370	—	0	1,275	1,275	136,094	
071	産業保安監督官署	2,611,612	702,466	459,782	824,125	1,986,373	625,238	76.0
081	資源工ネルギー庁	3,862,938,815	327,246,240	261,186,856	568,946,778	1,157,379,875	2,705,558,940	29.9
081	資源工ネルギー庁共通費	4,162,340	1,116,941	710,048	1,232,352	3,059,342	1,102,997	
082	鉱物資源安定供給確保費	1,634,229	71,133	—	100,000	171,133	1,463,095	
085	独立行政法人工ネルギー・金 属鉱物資源機構運営費	28,298,409	983,228	983,228	983,228	2,949,684	25,348,725	
083	石油石炭税財源燃料安定供給 対策及工ネルギー供給構造高 度化対策費工ネルギー対策特 別会計へ繰入	480,379,855	—	—	37,400,000	37,400,000	442,979,855	
084	電源開発促進税財源電源立地 対策及電源利用対策費工ネ ルギー対策特別会計へ繰入	151,054,896	—	—	8,500,000	8,500,000	142,554,896	
089	独立行政法人工ネルギー・金 属鉱物資源機構出資	67,500,000	—	—	—	—	67,500,000	
090	電源利用対策費工ネルギー対 策特別会計へ繰入	11,145,311	—	—	—	—	11,145,311	

832	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	422,016	12,772	51,090	38,317	102,180	319,836	
088	工ネルギー需給構造高度化対策費	3,085,406,396	325,062,164	259,442,489	520,692,880	1,105,197,534	1,980,208,862	
091	脱炭素成長型経済構造移行推進工ネルギー一対策特別会計へ繰入	32,935,362	—	—	—	—	32,935,362	28.7
	中 小 企 業 庁	680,072,643	89,740,834	62,008,799	43,926,619	195,676,253	484,396,389	
101	中小企業庁共通費	2,046,300	542,736	357,967	622,074	1,522,777	523,522	
102	中小企業政策推進費	311,607,435	74,555,558	57,657,860	39,912,529	172,125,948	139,481,486	
103	独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費	361,996,201	14,638,280	3,986,581	3,385,139	22,010,000	339,986,201	
104	独立行政法人中小企業基盤整備機構出資	3,000,000	—	—	—	—	3,000,000	
830	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	1,422,706	4,259	6,389	6,877	17,527	1,405,179	23.0
15	経済産業省所管合計	7,045,762,921	540,929,817	388,015,256	698,296,104	1,627,241,178	5,418,521,742	
16	国土交通省所管	11,198,430,606	391,964,763	607,300,359	756,668,754	1,755,933,878	9,442,496,728	15.6
001	国土交通本省共通費	138,361,119	37,215,884	22,083,222	31,890,670	91,189,777	47,171,341	
002	国土交通本省施設費	100,228	—	25,345	—	25,345	74,882	
003	住宅対策事業費	22,468,750	—	—	—	—	22,468,750	
004	住宅対策諸費	37,906,499	4,527,200	—	11,319,430	15,846,630	22,059,869	
005	住宅市場整備推進費	84,286,185	283,284	2,288,535	10,568,343	13,140,163	71,146,021	
006	総合的パリアフリー推進費	53,604	173	1,905	1,773	3,852	49,751	
008	海洋環境対策費	477,062	694	1,597	24,475	26,767	450,295	
351	港湾環境整備事業費	3,595,195	—	—	—	—	3,595,195	
010	道路環境等対策費	23,737	—	—	—	—	23,737	
352	道路環境改善事業費	172,855,098	4,528,145	11,481,649	11,842,062	27,851,856	145,003,241	
011	水資源対策費	110,961	1,169	11,071	2,682	14,924	96,036	
012	水資源開発事業費	8,014,393	—	641,945	1,404,489	2,046,434	5,967,959	
013	緑地環境対策費	160,000	—	—	—	—	160,000	
014	国営公園等事業費	35,374,724	2,575,364	4,185,897	5,144,613	11,905,875	23,468,849	
015	水環境対策費	227,717	—	1,235	60	1,296	226,420	
016	都市水環境整備事業費	53,871,998	3,305,283	6,227,125	3,268,857	12,801,266	41,070,732	

377	上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費	4,263,000	—	5,900	—	5,900	—	5,900	4,257,100
378	水道施設整備費	9,534,515	—	60,613	63,314	123,927	—	9,410,588	
017	下水道事業費	26,019,948	513	1,248,131	895,784	2,144,430	—	23,875,517	
018	地球温暖化防止等対策費	23,378,936	204,827	1,360,091	1,408,186	2,973,105	—	20,405,831	
019	災害情報整備推進費	2,143	—	—	—	—	—	2,143	
020	住宅・市街地防災対策費	67,944	—	—	1,000	1,000	—	66,944	
021	市街地防災事業費	281,610	—	—	—	—	—	281,610	
022	住宅防災事業費	474,223,936	3,614,716	17,842,211	11,962,696	33,419,624	—	440,804,312	
023	都市公園防災事業費	1,246,000	—	100,000	1,073,048	1,173,048	—	72,952	
024	下水道防災事業費	120,484,609	—	3,523,489	4,569,478	8,092,967	—	112,391,642	
025	水害・土砂災害対策費	396,856	7,059	18,867	89,770	115,698	—	281,157	
026	河川管理施設整備費	51,343	445	2,212	2,456	5,113	—	46,229	
353	河川整備事業費	1,016,763,910	52,094,423	82,146,384	79,473,295	213,714,103	—	803,049,807	
354	多目的ダム建設事業費	114,730,224	13,460,345	13,138,073	10,900,344	37,498,764	—	77,231,460	
355	総合流域防災事業費	20,073,744	166,910	731,031	767,944	1,665,886	—	18,407,857	
356	砂防事業費	239,504,213	7,242,227	16,282,759	20,669,430	44,194,417	—	195,309,796	
027	急傾斜地崩壊対策等事業費	29,875	—	—	731	731	—	29,143	
375	防災・減災対策等強化事業推進費	22,472,877	800,237	2,030,807	1,353,074	4,184,118	—	18,288,759	
032	海岸事業費	75,812,290	3,756,295	3,981,293	10,011,323	17,748,912	—	58,063,378	
033	公共交通等安全対策費	5,330,510	1,099,667	551,699	86,686	1,738,053	—	3,592,457	
034	独立行政法人航空大学校運営費	2,979,438	777,510	619,233	606,662	2,003,405	—	976,033	
035	独立行政法人航空大学校施設整備費	495,027	—	56,353	610	56,963	—	438,064	
036	鉄道安全対策事業費	21,258,358	263,541	322,033	303,507	889,083	—	20,369,275	
037	道路交通安全対策費	261,072	179	738	4,443	5,361	—	255,710	
357	道路交通安全対策事業費	1,419,422,699	41,747,890	88,814,622	100,394,675	230,957,188	—	1,188,465,511	
038	総合的物流体系整備推進費	13,798,316	24,762	18,770	130,170	173,703	—	13,624,612	
040	港湾事業費	408,142,887	23,898,612	40,399,283	45,933,264	110,231,159	—	297,911,727	
358	工ネ儿ギ一・鉄鋼港湾施設工事費	1	—	—	—	—	—	1	
046	景观形成推進費	116,922	—	5,280	2,100	7,380	—	109,542	
359	地域連携道路事業費	1,063,084,001	66,094,337	81,450,541	89,549,045	237,093,924	—	825,990,077	

648	沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費	4,325,790	—	47,829	289,204	337,038	3,988,756
048	整備新幹線建設推進高度化等事業費	2,676,652	167,999	168,000	145,000	480,999	2,195,653
049	整備新幹線整備事業費	104,271,355	10,982,000	16,087,000	1,196,000	28,265,000	76,006,355
053	航空機燃料税財源空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入	22,402,000	5,600,500	5,600,500	5,600,500	16,801,500	5,600,500
054	航空機燃料税財源北海道空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入	5,695,000	1,423,750	1,423,750	1,423,750	4,271,250	1,423,750
055	航空機燃料税財源離島空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入	173,000	43,250	43,250	43,250	129,750	43,250
056	都市・地域づくり推進費	4,345,928	2,370	47,277	61,095	110,744	4,235,184
057	都市再生・地域再生整備事業費	157,802,615	679,768	741,390	962,961	2,384,120	155,418,494
058	鉄道網整備推進費	83,572	—	23,793	—	23,793	59,779
059	鉄道網整備事業費	30,785,539	928,335	599,089	1,209,149	2,736,574	28,048,964
060	地域公共交通維持・活性化推進費	88,063,755	3,020,420	816,020	1,874,489	5,710,930	82,352,825
096	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構運営費	315,551	102,304	60,387	92,459	255,150	60,401
061	都市・地域交通整備事業費	1,569,638	—	—	—	—	1,569,638
062	道路交通円滑化推進費	7,870,804	—	—	—	—	7,870,804
361	道路交通円滑化事業費	373,873,984	32,224,598	43,576,159	43,942,882	119,743,640	254,130,343
815	地方創生基盤整備事業費	39,179,212	364,400	324,152	785,320	1,473,873	37,705,338
674	地方創生地域産業基盤整備事業推進費	4,885,500	—	—	52,138	52,138	4,833,361
066	社会資本整備・管理効率化推進費	1,827,810	61,592	98,155	136,761	296,510	1,531,299
067	不動産市場整備等推進費	4,780,248	8,770	15,220	8,545	32,535	4,747,712
068	建設市場整備推進費	2,075,086	371	32,278	50,889	83,540	1,991,545
069	国土交通統計調査費	1,423,795	46,357	40,723	113,617	200,698	1,223,096
070	国土調査費	7,745,695	1,295	84,109	374,298	459,702	7,285,993
376	社会資本整備円滑化地籍整備事業費	2,098,750	—	—	73,730	73,730	2,025,020

130	自動車運送業市場環境整備推進費	769,538	481	630	1,813	2,925	766,612
071	海事産業市場整備等推進費	7,952,512	61,472	23,912	295,554	380,939	7,571,572
074	独立行政法人海技教育機構運営費	7,206,799	3,775,725	—	2,734,143	6,509,868	696,931
075	独立行政法人海技教育機構施設整備費	310,000	—	—	—	—	310,000
380	独立行政法人海技教育機構船舶建造費	55,000	—	—	—	—	55,000
076	国土形成推進費	1,121,650	2,410	12,042	13,681	28,134	1,093,516
601	沖縄振興交付金事業推進費	41,465,122	—	640,421	3,351,223	3,991,644	37,473,477
280	社会資本総合整備事業費	2,473,863,314	46,741	27,178,025	77,534,077	104,758,844	2,369,104,469
282	官民連携基盤整備推進調査費	508,213	—	—	20,000	20,000	488,213
645	沖縄開発事業費	144,251,711	4,831,329	9,813,516	18,323,950	32,968,796	111,282,914
080	地理空間情報整備・活用推進費	219,226	10	3	173	186	219,039
081	離島振興費	8,207,004	678	14,145	8,329	23,153	8,183,850
083	離島振興事業費	66,511,089	222,098	415,565	2,434,712	3,072,376	63,438,713
085	北海道総合開発推進費	3,788,358	717,571	677,776	557,341	1,952,689	1,835,668
086	北海道開発事業費	580,557,729	31,651,273	33,358,652	70,567,450	135,577,375	444,980,353
089	北海道特定特別総合開発事業推進費	3,267,000	—	—	563,650	563,650	2,703,350
091	技術研究開発推進費	8,714,982	11,683	94,119	669,036	774,839	7,940,143
656	科学技術イノベーション創造推進費	5,512,067	2,250,543	868,352	196,409	3,315,305	2,196,761
617	宇宙開発利用推進費	630,000	—	—	—	—	630,000
092	国立研究開発法人土木研究所運営費	8,746,545	2,493,807	4,277,252	—	6,771,059	1,975,486
093	国立研究開発法人土木研究所施設整備費	2,741,978	—	54,684	194,404	249,089	2,492,889
094	国立研究開発法人建築研究所運営費	1,992,411	560,634	928,775	—	1,489,410	503,000
095	国立研究開発法人建築研究所施設整備費	2,211,969	—	—	—	—	2,211,969
099	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所運営費	5,379,657	1,569,339	969,976	1,427,557	3,966,872	1,412,785

100	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所施設整備費	2,620,582	—	—	175,120	—	175,120	2,445,462
367	独立行政法人自動車技術総合機構運営費	776,181	217,047	149,289	205,891	572,227	203,954	
373	独立行政法人自動車技術総合機構施設整備費	420,000	—	—	—	—	420,000	
105	情報報化推進費	4,718,686	16,007	131,701	179,442	327,151	4,391,534	
829	情報通信技術調査等適正・効率化推進費	21,404,707	642,419	3,722,889	2,379,295	6,744,604	14,660,103	
106	国際協力費	5,730,631	15,176	35,146	145,538	195,861	5,534,769	
107	官庁施設保全等推進費	170,279	183	539	3,472	4,195	166,083	
108	官庁営繕費	36,377,465	1,306,341	3,877,728	6,063,387	11,247,457	25,130,007	
687	特定国有財産整備費	6,065,009	30,246	498,327	522	529,097	5,535,912	
374	附帯・受託工事費	108,312,219	1,163,029	10,003,093	9,340,450	20,506,573	87,805,645	
273	治水海岸事業調査諸費	153,992	21,741	31,064	36,746	89,551	64,440	
272	水資源開発事業調査諸費	1,870	155	239	497	892	977	
364	道路整備事業調査諸費	48,890	1,560	7,264	9,405	18,230	30,659	
365	港湾事業調査諸費	83,982	14,390	15,297	18,655	48,343	35,638	
275	都市開発事業調査諸費	23,302	2,251	3,824	4,995	11,071	12,230	
366	都市水環境整備事業調査諸費	6,603	270	511	2,881	3,663	2,939	
276	住宅建設事業調査諸費	100,626	15,482	18,248	24,595	58,326	42,299	
277	国営公園等事業調査諸費	29,926	2,584	6,706	8,138	17,430	12,495	
379	水道施設整備事業調査諸費	2,856	—	664	536	1,200	1,655	
278	下水道事業調査諸費	96,651	11,728	18,636	23,769	54,134	42,516	
109	河川等災害復旧事業費	769,191,879	4,863,538	22,296,475	32,487,873	59,647,887	709,543,992	
283	水資源開発施設災害復旧事業費	920,397	—	—	—	—	920,397	
285	住宅施設災害復旧事業費	3,468,470	—	—	—	—	3,468,470	
368	鉄道施設災害復旧事業費	2,652,500	—	—	26,844	26,844	2,625,655	
110	河川等災害関連事業費	288,825,166	5,510,753	15,443,107	11,912,778	32,866,638	255,958,528	
369	自動車安全特別会計へ繰入	10,000,000	6,500,000	—	—	6,500,000	3,500,000	
112	自動車重量税業務取扱費自動車安全特別会計へ繰入	268,730	84,264	47,595	79,908	211,767	56,963	
859	生活基盤施設耐震化等対策費	45,258,792	—	—	569,478	569,478	44,689,314	
868	水道施設災害復旧事業費	4,330,561	—	—	93,590	93,590	4,236,971	

131	国土技術政策総合研究所 国土技術政策総合研究所共通 費	9,850,192	1,216,121	917,779	1,507,124	3,641,025	6,209,166	36.9
132	国土技術政策総合研究所施設 費	3,209,675	845,565	549,567	995,450	2,390,583	819,091	
133	技術研究開発推進費	2,550,564	74,448	91,639	51,650	217,738	2,332,825	
657	科学技術イノベーション創造 推進費	1,104,915	14,840	32,391	61,293	108,525	996,389	
830	情報通信技術調達等適正・効 率化推進費	393,112	376	9,556	47,721	57,654	335,457	
136	治水海岸事業工事諸費	1,314,289	26,431	40,628	41,860	108,920	1,205,368	
137	道路整備事業工事諸費	587,044	120,749	87,695	138,704	347,149	239,894	
138	港湾空港整備事業工事諸費	482,345	93,505	72,989	114,287	280,782	201,562	
141	国土地理院共通施設費	208,248	40,205	33,309	56,156	129,671	78,576	
142	国土地理院施設費	19,714,783	2,009,616	1,784,205	3,617,453	7,411,275	12,303,507	37.5
143	災害情報整備推進費	5,238,739	1,488,636	935,742	1,698,874	4,123,253	1,115,485	
144	地理空間情報整備・活用等推 進費	285,042	—	2,010	766	2,777	282,264	
145	技術研究開発推進費	5,909,820	151,179	205,678	528,020	884,877	5,024,942	
831	情報通信技術調達等適正・効 率化推進費	7,617,956	326,245	561,384	1,285,187	2,172,817	5,445,139	
701	南極地域観測事業費	109,973	5,030	6,402	20,040	31,474	78,498	
151	海難審判所共通費	505,290	38,524	68,271	79,633	186,429	318,860	
152	海難審判所共通費	47,962	—	4,714	4,930	9,645	38,316	77.2
837	情報通信技術調達等適正・効 率化推進費	941,458	265,595	172,292	289,071	726,959	214,499	
161	地方整備局共通施設費	904,528	260,574	165,562	279,671	705,808	198,719	
162	地方整備局施設費	27,334	4,221	3,530	7,000	14,752	12,581	
163	地方整備局推進費	9,596	799	3,198	2,399	6,397	3,198	
832	情報通信技術調達等適正・効 率化推進費	270,437,796	66,795,817	41,035,416	67,904,261	175,735,495	94,702,300	64.9
167	治水海岸事業工事諸費	34,410,637	9,970,556	5,878,850	10,956,211	26,805,619	7,605,018	
168	道路整備事業工事諸費	47,030	—	—	730	730	46,299	
		665,738	53,178	82,206	130,641	266,026	399,711	
		10,810,029	632,023	2,191,439	2,378,261	5,201,724	5,608,304	
		97,464,283	28,408,132	14,127,159	23,415,997	65,951,289	31,512,993	
		86,527,107	19,967,716	13,310,306	22,041,394	55,319,417	31,207,690	

169	港湾空港整備事業工事諸費	20,097,285	5,269,300	3,172,093	5,458,774	13,900,168	6,197,117	
170	都市環境整備事業工事諸費	9,504,391	1,702,754	1,356,924	2,104,066	5,163,745	4,340,646	
164	国営公園等事業工事諸費	1,803,041	435,884	272,280	460,290	1,168,455	634,585	
165	河川等災害復旧事業等工事諸費	9,108,251	356,270	644,155	957,892	1,958,317	7,149,933	
	北海道 開発局	54,116,694	13,077,353	9,119,839	14,723,237	36,920,431	17,196,263	68.2
171	北海道開発局共通費	9,914,135	2,877,076	1,760,403	3,214,203	7,851,682	2,062,452	
172	北海道開発局施設費	270,035	6,190	1,431	3,520	11,142	258,893	
173	北海道開発行政推進費	49,109	3,145	8,115	13,826	25,087	24,021	
833	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	2,536,284	238,941	475,438	524,910	1,239,290	1,296,994	
174	北海道治水海岸事業工事諸費	10,021,815	2,426,271	1,649,561	2,601,275	6,677,107	3,344,707	
183	北海道道路整備事業工事諸費	17,322,755	4,134,474	2,902,231	4,580,168	11,616,875	5,705,879	
176	北海道港湾空港整備事業工事諸費	2,625,769	677,733	433,827	699,704	1,811,266	814,502	
177	北海道都市環境整備事業工事諸費	1,552,568	368,235	277,533	455,412	1,101,182	451,385	
179	北海道国営公園等事業工事諸費	85,481	18,256	13,709	21,783	53,748	31,732	
180	北海道農業農村整備事業等工事諸費	9,716,186	2,326,266	1,597,070	2,607,512	6,530,850	3,185,335	
182	北海道災害復旧事業等工事諸費	22,556	761	516	920	2,198	20,357	
	地方 運輸局	23,274,592	6,219,695	4,053,556	7,289,268	17,562,519	5,712,072	75.4
191	地方運輸局共通費	22,044,980	6,133,101	3,789,985	7,042,684	16,965,771	5,079,208	
192	地方運輸行政推進費	738,202	47,291	106,977	128,188	282,458	455,743	
835	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	491,410	39,302	156,592	118,395	314,289	177,120	
	地方 航空局	2,420,419	675,670	419,080	769,565	1,864,316	556,103	77.0
201	地方航空局共通費	2,358,833	669,422	402,237	756,029	1,827,689	531,143	
202	地方航空行政推進費	46,369	5,456	14,490	12,806	32,753	13,615	
838	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	15,217	791	2,351	729	3,872	11,344	
	観光 光	164,435,539	8,582,384	3,579,411	22,950,476	35,112,272	129,323,267	21.3
221	観光 共通費	2,211,820	580,058	374,954	661,651	1,616,664	595,155	
222	観光 振興費	139,445,974	4,864,253	47,706	19,141,249	24,053,210	115,392,764	

225	国際観光旅客税財源観光振興費	10,145,923	1,593	19,783	10,609	31,986	10,113,936
839	情報通信技術調査等適正・効率化推進費	89,810	975	1,462	1,462	3,901	85,908
223	独立行政法人国際観光振興機構運営費	5,242,012	1,310,503	1,310,503	1,310,503	3,931,509	1,310,503
226	国際観光旅客税財源独立行政法人国際観光振興機構運営費	7,300,000	1,825,000	1,825,000	1,825,000	5,475,000	1,825,000
231	気象官署共通施設費	128,341,590	13,197,941	9,455,447	26,898,993	49,552,381	78,789,208
232	気象官署施設費	35,568,352	9,975,924	6,159,475	11,387,596	27,522,996	8,045,355
233	観測予報等業務費	8,791,079	77	12,915	53,169	66,162	8,724,917
235	海洋気象観測船建造費	59,294,968	1,428,099	1,477,113	12,155,844	15,061,057	44,233,910
834	情報通信技術調査等適正・効率化推進費	7,137,595	—	—	—	—	7,137,595
234	気象研究所	14,950,874	1,229,003	1,371,553	2,619,258	5,219,815	9,731,059
702	南極地域観測事業費	2,356,495	561,061	410,263	642,397	1,613,722	742,772
792	放射能調査研究費	114,289	1,434	18,660	34,252	54,347	59,941
782	地球環境保全等試験研究費	9,000	—	—	—	—	9,000
659	科学技術イノベーション創造推進費	27,436	2,323	5,332	6,446	14,102	13,333
241	運輸安全委員会	91,500	16	133	27	177	91,322
840	運輸安全委員会情報通信技術調査等適正・効率化推進費	2,158,255	567,956	366,371	638,970	1,573,297	584,958
251	海上保安官署共通施設費	2,148,659	567,156	363,172	636,570	1,566,899	581,759
726	海上保安官署施設費	2,148,659	567,156	363,172	636,570	1,566,899	581,759
252	海上保安官署施設費	2,148,659	567,156	363,172	636,570	1,566,899	581,759
253	船舶交通安全及海上治安対策費	9,596	799	3,198	2,399	6,397	3,198
254	船舶建造費	386,240,233	45,438,442	57,927,364	89,651,435	193,017,243	193,222,990
836	情報通信技術調査等適正・効率化推進費	118,128,950	33,001,603	20,942,663	38,168,814	92,113,081	26,015,869
703	南極地域観測事業費	8,784,327	204,608	49,948	4,856,567	5,111,123	3,673,203
793	放射能調査研究費	290,730	125,092	—	—	125,092	165,638
253	船舶交通安全及海上治安対策費	150,123,568	9,140,561	20,764,266	22,278,136	52,182,964	97,940,604
254	船舶建造費	67,874,482	585,172	8,449,310	16,688,622	25,723,105	42,151,376
836	情報通信技術調査等適正・効率化推進費	2,409,386	220,398	449,499	382,745	1,052,643	1,356,742
703	南極地域観測事業費	28,764	40	12,782	5,310	18,133	10,630
793	放射能調査研究費	126,851	5,524	12,724	37,824	56,072	70,778

49.9

72.8

38.6

255	船舶交通安全整備事業費	36,004,374	1,983,775	7,080,683	6,993,346	16,057,806	19,946,567
615	宇宙開発利用推進費	150,000	—	—	—	—	150,000
256	船舶交通安全整備事業工事諸費	798,396	171,666	133,356	170,265	475,288	323,107
257	船舶交通安全整備事業費	1,493,995	—	32,081	69,573	101,655	1,392,339
265	船舶交通安全整備事業費	26,408	—	47	229	276	26,131
16	国土交通省所管合計	12,260,362,162	550,011,358	736,131,123	992,908,614	2,279,051,096	9,981,311,066
17	環境省所管	715,055,694	23,881,779	88,945,078	37,378,731	150,205,589	564,850,105
001	環境本省共通推進費	16,722,252	4,035,069	3,297,579	4,441,896	11,774,544	4,947,707
002	地球温暖化対策推進費	2,289,983	16,753	51,141	37,832	105,727	2,184,255
003	石油石炭税財源工ネルギー給構造高度化対策工ネルギー一対策特別会計一繰入	192,670,000	—	56,787,000	—	56,787,000	135,883,000
022	脱炭素成長型経済構造移行推進工ネルギー一対策特別会計一繰入	267,199	—	—	—	—	267,199
004	地球環境保全費	2,978,624	510,455	1,066,469	219,897	1,796,821	1,181,802
005	大気・水・土壌環境等保全費	12,110,500	92,422	198,017	356,932	647,372	11,463,127
006	資源循環政策推進費	165,937,342	6,562,445	10,081,831	16,633,250	33,277,527	132,659,815
007	廃棄物処理施設整備費	165,315,993	—	694,540	2,191,542	2,886,082	162,429,911
008	生物多様性保全等推進費	15,139,945	767,753	238,069	1,133,682	2,139,505	13,000,439
009	環境保全施設整備費	3,190,078	8,416	800,918	147,796	957,131	2,232,947
775	国際観光旅客税財源観光振興費	6,939,468	992	1,146,616	187,008	1,334,617	5,604,850
010	自然公園等事業費	17,760,880	846,292	1,042,946	1,504,004	3,393,243	14,367,637
011	化学物質対策推進費	3,085,359	90,415	89,646	1,043,189	1,223,250	1,862,108
012	環境保健対策推進費	14,718,739	299,064	243,946	654,636	1,197,648	13,521,091
013	自動車重量税財源公害健康被害補償費	6,241,000	—	6,241,000	—	6,241,000	—
014	環境・経済・社会の統合的向上費	791,753	28,351	36,701	212,372	277,425	514,327
015	環境政策基盤整備費	5,381,243	75,552	88,474	178,860	342,886	5,038,356
016	環境調査研修施設費	1,841,947	203,191	220,604	364,335	788,131	1,053,815
017	環境調査研修施設費	25,653	—	—	—	—	25,653

21.0

18.5

052	原子力安全確保費	5,726,148	927,350	649,393	1,139,475	2,716,219	3,009,928	
054	放射能調査研究費	935,843	8,381	36,377	211,225	255,984	679,859	
053	電源開発促進税財源電源利用 対策及原子力安全規制対策 工不 ^レ 半一対策特別会計 ^レ 繰 入	40,022,718	—	—	6,877,328	6,877,328	33,145,390	
831	情報通信技術調達等適正・効 率化推進費	775,653	146,749	121,478	127,025	395,253	380,400	21.6
17	環境省所管合計	784,938,433	28,345,605	92,045,864	49,313,031	169,704,501	615,233,931	
18	防衛省所管	9,202,295,272	1,992,140,482	1,202,896,553	1,461,744,328	4,656,781,363	4,545,513,908	50.6
001	防衛本省共通施設費	795,480,880	189,981,727	173,348,599	205,850,895	569,181,223	226,299,657	
002	防衛本省給与費	6,649,418	24	539,368	220,504	759,897	5,889,520	
003	自衛官盤強化推進費	1,539,085,614	460,164,142	270,544,498	460,820,735	1,191,529,377	347,556,236	
021	防衛力基盤強化推進費	968,193,589	110,551,814	241,263,179	133,085,918	484,900,913	483,292,676	
022	防衛力基盤強化施設整備費	555,060,608	13,627,209	46,668,067	31,392,774	91,688,051	463,372,556	
004	武器車両等整備費	1,709,840,201	351,702,361	180,572,201	166,648,683	698,923,246	1,010,916,954	
005	艦船整備備費	283,348,245	22,009,194	43,104,627	59,985,173	125,098,995	158,249,249	
023	艦船建造費	82,571,273	43,797,835	2,336,954	3,674,787	49,809,578	32,761,695	
006	航空機整備備費	1,869,675,731	691,305,828	149,042,024	243,349,292	1,083,697,144	785,978,586	
012	令和2年度甲V型警備艦建造費	15,842,158	—	15,842,059	—	15,842,059	99	
013	令和2年度潜水艦建造費	18,063,723	1,651,229	29,909	1,377,262	3,058,402	15,005,321	
014	令和3年度甲V型警備艦建造費	25,941,709	2,115,271	3,441,452	2,542,287	8,099,011	17,842,698	
015	令和3年度潜水艦建造費	22,371,404	1,430,167	9,067,224	1,000,420	11,497,813	10,873,591	
016	令和4年度甲V型警備艦建造費	54,486,515	4,860,056	5,314,222	8,698,846	18,873,125	35,613,389	
017	令和4年度潜水艦建造費	26,272,798	2,644,606	3,005,930	1,855,932	7,506,468	18,766,329	
007	令和5年度甲V型警備艦建造費	28,407,835	13,363,030	759,465	—	14,122,496	14,285,338	
024	令和5年度潜水艦建造費	15,187,534	5,805,817	338,884	—	6,144,701	9,042,832	
008	令和6年度甲V型警備艦建造費	1,697,088	—	443,014	—	443,014	1,254,073	
009	令和6年度甲V型警備艦建造費	52,590,389	—	—	584,724	584,724	52,005,665	
010	令和6年度潜水艦建造費	6,267,608	—	1,269,470	211,247	1,480,717	4,786,891	

018	在日米軍等駐留関連諸費	1,091,475,769	73,927,514	51,282,882	133,133,197	258,343,593	833,132,175	
019	独立行政法人駐留軍等労働者 労務管理機構運営費	4,070,381	1,125,050	729,221	1,551,803	3,406,074	664,307	
829	情報通信技術調達等適正・効 率化推進費	24,871,268	1,796,284	3,424,979	3,554,373	8,775,637	16,095,630	
701	南極地域観測事業費	4,348,888	222,288	440,348	2,042,114	2,704,751	1,644,136	
020	安全保障協力推進費	494,636	59,025	87,965	163,352	310,343	184,292	
031	地方防衛局	24,043,014	5,927,042	4,145,907	6,453,219	16,526,168	7,516,845	68.7
032	地方防衛局施設費	22,125,562	5,718,284	3,839,298	6,155,633	15,713,217	6,412,344	
830	情報通信技術調達等適正・効 率化推進費	1,718,763	—	5,241	3,357	8,598	190,090	
	防衛装備庁	426,785,457	80,385,364	42,535,848	74,664,555	197,585,769	229,199,688	46.2
500	防衛力基盤強化推進費	25,410,503	5,887,799	4,736,969	7,332,406	17,957,175	7,453,327	
550	防衛力基盤強化施設整備費	367,878,663	73,842,444	22,448,312	64,735,839	161,026,597	206,852,066	
600	防衛力基盤強化施設整備費	26,658,973	29,724	12,982,542	1,740,408	14,752,675	11,906,297	
792	放射能調査研究費	301,716	986	—	67	1,054	300,661	
831	情報通信技術調達等適正・効 率化推進費	6,535,601	624,408	2,368,023	855,833	3,848,266	2,687,335	
18	防衛省所管合計	9,653,123,744	2,078,452,889	1,249,578,309	1,542,862,103	4,870,893,301	4,782,230,442	50.4
	合計	137,578,249,935	35,075,008,834	26,219,228,306	24,085,352,263	85,379,589,404	52,198,660,530	62.0

令和6年度特別会計第3・四半期予算使用状況調

(単位千円 千円未満切捨)

会 計 名	歳入予算額又は歳出予算現額	収 納 済 入 額 又 は 支 出 済 歳 出 額			計	歳入予算額と収納済歳入額との差(△は減)又は歳出予算残額	収入基合又は支出基合(%)
		第1・四半期分	第2・四半期分	第3・四半期分			
90010 交付税及び歳与税配付金 歳 歳	54,847,500,520 54,656,405,543	12,026,211,227 27,333,123,615	7,140,699,537 17,021,564,903	17,358,187,191 6,762,491,321	36,525,097,956 51,117,179,840	△18,322,402,563 3,539,225,702	66.5 93.5
11010 地震再保険 歳 歳	113,328,344 113,328,344	23,297,144 1,299,936	26,125,247 1,332,719	30,253,341 923,081	79,675,733 3,555,737	△ 33,652,610 109,772,606	70.3 3.1
11020 国債整理基金 歳 歳	220,562,640,946 223,628,261,741	89,419,351,394 67,728,693,796	62,120,910,840 57,229,054,896	33,585,008,110 43,245,792,608	185,125,270,345 168,203,541,300	△35,437,370,600 55,424,720,440	83.9 75.2
11040 外国為替資産 歳 歳	4,462,964,631 1,317,220,070	54,698 69,357,598	497,723,415 55,404,463	160,014,801 122,555,781	657,792,915 247,317,843	△ 3,805,171,715 1,069,902,226	14.7 18.7
90030 財政投資資金勘定 歳 歳	23,083,213,951 23,083,280,677	4,247,329,964 4,306,895,343	4,625,410,255 4,540,022,939	9,058,837,741 9,136,514,942	17,931,577,961 17,983,433,225	△ 5,151,635,989 5,099,847,451	77.6 77.9
90032 投資資産勘定 歳 歳	823,354,589 578,418,929	486,991,500 8,724,592	186,345,375 155,136,828	91,151,007 9,035,109	776,487,883 172,896,530	△ 46,866,705 405,522,398	94.3 29.8
90033 特定国有財産整備勘定 歳 歳	51,926,765 9,427,116	36,096,816 14,997	863,545 92,775	105,076 3,765,559	37,065,437 3,873,332	△ 14,861,327 5,553,783	71.3 41.0
90020 工ネルギー一対策 歳 歳	4,020,840,565 4,803,598,286	1,421,906,305 1,398,970,949	403,072,251 619,654,562	71,508,556 305,143,634	1,896,487,113 2,323,769,146	△ 2,124,353,451 2,479,829,139	47.1 48.3
90022 電源開発促進勘定 歳 歳	424,124,543 451,079,861	88,945,042 28,616,640	3,084,639 29,222,384	44,145,998 53,356,921	136,175,681 111,195,946	△ 287,948,861 339,883,915	32.1 24.6
90023 原子力損害賠償支援勘定 歳 歳	12,599,062,972	2,543,800,963	1,901,618,080	2,003,914,693	6,449,333,738	△ 6,149,729,233	51.1

13010	勞働災害	保	出	12,599,062,972	2,543,668,000	1,901,590,000	2,003,877,000	6,449,135,000	6,149,927,972	51.1
13011	勞働災害	保	入	1,260,201,381	233,580,809	497,749,889	129,143,658	860,474,357	399,727,023	68.2
13012	雇用	勤	入	1,093,786,921	272,605,063	212,188,820	293,845,226	778,639,110	315,147,811	71.1
13013	徴収	勤	入	3,630,715,216	48,653,116	1,663,200,860	408,391,823	2,120,445,800	1,510,269,415	58.4
90050	基礎年金	勤	入	3,295,717,736	633,648,796	835,100,204	671,863,676	2,140,612,678	1,155,105,058	64.9
90051	基礎年金	勤	入	4,280,263,387	258,804,632	1,745,648,804	1,197,825,156	3,202,278,594	1,077,984,792	74.8
90052	国民年金	勤	入	4,280,263,387	39,654,327	1,847,084,080	486,470,854	2,373,209,262	1,907,054,124	55.4
90053	厚生年金	勤	入	30,344,956,289	10,160,705,156	5,079,419,284	9,925,843,704	25,165,968,145	5,178,988,143	82.9
90054	健康	勤	入	30,344,956,289	7,916,721,681	4,982,163,829	7,855,595,670	20,754,481,181	9,590,475,107	68.3
90055	子ども・子育て支援	勤	入	4,244,113,164	1,386,269,292	670,292,046	1,219,647,579	3,276,208,918	967,904,245	77.1
90056	健康	勤	入	4,244,113,164	1,336,017,341	686,687,416	1,457,841,374	3,480,546,132	763,567,031	82.0
90057	健康	勤	入	51,577,228,424	11,354,851,518	15,314,218,471	9,655,468,074	36,354,538,064	15,222,690,359	70.4
90058	健康	勤	入	51,577,228,424	17,588,650,998	9,012,543,922	14,746,431,969	41,347,626,890	10,229,601,533	80.1
90059	健康	勤	入	12,804,393,312	1,849,910,896	4,372,704,764	1,879,414,483	8,102,030,144	4,702,363,167	63.2
90060	健康	勤	入	12,804,393,312	3,196,719,409	3,534,661,226	2,724,141,777	9,455,522,413	3,348,870,898	73.8
90061	健康	勤	入	3,949,320,210	1,477,316,895	1,051,733,235	468,141,200	2,997,191,331	952,128,878	75.8
90062	健康	勤	入	3,991,007,049	400,480,289	458,255,543	1,788,099,490	2,646,835,323	1,344,171,725	66.3
90063	健康	勤	入	494,350,935	141,015,304	139,613,234	106,850,434	387,478,973	106,871,961	78.3
90064	健康	勤	入	494,350,935	93,126,913	85,237,821	107,178,739	285,543,474	208,807,460	57.7
14010	食料	安	入	241,376,484	53,959,756	108,751,489	83,032,629	245,743,876	4,367,392	101.8
14011	農業	安	入	241,376,484	5,245,171	71,699,229	86,878,170	163,822,571	77,553,912	67.8

90040	東 日 本 大 震 災 復 興	興 入 出 計	681,687,603	128,164,692	107,485,194	172,552,954	408,202,840	△	273,484,762	59.8
			737,690,669	29,557,793	68,333,406	50,668,433	148,559,633	589,131,035	20.1	
	特 別 歳 会 計 合 計	入 出 計	436,794,237,136	137,955,686,474	108,116,493,790	88,121,278,883	334,193,459,147	△	102,600,777,988	76.5
	歳 会 計 合 計	入 出 計	436,567,411,096	135,358,797,055	103,738,295,146	92,259,889,723	331,356,981,926		105,210,429,170	75.9

(参 考)

令和6年度沖繩振興開発金融公庫等第3・四半期予算使用状況調

(単位千円 千円未満切捨)

機 関 名	収入予算額又は 支出予算現額	収 入 済 額 又 は 支 出 済 額			計	収入予算額と収 入済額との差 (△は額)又は支 出予算残額	収入歩合又は 支出歩合(%)
		第1・四半期分	第2・四半期分	第3・四半期分			
1010 沖繩振興開発金融公庫	収入 13,679,577	2,183,043	2,463,614	2,019,043	6,665,701	△ 7,013,875	48.7
支 出	11,088,731	2,358,785	1,461,114	2,617,678	6,437,578	4,651,152	58.0
2010 株式会社日本政策金融公庫	収入 224,240,793	29,479,317	43,583,962	30,349,656	103,412,936	△ 120,827,856	46.1
支 出	135,916,432	22,224,009	18,276,414	22,639,608	63,140,032	72,776,399	46.4
2011 国民一般向け業務	収入 53,664,823	2,980,775	21,696,102	8,517,242	33,194,120	△ 20,470,702	61.8
支 出	51,947,759	7,249,688	9,697,538	7,532,926	24,480,154	27,467,604	47.1
2012 農林水産業者向け業務	収入 173,821,112	19,209,517	28,611,612	19,851,210	67,672,340	△ 106,148,771	38.9
支 出	69,797,095	8,461,024	8,613,655	8,591,307	25,665,986	44,131,108	36.7
2013 中小企業者向け業務	収入 310,135,418	64,852,445	61,632,378	51,457,494	177,942,319	△ 132,193,098	57.3
支 出	845,646,528	111,858,234	114,066,105	112,253,379	338,177,719	507,468,808	39.9
2014 信用保険等業務	収入 10,576,785	1,316,367	2,141,475	1,403,166	4,861,009	△ 5,715,775	45.9
支 出	71,133,209	8,511,319	9,241,965	7,045,826	24,799,112	46,334,096	34.8
2015 危機対応円滑化業務	収入 6,505,975	88,023	69,196	63,734	220,954	△ 6,285,020	3.3
支 出	6,505,974	66,568	85,555	62,551	214,675	6,291,298	3.2
2020 株式会社国際協力銀行	収入 1,760,727,585	387,627,850	326,527,042	339,049,348	1,053,204,241	△ 707,523,343	59.8
支 出	1,686,616,712	393,355,905	257,190,187	343,479,662	994,025,754	692,590,957	58.9
3010 独立行政法人国際協力機構有償 資金協力部門	収入 161,723,257	32,097,929	56,624,376	30,481,505	119,203,812	△ 42,519,444	73.7
支 出	182,133,826	36,432,617	23,391,240	43,270,150	103,094,008	79,039,817	56.6

(注) 本表は、各機関からの通知により記載したものである。

内閣は、財政法第46条第2項の規定によって、令和6年度第3・四半期における国庫の状況を次のとおり報告する。

国庫の状況 (令和6年度第3・四半期
財務省調査)
目次

- 1 財政資金対民間収支
- 2 国庫対日銀収支
- 3 政府預金
- 別表1 財政資金対民間収支実績表
- 別表2 財政投融资収支実績表
- 別表3 外国為替資金収支実績表
- 別表4 国庫対日銀収支実績表
- 別表5 政府預金増減及び現在高表
- 別表6 財政資金収支分析表
- 参考 政府短期証券増減及び現在高表

[用語の説明]

*1 国庫の状況・・・財政法第46条第2項の規定に基づく国会及び国民に対する報告として、政府預金の増減並びにその原因となる財政資金対民間収支及び国庫対日銀収支の状況について財務省において集計したものである。
なお、財産権の主体としてみたときの国を行政、司法等の作用の主体としての国から区別して「国庫」といい、国庫に属する現金を総称して国庫金という。

(参考) 財政法(昭和22年法律第34号)

(財政状況の国民及び国会への報告)

第四十六条 内閣は、予算が成立したときは、直ちに予算、前前年度の歳入歳出決算並びに公債、借入金及び国有財産の現在高その他財政に関する一般の事項について、印刷物、講演その他適当な方法で国民に報告しなければならない。

② 前項に規定するものの外、内閣は、少くとも毎四半期ごとに、予算使用の状況、国庫の状況その他財政の状況について、国会及び国民に報告しなければならない。

- *2 財政資金対民間収支・・・国の財政活動に伴う民間との間の資金の受払。
- *3 受取超過・・・資金の受入額が支払額より大きいこと。
- *4 支払超過・・・資金の支払額が受入額より大きいこと。
- *5 国庫対日銀収支・・・国と日本銀行との間の資金の受払。
- *6 政府預金・・・国庫金の出納事務を行っている日本銀行において受入れた国庫金。

註) 本報告書における計数については、各単位未満を四捨五入しているため、計において一致しない場合がある。

令和6年度第3・四半期国庫の状況(*1)

第1 財政資金対民間収支

令和6年度第3・四半期の財政資金対民間収支(*2)は、前年同期(21兆6,314億円の受取超過(*3))に比べ、10兆1,209億円受取超過額が減少して11兆5,105億円の受取超過となった。収入は、前年同期(247兆6,510億円)に比べ、27兆316億円減少して220兆6,193億円となった。一方、支出は、前年同期(226兆195億円)に比べ、16兆9,107億円減少して209兆1,089億円となった。

以下、主な項目についてみると次のとおりである。

1 一般会計(別表1参照)

区分	令和6年度第3・四半期			△印は支払超過(単位 億円)		
	収	入	支 出 差 引 き	収	入	支 出 差 引 き
租 税	259,105	44,756	214,350	235,603	41,262	194,342
税 外 収 入	5,433	—	5,433	6,107	—	6,107
社 会 保 障 費	—	43,455	△ 43,455	—	43,766	△ 43,766
地 方 交 付 税 交 付 金	5,496	67,500	△ 62,004	4,712	60,374	△ 55,662
防 衛 関 係 費	—	14,465	△ 14,465	—	12,710	△ 12,710
公 共 事 業 費	—	8,780	△ 8,780	—	9,241	△ 9,241
義 務 教 育 費	—	4,906	△ 4,906	—	4,747	△ 4,747
そ の 他 支 払	—	35,109	△ 35,109	—	48,370	△ 48,370
計	270,034	218,971	51,063	246,422	220,469	25,953

期中における一般会計の収支は、上表のとおり、5兆1,063億円の受取超過であって、前年同期(2兆5,953億円の受取超過)に比べ、2兆5,110億円受取超過額が増加した。

その内訳をみると、収入は、租税が前年同期(23兆5,603億円)に比べ、2兆3,502億円増加して25兆9,105億円となったこと等により、前年同期(24兆6,422億円)に比べ、2兆3,612億円増加して27兆34億円となった。一方、支出は、その他支払が前年同期(4兆8,370億円)に比べ、1兆3,261億円減少して3兆5,109億円となったこと等により、前年同期(22兆469億円)に比べ、1,497億円減少して21兆8,971億円となった。

2 特別会計等(別表1参照)

区分	令和6年度第3・四半期			△印は支払超過(単位 億円)		
	収	入	支 出 差 引 き	収	入	支 出 差 引 き
財 政 投 融 資	19,287	14,704	4,583	36,869	34,509	2,360
外 国 為 替 資 金	25,784	23,774	2,010	21,502	21,691	△ 189
保 険	133,537	217,344	△ 83,807	131,824	204,555	△ 72,731
そ の 他	8,091	25,039	△ 16,949	7,430	23,008	△ 15,578
計	186,697	280,860	△ 94,163	197,625	283,762	△ 86,137

期中における特別会計等の収支は、上表のとおり、9兆4,163億円の支払超過(*4)であって、前年同期(8兆6,137億円の支払超過)に比べ、8,026億円支払超過額が増加した。

収入は、前年同期(19兆7,625億円)に比べ、1兆927億円減少して18兆6,697億円となった。一方、支出は、前年同期(28兆3,762億円)に比べ、2,902億円減少して28兆860億円となった。

主な項目についてみると次のとおりである。

(1) 財政投融资特別会計(別表2参照)

財政投融资の収支は、4,583億円の受取超過であって、前年同期(2,360億円の受取超過)に比べ、2,223億円受取超過額が増加した。収入は、前年同期(3兆6,869億円)に比べ、1兆7,583億円減少して1兆9,287億円となった。一方、支出は、前年同期(3兆4,509億円)に比べ、1兆9,805億円減少して1兆4,704億円となった。

(2) 外国為替資金特別会計 (別表3参照)

外国為替資金の収支は、前年同期の189億円の支払超過から2,010億円の受取超過となった。収入は、前年同期(2兆1,502億円)に比べ、4,281億円増加して2兆5,784億円となった。一方、支出は、前年同期(2兆1,691億円)に比べ、2,083億円増加して2兆3,774億円となった。

(3) その他の特別会計等

その他の特別会計等の収支のうち、主な項目についてみると次のとおりである。

保険の収支は、収入13兆3,537億円、支出21兆7,344億円、差引き8兆3,807億円の支払超過であった。前年同期の7兆2,731億円の支払超過から、1兆1,076億円支払超過額が増加した。

3 国債等・国庫短期証券等 (別表1参照)

区 分	令和6年度第3・四半期			△印は支払超過 (単位 億円)		
	発行(借入)	償 還	差 引 き	発行(借入)	償 還	差 引 き
国 債 等	367,350	110,715	256,635	391,704	104,011	287,693
国債(1年超)	346,588	90,603	255,985	371,568	83,486	288,082
借 入 金	20,762	20,112	650	20,136	20,525	△ 389
国庫短期証券等	849,415	943,779	△ 94,364	1,082,994	1,094,902	△ 11,908
国庫短期証券	719,415	813,779	△ 94,364	952,992	964,899	△ 11,907
一時借入金	130,000	130,000	0	130,002	130,003	△ 1

国債等及び国庫短期証券等の発行(借入)・償還状況は、上表のとおりである。

国債等の収支は、25兆6,635億円の受取超過であって、前年同期(28兆7,693億円の受取超過)に比べ、3兆1,057億円受取超過額が減少した。国債(1年超)の収支は、発行34兆6,588億円、償還9兆603億円、差引き25兆5,985億円の受取超過であった。借入金の収支は、借入2兆762億円、償還2兆112億円、差引き650億円の受取超過であった。

国庫短期証券等の収支は、9兆4,364億円の支払超過であって、前年同期(1兆1,908億円の支払超過)に比べ、8兆2,456億円支払超過額が増加した。国庫短期証券の収支は、発行71兆9,415億円、償還81兆3,779億円、差引き9兆4,364億円の支払超過であった。一時借入金の収支は、借入13兆円、償還13兆円であった。

(参考) 実質収支

上で述べた財政資金対民間収支は、各会計等と民間の間における収入支出(窓口収支)のみをとらえたものであるが、各会計等の収支の実態をみるため、これに各会計等相互間の収支(国庫内振替収支)を加えた実質収支を示すと、次のとおりである。

区 分	窓 口 収 支 (A)	△印は支払超過 (単位 億円)	
		国庫内振替収支 (B)	計 (実質収支) (A)+(B)
一 般 会 計	51,063	△ 186,913	△ 135,851
特 別 会 計 等	△ 94,163	87,547	△ 6,616
財 政 投 融 資	4,583	△ 3,878	705
外 国 為 替 資 金	2,010	1,093	3,102
保 険	△ 83,807	74,575	△ 9,232
そ の 他	△ 16,949	15,757	△ 1,191
小 計	△ 43,100	△ 99,366	△ 142,467

国 債 等	256,635	△	3,207	253,428
国 債 (1 年 超)	255,985	△	3,196	252,790
借 入 金	650	△	11	639
国 庫 短 期 証 券 等	△ 94,364		102,573	8,209
国 庫 短 期 証 券	△ 94,364		79,993	△ 14,371
一 時 借 入 金	0		22,580	22,580
合 計	119,171		—	119,171
調 整 項 目	△ 4,066		—	△ 4,066
総 計	115,105		—	115,105

注1. 「一般会計」には、交付税及び譲与税配付金特別会計が含まれている。

2. 「調整項目」とは、国庫金が日本銀行代理店の窓口で受払される時点と、日本銀行本店の政府預金が増減する時点との時間的なズレの調整等のための項目である。

3. (B)欄以下の内訳の数字は暫定的なものであって、後に若干変更することがある。

第2 国庫対日銀収支 (別表4及び別表6参照)

区 分	△印は支払超過 (単位 億円)	
	令和6年度第3・四半期	前 年 同 期
国庫短期証券の発行・償還(△)	△ 5,077	6,907
特別会計の債券売・買(△)	94,218	—
財 政 投 融 資	58,460	—
国 債 整 理 基 金	35,758	—
そ の 他	△ 181,311	△ 206,958
計	△ 92,170	△ 200,051

期中における国庫対日銀収支(*5)は、上表のとおり、9兆2,170億円の支払超過であって、前年同期(20兆51億円の支払超過)に比べ、10兆7,880億円支払超過額が減少した。

その内容についてみると次のとおりである。

1 国庫短期証券の発行・償還

国庫短期証券の発行・償還による日本銀行との間の資金調達・資金返済状況をみると、資金調達1兆7,000億円、資金返済2兆2,077億円、差引き5,077億円の支払超過であって、前年同期の6,907億円の受取超過から支払超過となった。

2 特別会計の債券売・買

特別会計と日本銀行との間の債券売・買の収支は、9兆4,218億円の受取超過であり、前年同期は、特別会計と日本銀行との間の債券売・買はなかった。財政投融資の収支は、5兆8,460億円の受取超過であり、前年同期は、特別会計と日本銀行との間の財政投融資資金の売・買はなかった。国債整理基金の収支は、3兆5,758億円の受取超過であり、前年同期は、特別会計と日本銀行との間の国債整理基金の売・買はなかった。

3 その他

国庫と日本銀行との間の経常収支は、18兆1,311億円の支払超過であって、前年同期(20兆6,958億円の支払超過)に比べ、2兆5,647億円支払超過額が減少した。

第3 政府預金 (別表5及び別表6参照)

財政資金対民間収支(11兆5,105億円の受取超過)から政府預金(*6)の増減に関係のない調整項目(4,066億円の支払超過)を除いた収支は、11兆9,171億円の受取超過であった。また、国庫対日銀収支は、9兆2,170億円の支払超過であった。その結果、政府預金の期末残高は、前期末(3兆6,050億円)に比べ、2兆7,000億円増加して6兆3,050億円となった。

別表1

財政資金対民間収支実績表

△印は支払超過又は減少(単位 億円)

区 分	10 月			11 月			12 月			計							
	収 入	支 出	差 引 け	収 入	支 出	差 引 け	収 入	支 出	差 引 け	収 入	前年同期	支 出	前年同期	差 引 け	前年同期	前 期	年 比
(1) 一 般 会 計	71,470	50,707	20,764	79,685	96,237 △	16,551	118,879	72,028	46,850	270,034	246,422	218,971	220,469	51,063	25,953	25,110	
租 税 外 収 入	67,194	11,809	55,385	76,661	15,607	61,054	115,250	17,340	97,911	259,105	235,603	44,756	41,262	214,350	194,342	20,008	
社 会 保 障 費	1,857	—	1,857	1,426	—	1,426	2,150	—	2,150	5,433	6,107	—	—	5,433	6,107 △	674	
地 方 交 付 税 交 付 金	—	16,982 △	16,982	—	10,335 △	10,335	—	16,138 △	16,138	—	—	43,455	43,766 △	43,455 △	43,766	311	
防 衛 関 係 費	2,419	1	2,418	1,598	53,534 △	51,935	1,479	13,965 △	12,487	5,496	4,712	67,500	60,374 △	62,004 △	55,662 △	6,341	
公 共 事 業 費	—	4,053 △	4,053	—	3,922 △	3,922	—	6,491 △	6,491	—	—	14,465	12,710 △	14,465 △	12,710 △	1,755	
義 務 教 育 費	—	2,593 △	2,593	—	2,694 △	2,694	—	3,492 △	3,492	—	—	8,780	9,241 △	8,780 △	9,241	461	
そ の 他 支 払	—	948 △	948	—	952 △	952	—	3,006 △	3,006	—	—	4,906	4,747 △	4,906 △	4,747 △	160	
(2) 特 別 会 計 等	—	14,320 △	14,320	—	9,193 △	9,193	—	11,596 △	11,596	—	—	35,109	48,370 △	35,109 △	48,370	13,261	
財 政 投 融 資 金	61,537	110,608 △	49,071	61,021	51,033	9,987	64,140	119,219 △	55,079	186,697	197,625	280,860	283,762 △	94,163 △	86,137 △	8,026	
外 国 為 替 資 金	6,388	6,980 △	592	3,759	2,567	1,192	9,140	5,157	3,982	19,287	36,869	14,704	34,509	4,583	2,360	2,223	
保 険	8,777	7,782	995	8,201	7,731	470	8,806	8,261	544	25,784	21,502	23,774	21,691	2,010 △	189	2,198	
地 震 再 保 険	42,574	91,486 △	48,912	47,095	35,423	11,672	43,867	90,435 △	46,568	133,537	131,824	217,344	204,555 △	83,807 △	72,731 △	11,076	
年 働 保 険	65	4	61	65	3	62	162	3	160	292	281	9	18	283	263	20	
そ の 他	41,148	87,915 △	46,767	36,742	32,880	3,863	43,545	87,020 △	43,475	121,435	120,009	207,815	195,265 △	86,380 △	75,257 △	11,123	
食 料 安 定 供 給	1,361	3,568 △	2,206	10,288	2,541	7,748	159	3,411 △	3,252	11,809	11,533	9,519	9,271	2,290	2,263	27	
工 ネ ル ギ 一 対 策	3,798	4,361 △	563	1,965	5,313 △	3,347	2,328	15,366 △	13,038	8,091	7,430	25,039	23,008 △	16,949 △	15,578 △	1,370	
国 債 整 理 基 金	283	579 △	296	362	601 △	239	417	899 △	481	1,062	878	2,079	2,220 △	1,017 △	1,342	325	
特 許	200	1,358 △	1,158	89	1,676 △	1,588	54	495 △	441	343	135	3,529	1,724 △	3,186 △	1,588 △	1,598	
自 動 車 安 全	1,862	52	1,810	—	23 △	23	22	5	17	1,884	0	80	40	1,804 △	40	1,844	
東 日 本 大 震 災 復 興	139	85	54	131	108	23	145	128	18	415	408	320	318	95	90	5	
預 託 金	284	178	107	260	149	111	423	346	77	967	807	672	626	295	181	114	
保 管 金	84	99 △	15	113	271 △	158	2	125 △	123	199	1,333	495	482 △	296	851 △	1,147	
供 託 金	0	13 △	12	0	13 △	13	0	34 △	34	0	1	60	74 △	60 △	74	14	
公 債 利 子 支 払 資 金	343	380 △	37	435	383	52	408	390	18	1,186	1,153	1,152	1,124	34	29	4	
沖 縄 振 興 開 発 金 融 公 庫	203	139	64	296	528 △	232	568	328	240	1,067	1,084	995	914	72	170 △	98	
そ の 他	56	72 △	16	172	337 △	165	203	10,131 △	9,928	431	401	10,541	9,371 △	10,109 △	8,970 △	1,140	
(3) 小 計 (1)+(2)	329	35	294	84	33	51	50	68 △	18	463	345	136	303	327	43	284	
(4) 国 債 (1 年 超)	14	1,371 △	1,357	24	1,191 △	1,166	35	2,418 △	2,383	74	883	4,980	5,811 △	4,906 △	4,928	22	
借 入 金	133,007	161,315 △	28,308	140,706	147,270 △	6,564	183,018	191,247 △	8,229	456,732	444,046	499,832	504,231 △	43,100 △	60,184	17,084	
一 時 借 入 金	121,524	21,255	100,269	127,396	25,427	101,970	118,430	64,033	54,397	367,350	391,704	110,715	104,011	256,635	287,693 △	31,057	
国 庫 短 期 証 券 等	115,223	15,055	100,168	120,365	18,514	101,851	111,000	57,033	53,967	346,588	371,568	90,603	83,486	255,985	288,082 △	32,097	
一 時 借 入 金	6,301	6,200	101	7,031	6,912	119	7,430	7,000	430	20,762	20,136	20,112	20,525	650 △	389	1,039	
国 庫 短 期 証 券 等	280,892	321,335 △	40,443	303,793	338,492 △	34,699	264,730	283,952 △	19,222	849,415	1,082,994	943,779	1,094,902 △	94,364 △	11,908 △	82,456	
一 時 借 入 金	241,892	282,335 △	40,443	238,793	273,492 △	34,699	238,730	257,952 △	19,222	719,415	952,992	813,779	964,899 △	94,364 △	11,907 △	82,457	
一 時 借 入 金	39,000	39,000	0	65,000	65,000	0	26,000	26,000	0	130,000	130,002	130,000	130,003	0 △	1	1	
(6) 小 計 (4)+(5)	402,416	342,590	59,826	431,189	363,919	67,271	383,160	347,986	35,175	1,216,765	1,474,698	1,054,494	1,198,913	162,271	275,785 △	113,514	
(7) 合 計 (3)+(6)	535,423	503,905	31,518	571,896	511,189	60,707	566,178	539,233	26,946	1,673,497	1,918,745	1,554,326	1,703,144	119,171	215,601 △	96,430	
(8) 調 整 項 目	183,238	185,274 △	2,037	150,569	151,545 △	976	198,890	199,943 △	1,053	532,697	557,765	536,762	557,051 △	4,066	714 △	4,780	
(9) 総 計 (7)+(8)	718,661	689,179	29,482	722,465	662,734	59,731	765,068	739,175	25,893	2,206,193	2,476,510	2,091,089	2,260,195	115,105	216,314 △	101,209	

別表2

財政投融資収支実績表

△印は支払超過又は減少 (単位 億円)

区 分	10 月	11 月	12 月	計	前年 同期	
					前年 同期	前年同期比
収 入	6,388	3,759	9,140	19,287	36,869	△ 17,583
計	83,920	214,514	237,484	535,918	596,673	△ 60,755
預託金の受入	90,308	218,273	246,623	555,204	633,542	△ 78,338
対民間	3,340	1,932	2,412	7,684	23,365	△ 15,681
対国庫	37,395	51,163	34,893	123,451	136,863	△ 13,412
対国庫	34,903	49,760	29,432	114,095	98,592	15,504
その他	3,340	1,932	2,412	7,684	23,365	△ 15,681
対民間	2,491	1,403	5,461	9,356	38,271	△ 28,916
対国庫	2,931	1,638	5,275	9,845	12,053	△ 2,209
対国庫	45,158	162,570	146,251	353,979	452,267	△ 98,287
対民間	28	1,193	—	1,221	27	1,194
対民間	2,903	445	5,275	8,624	12,027	△ 3,403
対国庫	45,158	162,570	146,251	353,979	452,267	△ 98,287
国庫短期証券償還	—	—	—	—	—	—
国債償還(1年超)	—	—	—	—	—	—
国債売却(1年超)	—	—	—	—	—	—
信託受益権譲渡	—	△ 6	54,975	54,969	—	54,969
信託債権回収	—	—	—	—	—	—
受取利子	117	189	1,452	1,758	1,451	307
計	1,368	787	1,365	3,519	7,544	△ 4,025
対民間	6,980	2,567	5,157	14,704	34,509	△ 19,805
対国庫	117,929	230,044	191,822	539,795	640,258	△ 100,463
計	124,909	232,611	196,979	554,499	674,767	△ 120,268
預託金の払戻	5,000	2,292	3,172	10,464	26,491	△ 16,027
対民間	73,357	31,837	52,306	157,500	147,845	9,655
対国庫	71,886	30,440	48,360	150,686	128,608	22,077
対民間	5,000	2,292	3,172	10,464	26,491	△ 16,027
対国庫	1,471	1,397	3,946	6,814	19,237	△ 12,422
貸付	1,936	271	1,783	3,990	7,591	△ 3,601
対民間	42,547	197,256	136,519	376,322	482,875	△ 106,553
対国庫	500	—	200	700	50	650
株式会社日本政策金融公庫	—	—	—	—	1,492	△ 1,492
株式会社国際協力銀行	1,153	—	531	1,684	3,061	△ 1,377
独立行政法人国際協力機構	—	0	—	0	0	△ 0
全国土地改良事業団体連合会	—	—	6	6	60	△ 54
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	—	—	109	109	45	64
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	—	—	14	14	12	2

独立行政法人都市再生機構	〃	—	—	700	700	1,100	△	400
地方公共団体	〃	283	271	223	777	571		206
株式会社日本政策投資銀行	〃	—	—	—	—	1,200	△	1,200
交付税及び譲与税配付	対 国 庫	28,168	182,908	122,171	333,247	439,594	△	106,347
年金庫	〃	14,348	14,348	14,348	43,045	43,101	△	56
沖繩振興開発金融公庫	〃	30	—	—	30	180	△	150
国庫短期証券引受	対 国 庫	—	—	—	—	—		—
国債整理基金へ繰入	対 国 庫	—	—	—	—	—		—
一般会計へ繰入	対 国 庫	—	—	—	—	—		—
信託債権回収金引渡	対 民 間	—	—	—	—	—		—
支 払 利 子 等	対 民 間	44	4	203	250	427	△	177
	対 国 庫	2,026	951	2,997	5,973	9,538	△	3,565
	対 民 間	592	1,192	3,982	4,583	2,360		2,223
差 引 き	対 国 庫	34,009	15,530	45,662	3,878	43,585	△	39,707
	△	△	△	△	△	△		△
対 日 銀 収 支 き	計	34,601	14,338	49,644	705	41,225	△	41,930
再 差 引	△	1,002	1,997	0	3,000	—		3,000
(資金調達・返済)	△	33,598	12,341	49,644	3,705	41,225	△	44,930
財 投 債 発 行 ・ 償 還 (△)	令和6. 9末	20,774	22,831	28,076	15,529	13,116	△	28,646
(同 残 高)	(910,959)	(931,689)	(954,783)	(926,854)	—	—		—
財 政 融 資 資 金 証 券 発 行 ・ 償 還 (△)		—	—	—	—	—		—
(同 残 高)	(—)	(—)	(—)	(—)	—	—		—
国 庫 余 裕 金 繰 替 使 用 ・ 返 済 (△)		—	—	—	—	—		—
(同 残 高)	(—)	(—)	(—)	(—)	—	—		—
計		20,774	22,831	28,076	15,529	13,116	△	28,646
政 府 預 金 増 ・ 減 (△)	△	12,824	10,490	21,569	19,234	54,341	△	73,575
(政 府 預 金 残 高)	(15,744)	(2,920)	(13,410)	(34,979)	—	—		—

別表3

外 国 為 替 資 金 収 支 実 績 表

区 分	計	10 月			11 月			12 月			計	△印は支払超過又は減少 (単位 億円)	
		対 民 間	対 国 庫	計	対 民 間	対 国 庫	計	対 民 間	対 国 庫	計		前年 同期	前年同期比
収 入	計	8,777	286	9,062	8,201	177	8,378	8,806	861	9,666	25,784	21,502	4,281
外国為替平 衡 操 作	対 民 間	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際通貨基金通貨代 用 証 券 発 行	対 〃	263	—	263	94	—	94	—	—	357	5	353	
財政融資資金預託金 払 戻	対 国 庫	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
財政融資資金預託金 利 子	対 〃	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	対 民 間	8,514	—	8,514	8,107	—	8,107	8,806	—	8,806	25,426	21,498	3,929
	対 国 庫	286	—	286	177	—	177	861	—	861	1,323	1,944	621
支 出	計	7,782	23	7,805	7,731	77	7,808	8,261	129	8,391	23,774	21,691	2,083
外国為替平 衡 操 作	対 民 間	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際通貨基金通貨代 用 証 券 発 行	対 〃	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
財政融資資金預託金 払 戻	対 国 庫	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
財政融資資金預託金 利 子	対 〃	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	対 民 間	7,782	—	7,782	7,731	—	7,731	8,261	—	8,261	23,774	21,691	2,083
	対 国 庫	23	—	23	77	—	77	129	—	129	230	12,008	11,778
外 国 為 替 平 衡 操 作	対 民 間	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際通貨基金通貨代 用 証 券 発 行	対 〃	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
財政融資資金預託金 払 戻	対 国 庫	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
財政融資資金預託金 利 子	対 〃	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	対 民 間	7,805	—	7,805	7,808	—	7,808	8,391	—	8,391	24,004	33,699	9,695
外 財 一 割	対 〃	23	—	23	76	—	76	129	—	129	228	12,004	12,004
	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	0	0	0

そ	の	他	{	対民間	7,782	7,731	8,261	23,774	21,691	2,083
			{	対国庫	0	2	0	2	4 △	2
差	引	き	{	対民間	995	470	544	2,010 △	189	2,198
			{	対国庫	262	99	731	1,093 △	10,064	11,157
				計	1,257	569	1,276	3,102 △	10,253	13,355
対日	銀	収			3	0	0 △	3 △	1 △	2
再	差	引			1,255	570	1,276	3,100 △	10,253	13,353
(資金調達・返済)				令和6.9末						
外国	為替	資金証券発行・償還(△)			170 △	13,562	13,000 △	392 △	69,149	68,757
(同	国庫	余剰金繰替使用・返済(△)		(931,672)	(931,842)	(918,280)	(931,281)	—	80,000 △	80,000
(同	国庫	余剰金繰替使用・返済(△)		(—)	(—)	(13,000)	(—)	—	80,000 △	80,000
		計			170 △	562	0 △	392	10,851 △	11,243
政府	預	金増・減(△)			1,424	8	1,276	2,708	598	2,110
(政	府	預	金	残	高)	(6,820)	(8,245)	(8,253)	(9,528)	

別表4

国庫対日銀収支実績表

△印は支払、支払超過又は減少 (単位 億円)

区分	10月			11月			12月			計	前年同期		前年同期比
	10月	11月	12月	10月	11月	12月	10月	11月	12月		前年同期	前年同期比	
資金調達・返済(△) △	643 △	438 △	3,996 △	5,077	6,907 △	11,984							
国庫短期証券発行・償還(△) △	643 △	438 △	3,996 △	5,077	6,907 △	11,984							
特別会計の債券売・買(△) △	19,511 △	31,702	145,431	94,218	—	94,218							
財政投融資金	1,230	1,380	55,850	58,460	—	58,460							
国債整理基金	20,741 △	33,082	89,581	35,758	—	35,758							
その他の	15,272 △	12,214 △	153,826 △	181,311 △	206,958	25,647							
法人税	0	0	0	1	209 △	207							
人付引	—	—	—	—	—	—							
国債(1年超)償還	32 △	229 △	7,697 △	7,959 △	7,840 △	118							
国債(1年超)償還	15,832 △	13,194 △	144,043 △	173,069 △	199,168	26,098							
貨幣回収準備資金	106 △	90 △	29 △	224 △	127 △	97							
その他の	698	1,299 △	2,057 △	60 △	32 △	29							
合計	35,426 △	44,354 △	12,391 △	92,170 △	200,051	107,880							

別表5

政府預金増減及び現在高表

△印は減少 (単位 億円)

区分	9月末		10月中増減		10月末		11月中増減		11月末		12月中増減		12月末		期中増減
	9月末	10月中増減	10月末	11月中増減	11月末	12月中増減	12月末	期中増減	9月末	10月中増減	10月末	11月中増減	11月末	12月中増減	
当座預金	1,500	—	1,500	—	1,500	—	1,500	—	1,500	—	1,500	—	—	—	—
別口座預金	4,858 △	37	4,820 △	48	4,772 △	108	4,664 △	194	4,664 △	194	4,664 △	194	194	194	194
指定預金	29,692 △	3,870	25,822	16,401	42,223	14,663	56,886	27,194	42,223	14,663	56,886	27,194	27,194	27,194	27,194
その他の	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	—
合計	36,050 △	3,907	32,143	16,353	48,496	14,555	63,050	27,000	48,496	14,555	63,050	27,000	27,000	27,000	27,000

別表6

財政資金収支分析表

△印は支払、支払超過又は減少 (単位 億円)
 政府預金増減 (D)+(E)=(G)-(F)
 令和6年9月末政府預金残高 (F)
 令和6年12月末政府預金残高 (G)

区分	対民間窓口収支 (A)	国庫内振替収支 (B)	国庫対日銀収支 (C)	収支計 (D)=(A)+(B)+(C)	資金調達・返済 (E)	政府預金増減 (D)+(E)=(G)-(F)	令和6年9月末政府預金残高 (F)	令和6年12月末政府預金残高 (G)	
一般会計	51,063 △	186,913	法納 税 の 計 1 - 1 2	135,849 △	建設国債・特例国債発行 その他 計 70,607 22,580 93,187	△	42,662	118,580	75,919
財政投融资	4,583 △	3,878	長期国債 その他 計 58,460 55,460 3,000	3,705	財投債発行 償還 財政融資資金証券発行 償還 国庫余裕金繰替 計 52,455 △ 36,925 - - - 15,529		19,234	15,744	34,979
外為	2,010	1,093	基金証券償還 その他 計 - 3 3	3,100	外国為替資金証券発行 償還 国庫余裕金繰替 計 1,265,461 △ 1,265,853 - △ 392		2,708	6,820	9,528
別保	△ 83,807	74,575		△ 9,232	財政融資借入 国庫余裕金繰替 計 - - -	△	9,232	40,849	31,616
計					借換債発行 復興債発行 脱炭素成長型経済構造移行債発行 子ども・子育て支援特例公債発行 普通国債償還 財務省証券発行 償還 食糧証券発行 償還 石油証券発行 償還 原子力損害賠償支援証券発行 償還 国庫余裕金繰替 その他 計 334,661 - - 1,479 - △ 334,941 66,000 △ 94,000 930 △ 1,490 11,604 △ 9,652 - - - 575 24,834				
等その他	△ 16,949	15,757	長期国債(国整) 引料 子 幣 他 計 35,758 - △ 7,972 224 55,416 82,977	81,786	食糧証券発行 償還 石油証券発行 償還 原子力損害賠償支援証券発行 償還 国庫余裕金繰替 その他 計 930 △ 1,490 11,604 △ 9,652 - - - 575 24,834	56,952 △	145,944 △	88,992	
小計	△ 43,100 △	99,366		△ 85,976 △	83,491	27,000	36,050	63,050	
国債(1年超)	255,985 △	3,196		△ 173,069	△ 79,721	-	-	-	
借入金	650 △	11		-	639	-	-	-	
国庫短期証券	△ 94,364	79,993		△ 5,077 △	19,448	-	-	-	
一時借入金	0	22,580		-	22,580	△	-	-	
国庫余裕金繰替	-	-		-	-	-	-	-	
合計	119,171	-	△ 92,170	27,000	-	27,000	36,050	63,050	
調整項目	△ 4,066								
総計	115,105								

注) 1. 「一般会計」には、交付税及び譲与税配付金特別会計が含まれている。
 2. (B)欄以下の内訳の数字は暫定的なものであって、後に若干変更することがある。

参考

政府短期証券増減及び現在高表

△印は減少(単位 億円)

区分	9月 末	10月中増減	10月 末	11月中増減	11月 末	12月中増減	12月 末	期 中 増 減
財 務 省 証 券	56,000 △	18,000	38,000 △	38,000	—	28,000	28,000 △	28,000
食 糧 証 券	1,670 △	170	1,500 △	390	1,110	—	1,110 △	560
石 油 証 券	9,652	—	9,652	1,952	11,604	—	11,604	1,952
外 国 為 替 資 金 証 券	931,672	170	931,842 △	13,562	918,280	13,000	931,281 △	392
財 政 融 資 資 金 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—
原 子 力 損 害 賠 償 支 援 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	998,994 △	18,000	980,994 △	50,000	930,994	41,000	971,995 △	27,000

状 態

最低工賃の改正決定に関する公示

青森労働局最低工賃公示第1号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、青森県男子・婦人既製服製造業最低工賃（令和4年青森労働局最低工賃公示第1号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第1項の規定により公示する。

令和7年3月10日

青森労働局長 井嶋 俊幸

青森県男子・婦人既製服製造業最低工賃

- 適用する家内労働者 青森県の区域内で男子既製服製造業に係る背広上衣若しくはズボンのまよめの業務又は婦人既製服製造業に係るワンピース、ブレザー、コート、スカート若しくはスラックスのまよめの業務に従事する家内労働者
- 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 第1号の家内労働者に係る最低工賃額 次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

ただし、金額欄の括弧内の長さ以外の場合は、1センチメートル単位で換算した金額とし、1センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

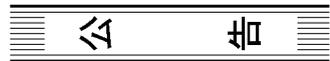
品 目	工 程	規 格	金 額
男子既製服	背広上衣	上襟付けまつり	針目が3センチメートル間隔に6針以上 1枚(30センチメートル)につき 52円
		下襟絡げまつり	1枚(10センチメートル)につき 44円
	肩裏まつり	針目が3センチメートル間隔に9針以上 1枚(17センチメートル×2)につき 44円	
	袖付け裏まつり	1枚(60センチメートル×2)につき 179円	
	アームホール星入れ	針目が3センチメートル間隔に4針以上 1枚(15センチメートル×2)につき 86円	
	身返し奥星入れ	1枚(70センチメートル×2)につき 122円	

身返し7ミリメートル星入れ		1枚(45センチメートル×2)につき 72円	
背裏鎖止め	鎖糸ループ付け	1枚につき 17円	
バントまつり	針目が3センチメートル間隔に6針以上	1か所(10センチメートル)につき 22円	
バント止め	2本糸を×印の仕付け止め	1か所につき 11円	
背裾まつり	針目が3センチメートル間隔に6針以上	1枚(20センチメートル×2)につき 75円	
ボタン付け	中ボタン(4つ穴)、根巻き4回以上	1個につき 17円	
前裏裾まつり	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1枚(30センチメートル×2)につき 67円	
脇裏まつり		1枚(55センチメートル×2)につき 67円	
肩パット付け		1組につき 44円	
糸始末(糸くず取りを含む。以下同じ)		1枚につき 44円	
ズボン	腰裏かんぬき止め	12か所	1本につき 50円
	腰裏後端まつり	針目が3センチメートル間隔に10針以上	1本につき 15円
	前立てまつり	針目が3センチメートル間隔に6針以上	1本につき 15円
	天ぐ裏まつり		1本につき 15円
	シックまつり		1本につき 15円

		小股千鳥		1本につき	29円
		内股千鳥		1本につき	29円
		腰裏奥まつり	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1本につき	44円
		ボタン付け	小ボタン、根巻き4回以上	1個につき	11円
		糸始末		1本につき	34円
婦人既 製服	ワ ン ピ ース	裾まつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	20センチメートルにつき	19円
		スナップ付け	1センチメートル型	1組につき	19円
		鍵ホック付け	ウエスト用以外、小、2つ穴 2つ穴	1組につき	25円
		ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、 根巻き4回以上	1個につき	15円
			飾りボタン付け	1個につき	11円
		鎖糸ループ付け		1か所につき	15円
		プリーツ仕付け	×印の仕付け止め	1か所につき	11円
		肩パット付け		1組につき	44円
			糸始末		1枚につき
		ブ レ ザー		身返し端まつり(千鳥)	針目が3センチメートル間隔に5針以上
身返し星入れ	針目が3センチメートル間隔に3針以上			10センチメートルにつき	25円
ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、 根巻き4回以上			1個につき	15円
ベント止め	×印の仕付け止め			1か所につき	11円
身返し裏まつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上			10センチメートルにつき	17円
袖付け裏まつり	針目が3センチメートル間隔に7針以上			10センチメートルにつき	25円
袖口裏まつり				10センチメートルにつき	25円

コート		鎖糸ループ付け		1か所につき	25円
		肩パット付け		1組につき	44円
		糸始末		1枚につき	25円
	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき	19円	
		ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、 根巻き4回以上	1個につき	15円
			カボタン付け	1個につき	19円
		鎖糸ループ付け		1か所につき	19円
		ベント止め	×印の仕付け止め	1か所につき	11円
		肩パット付け		1組につき	44円
	糸始末			1枚につき	30円
スカ ー ト		裾まつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	20センチメートルにつき	19円
		スナップ付け	1センチメートル型	1組につき	25円
		鍵ホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき	25円
		ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、 根巻き4回以上	1個につき	11円
		鎖糸ループ付け		1か所につき	16円
		ベント止め	×印の仕付け止め	1か所につき	11円
			プリーツ仕付け		1か所につき
		糸始末		1枚につき	21円
スラ ッ ク ス		スナップ付け	1センチメートル型	1組につき	19円
		鍵ホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき	23円
		ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、 根巻き4回以上	1個につき	15円
			飾りボタン付け	1個につき	11円
		糸始末		1枚につき	25円

4 効力発生の日 令和7年5月1日



諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和6年（フ）第278号

群馬県藤岡市森338番地11

債務者 布目 健次

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 原 強
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月19日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年4月18日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和6年（フ）第279号

群馬県藤岡市森338番地11

債務者 布目 えみ

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 原 強
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月19日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年4月18日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和7年（フ）第25号

群馬県高崎市上小鳥町364番地1 県住B棟127号

債務者 中西 貴皓

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 二階堂 慎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月2日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年4月18日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和7年（フ）第12号

福岡市中央区桜坂1丁目12番46号 桜坂ハイツ102号

債務者 森山 愛

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 北御門晋作
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年4月23日午後3時
- 5 免責意見申述期間 令和7年4月18日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第21号

北海道北見市南仲町2丁目6番23号 南仲町2号ハイツ101

債務者 小野 幸宏

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 友澤 太郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月22日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年4月21日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

令和7年（フ）第170号

仙台市宮城野区岩切字今市89番地の3 LUNA・SEA1-202

債務者 高橋 礼仁

- 1 決定年月日時 令和7年2月20日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 林屋陽一郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月12日午前11時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年4月21日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年（フ）第88号

仙台市青葉区旭ヶ丘1丁目1番14号 シャルム旭ヶ丘103

債務者 加藤 知子

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大泉 光央
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月13日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年（フ）第92号

仙台市太白区若葉町6番7号 メイ・トランス205

債務者 阿部加代子（旧姓澁谷）

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤間 環
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月2日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年（フ）第3号

秋田県横手市平鹿町浅舞字道川北75番地2

債務者 大花 隆

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 外山奈央子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月22日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで
秋田地方裁判所横手支部

令和7年（フ）第2号

山形県米沢市通町8丁目1番19号

債務者 木島 和保

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 阿部 哲
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月27日午前10時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで
山形地方裁判所米沢支部

令和7年（フ）第17号

新潟市西区五十嵐中島3丁目18番4号 池野若菜方、前住所新潟市東区逢谷内6丁目3番15号 ブロードウェータウンB棟102号

債務者 渡邊 五月

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 五十嵐 勇
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月13日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで
新潟地方裁判所民事部

令和7年（フ）第89号

岡山市東区升田167番地

債務者 岡崎 太

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐々木基彰

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月4日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで
岡山地方裁判所第3民事部

令和6年（フ）第2306号

福岡県筑紫野市二日市北4丁目21番15号 二日市コーポC103号

債務者 渡邊 智典

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 西森 正貴
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月13日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年4月24日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年（フ）第2176号

福岡県福津市津屋崎8丁目8番16-103号

債務者 無津呂軽運送こと 無津呂香澄

- 1 決定年月日時 令和7年2月18日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 有満理奈子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月20日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年4月25日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年（フ）第2439号

福岡県那珂川市松木1丁目47番地 ソレイユII B205号

債務者 木元 一摩

- 1 決定年月日時 令和7年2月17日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岩橋 愛佳
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月9日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年4月25日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第3号

福岡市中央区港2丁目16番4-205号 イル・レガーロ西公園I

債務者 財津 千波（旧姓浦田）

- 1 決定年月日時 令和7年2月18日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石田 淳
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月9日午後2時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年4月25日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第53号

福岡県太宰府市都府楼南5丁目13番4号
債務者 宇治田 駿

- 1 決定年月日時 令和7年2月19日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 阿部 航太
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月13日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年4月25日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第9号

山形県米沢市東3丁目9-24 ビュアイーストA 101号、住民票上の住所山形県米沢市木場町2番35号

債務者 猪口 亮子

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 八木澤 陽
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月27日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで
山形地方裁判所米沢支部

令和6年(フ)第2050号

さいたま市南区大字大谷口596番地4 グリーンハイツミネ203

債務者 山下 雅生

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 神保 将之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月12日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第130号

埼玉県川口市坂下町3丁目28番32号 ハイム坂下201号

債務者 佐藤 俊介

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 千葉 拓馬
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月19日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第1号

三重県伊賀市ゆめが丘2丁目19番地の10
債務者 Beautiful Car Makes Emotionこと 高山 祐多

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 白山 雄一郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月29日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで
津地方裁判所伊賀支部

令和6年(フ)第283号

愛媛県松山市清水町1丁目8番地14 得松第一マンション203号

債務者 松岡 妙子

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高橋 佳子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午後4時
- 5 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで
松山地方裁判所民事部

令和6年(フ)第94号

福岡県飯塚市下三緒35番地750 東ヶ丘コーポ103号、前住所福岡県飯塚市上三緒629番地市管上三緒団地住宅74棟344号

債務者 安部 貴弘

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 明石美紗子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月12日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和7年(フ)第5号

岩手県北上市柳原町2丁目5番28号 エクセランK302号室

債務者 川島 唯人

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後4時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 日高 拓郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月23日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年4月30日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

令和7年(フ)第22号

福島県郡山市横塚2丁目13番3号 コスモスマンション101号、前住所宮城県仙台市若林区石名坂31番地の1 ザ・フラットR-J

- 債務者 佐々木 菜紀
- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午前10時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 榎谷 智徳
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月9日午後1時30分
 - 5 免責意見申述期間 令和7年4月30日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和6年(フ)第137号

長崎県大村市三城町1363番地2 ロイヤルガーデンB203

債務者 中路真由美

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 湯川 優子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月7日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年4月30日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和6年(フ)第325号

兵庫県尼崎市額田町18番12-205号

債務者 高谷 博則

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 窪川 亮輔
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月16日午前10時45分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月2日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和6年(フ)第2382号

福岡市早良区四箇田団地5番807号

債務者 高口 恭弘

- 1 決定年月日時 令和7年2月18日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 太田 千遥
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月16日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月2日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第4号

鹿児島市南新町27番45号 サウスヒル211号

債務者 蒲生 智昭

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田丸 啓志
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月9日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月2日まで
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年(フ)第156号

札幌市白石区北郷3条7丁目4番18号 ハイリックビラ203号

債務者 伊原謙太郎

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大野 昇平
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月21日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第72号

埼玉県ふじみ野市上野台1丁目3番20棟402号

債務者 塚本 次郎

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉田名穂子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月21日午後3時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第30号

神奈川県厚木市林2丁目14番66号 グリーンヒル小島202

債務者 村田 悟

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高橋 暁子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月27日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和6年(フ)第133号

岐阜県安八郡神戸町大字丈六道1127番地 エ
スポワールMAY I 102号、前住所岐阜
県揖斐郡池田町粕ヶ原725番地の3
債務者 小寺 英樹

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森 裕之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月12日午後3時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和7年(フ)第8号

大阪市淀川区三津屋北2丁目4番3号
債務者 木谷 充良

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 安井祐一郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月19日午後2時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第88号

大阪府平野区平野南3丁目4番5-701号
債務者 誠栄工業こと 鳥飼 隆史

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 家藤 卓也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月19日午後2時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第492号

大阪市東住吉区湯里2丁目6番8号
債務者 渡邊 正範

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小松恵太郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月19日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第213号

佐賀市大和町大字久池井847番地2 グリー
ンハイツ1号
債務者 銅座 一馬

- 1 決定年月日時 令和7年2月20日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 井上 恵梨
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月8日午後3時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第27号

佐賀市駅前中央1丁目13番31-1101号ロワー
ル佐賀駅前ファーストステージ、前住所福岡
市城南区南片江5丁目2番4号 ヌベール
ゾーン102号

- 債務者 井本 眞穂
- 1 決定年月日時 令和7年2月20日午前10時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 片岡 優理
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月8日午後1時30分
 - 5 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第10号

栃木県宇都宮市峰町253番地1 峰町ダイゴ
ハイツB202、前住所東京都大田区西蒲田3
丁目5番16号 bello 101

- 債務者 伊藤 幸彦(旧姓関根)
- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後5時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 海老原 輝
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月9日午後1時50分
 - 5 免責意見申述期間 令和7年5月8日まで
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年(フ)第6140号

大阪府高槻市永楽町3番13号
債務者 牛久保利恵

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森下 知紀
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月22日午後2時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月8日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第271号

大阪市生野区巽東4丁目5番36号 オリエン
ス 302号
債務者 高山 英善

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 杉野 崇太
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月22日午後1時50分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月8日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第2333号

福岡市博多区住吉5丁目6番3-803号 ス
テイタスマンション博多駅前、旧住所福岡市
博多区古門戸町8番11-1302号 オーヴィ
ジョン博多古門戸

- 債務者 野口 啓志
- 1 決定年月日時 令和7年2月17日午後1時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 佐藤 千尋
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月20日午後2時
 - 5 免責意見申述期間 令和7年5月9日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第23号

鹿児島県薩摩郡さつま町津川2081番地6
債務者 松原 孝幸

- 1 決定年月日時 令和7年2月20日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 米田 圭吾
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月16日午前10時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月9日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和7年(フ)第96号

さいたま市見沼区大字山133番地6
債務者 田中 政裕

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 土肥 真大
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月26日午前10時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第2204号

神奈川県鎌倉市上町屋780番地 椎名荘201
債務者 久継 智弘

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 毛塚 衛
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月13日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第446号

大阪府八尾市美園町1丁目50番地 美園ハイ
ツ302号
債務者 山本 有起

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 外村 望
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月26日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第60号

宮崎市青島1丁目13番9号
債務者 押川 清則

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山田 卓
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月13日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和6年(フ)第2866号

名古屋市西区天塚町4丁目63番地 プレズ名
古屋庄内通3C号
債務者 安東 豪

- 1 決定年月日時 令和7年2月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森下 和也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月27日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月13日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第26号

鹿児島市新屋敷町21番20号 さくらヒルズ新屋敷耆番館203号

債務者 喜島 正樹

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岸本 圭市
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月20日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月13日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年(フ)第38号

静岡県裾野市深良1327番地の1 志村ハイツ202

債務者 伊藤 直子

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 安本 晋
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月15日午後2時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月14日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和6年(フ)第5633号

大阪府交野市松塚14番13—302号

債務者 中西 幸作

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 疋田 優
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月29日午後1時50分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月15日まで 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第11号

長野県諏訪郡原村16268番地352

債務者 友松 恵子

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 三井 智和
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月23日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 長野地方裁判所諏訪支部

令和7年(フ)第25号

兵庫県尼崎市小中島3丁目18番12号

債務者 藤岡佳代子

- 1 決定年月日時 令和7年2月19日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 安保 晶之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月30日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第206号

大阪市淀川区三国本町1丁目10番27—217号、前住所大阪府茨木市平田台3番1号マンション・フォルツーナ 506号

債務者 村上 大東

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 横山 佳数
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月2日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第11号

鳥取県米子市夜見町3080番地20 ヴィラブレジュールIV201号

債務者 豊島 大介

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岸田 和久
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月26日午後2時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 鳥取地方裁判所米子支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間**令和7年(フ)第114号**

さいたま市桜区大字大久保領家381番地1 テグレビアンコ103

債務者 泉 裕太

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月17日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第131号

埼玉県川口市市前上町32番35号

債務者 大森佐知子

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月17日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第132号

埼玉県川口市市前上町32番35号

債務者 大森 恋

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月17日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第141号

埼玉県蕨市北町5丁目8番6号 トーシンハイツ蕨305号

債務者 梶谷 鉄雄

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月17日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第157号

埼玉県戸田市笹目5丁目25番地の14

債務者 荒井みどり(旧姓坂本)

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月17日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第178号

さいたま市浦和区木崎2丁目13番13—210号

債務者 角野 昌之

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月17日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第199号

さいたま市見沼区大字南中野1044番地5 スターハイツ102

債務者 高橋 美菜

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月17日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第73号

埼玉県三郷市彦成3丁目10番20—104号

債務者 観堂タカ子

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月17日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第7号

埼玉県深谷市東方町1丁目15番地10 ペアンティ栗原102号

債務者 秋山 明美

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月17日まで さいたま地方裁判所熊谷支部

令和6年(フ)第2378号

札幌市白石区北郷6条8丁目2番11号 ハイ ツやない2階

債務者 熊澤 智人

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月18日まで 札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2434号

札幌市豊平区水車町7丁目6番7-507号
債務者 川島 真美

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月18日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2448号

札幌市東区北20条東1丁目2番41-702号
債務者 柴田 嗣美

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月18日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2455号

北海道恵庭市有明町1丁目6番14-102号
債務者 高澤 敦子

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月18日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第14号

札幌市白石区菊水5条2丁目1番26号 エルムハイツII-202号
債務者 土岡 愛梨

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月18日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第70号

札幌市北区新琴似12条7丁目1番3-301号
債務者 銭目 里恵

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月18日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第83号

札幌市厚別区上野幌1条2丁目2番2-203号
債務者 佐藤 健晴

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月18日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第189号

札幌市北区北28条西12丁目1番7号 コーポワンウエイ205号
債務者 林 江梨香

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月18日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第7号

北海道三笠市岡山506番地50 カーサ・ミーア壱番館
債務者 萬代 親代

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月18日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

令和7年(フ)第8号

北海道岩見沢市北1条西3丁目2番9号 グループホーム森
債務者 萬代 光義

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月18日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

令和7年(フ)第10号

千葉県東金市北之幸谷1259番地1
債務者 大木 隼斗(旧姓西川)

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月18日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和7年(フ)第23号

静岡県御殿場市中畑653番地の18
債務者 勝村 教恵

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月18日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年(フ)第50号

静岡県磐田市小立野383番地 西浦コーポ201号室、前住所静岡磐田市今之浦5丁目3番地7 ニューシティ今之浦103
債務者 浦濱 晶

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月18日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第2号

京都府宮津市宇大久保284番地の3
債務者 山本 晴菜

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月18日まで
京都地方裁判所宮津支部

令和7年(フ)第21号

大阪府松原市天美南5丁目10番13-5C号
債務者 八木 夏江

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第3号

兵庫県丹波篠山市大沢新47番地1 ハインベルグささやま2番館202、前住所兵庫県丹波市柏原町柏原1740番地32
債務者 西森 純平

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月18日まで
神戸地方裁判所柏原支部

令和6年(フ)第393号

岡山県総社市中原900番地1 ノーブル・リバーサイド202、転居前の住所岡山市北区田中167番地113
債務者 片岡 陽司(旧姓岡崎)

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月18日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和7年(フ)第34号

岡山県倉敷市西阿知町新田34番地3 DNパレス201号
債務者 立石 忍

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月18日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和6年(フ)第120号

岡山県津山市上河原223番地7 レオパレス
上河原102、前住所岡山県勝田郡勝央町畑屋
1849番地1 ルバンヴェール102号

債務者 安田 篤

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月18日まで
岡山地方裁判所津山支部

令和7年(フ)第23号

長崎県長崎市富士見町2番23-103号、旧住所長崎県青山市12番14号 森保アパート203

債務者 林田 力

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月18日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第17号

茨城県下妻市高道祖1384番地80

債務者 藤倉 早希

- 1 決定年月日時 令和7年2月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部

令和7年(フ)第44号

群馬県前橋市山王町1丁目5番地3 サニー
ハイツ A-101号

債務者 星野 貴広

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第6号

三重県松阪市山室町2275番地1 南勢病院、
前住所三重県津市野田21番地783

債務者 岡井 啓司

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月21日まで
津地方裁判所松阪支部

令和6年(フ)第315号

高知市長浜1502番地2 ヴィラシャルマン
II-103号、旧住所高知市みづき2丁目3101
番地、(旧住所)大阪府堺市南区桃山台2丁
8番7-811号

債務者 河野 潤(旧名菜実)

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月21日まで
高知地方裁判所破産係

令和6年(フ)第320号

高知県南国市立田632番地8 アメーヌセゾ
ン102号

債務者 筒井 孝広

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月21日まで
高知地方裁判所破産係

令和6年(フ)第2178号

福岡市南区井尻5丁目9番21-104号 セレ
ビック井尻

債務者 田代 悠大

- 1 決定年月日時 令和7年2月19日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月21日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第2385号

福岡県宗像市泉ヶ丘2丁目36番地1

債務者 里見 幸子

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月21日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第45号

福岡市南区塩原3丁目22番11-201号 ラ
フォーレ大橋

債務者 塚本 和美

- 1 決定年月日時 令和7年2月19日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月21日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第74号

福岡市早良区次郎丸3丁目30番12-101号

債務者 坂口 光代

- 1 決定年月日時 令和7年2月19日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月21日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第87号

福岡県糟屋郡宇美町原田3丁目10番1-302
号

債務者 松本 純二

- 1 決定年月日時 令和7年2月18日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月21日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第123号

福岡市西区福重5丁目8番1-402号 市営
福重北住宅

債務者 田中 実華

- 1 決定年月日時 令和7年2月20日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月21日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第125号

福岡市早良区室見1丁目20番19号 クローネ
ハウゼ室見 105号

債務者 羽場 勝司

- 1 決定年月日時 令和7年2月18日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月21日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第130号

福岡市南区若久団地4番1-405号 アーベ
インルネス若久1号棟

債務者 執行 邦子

- 1 決定年月日時 令和7年2月20日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月21日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第131号

福岡市中央区今川1丁目18番8号 エステー
トモア大濠I I305号

債務者 阿部澄子こと 孫 澄子

- 1 決定年月日時 令和7年2月19日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月21日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第145号

福岡市博多区那珂5丁目4番1-604号 八尋ビル

債務者 修行 武

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月21日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第147号

福岡県糟屋郡粕屋町長者原東3丁目3番30-302号 ラフェスタ木村

債務者 野口 美佳

- 1 決定年月日時 令和7年2月19日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月21日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第167号

福岡市博多区堅粕3丁目8番1-1312号 市営ニュー堅粕住宅第9棟

債務者 木村 裕子(旧姓松木)

- 1 決定年月日時 令和7年2月19日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月21日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第173号

福岡市南区柏原2丁目10番1号

債務者 岡田久美子

- 1 決定年月日時 令和7年2月20日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月21日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第183号

福岡県宗像市東郷6丁目9番27号 リベラルコートB棟101号

債務者 原 直樹

- 1 決定年月日時 令和7年2月20日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月21日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第184号

福岡市城南区別府6丁目12番11号 Kコーポ203号

債務者 糸屋 瑠美

- 1 決定年月日時 令和7年2月18日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月21日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第203号

福岡県太宰府市青山2丁目14番5号

債務者 高橋 景子(旧姓馬場)

- 1 決定年月日時 令和7年2月20日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月21日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第207号

福岡市東区和白3丁目12番25-213号 ハイライフ和白

債務者 平野 雅俊

- 1 決定年月日時 令和7年2月20日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月21日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第214号

福岡市中央区地行1丁目13番18-21号 シーラカンス Santa Fe

債務者 米原 浩二

- 1 決定年月日時 令和7年2月20日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月21日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第226号

福岡県筑紫野市二日市北5丁目7番21号 アエラハウス陣尾103号

債務者 杉原幸四郎

- 1 決定年月日時 令和7年2月20日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月21日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第44号

鹿児島県日置市伊集院町下谷口2160番地1 F棟

債務者 中原みどり

- 1 決定年月日時 令和7年2月20日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年(フ)第53号

鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦2453番地10(旭団地 2-4号)、前住所鹿児島県熊毛郡屋久島町永田2519番地

債務者 渡邊 聖子

- 1 決定年月日時 令和7年2月20日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年(フ)第19号

盛岡市東見前6-40-1 都南病院内、住民票上の住所岩手県岩手郡雫石町七ツ森164番地25 ナナ・ナー・モエ

債務者 土橋 康正

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで
盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(フ)第62号

仙台市青葉区北山3丁目7番11号 ジュネス北山207、従前の住所宮城県富谷市東向陽台1丁目7番7号

債務者 千葉 一彦

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第16号

福島市春日町2番23号

債務者 一条 紀子

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで
福島地方裁判所

令和6年(フ)第702号

栃木県足利市小俣町1372番地、前住所栃木県足利市五十部町1552番地 五十部西山団地3-41

債務者 萩原 英子(旧姓殿岡)

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第18号

栃木県宇都宮市御幸本町4863番地14 リパ
ティールA203、前住所徳島県徳島市北島田町
2丁目61番地 ハイツふじ203号室

債務者 大塚 巧

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第28号

栃木県矢板市富田589番地11 黒崎方

債務者 田中 眞次

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第37号

栃木県宇都宮市野沢町194番地40

債務者 鈴木 一樹

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第41号

栃木県日光市明神2453番地1 晃明荘、前住
所栃木県日光市鬼怒川温泉滝605番地 ヤヨ
イ荘1F

債務者 内田佳代子

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第61号

栃木県鹿沼市みなみ町12番地8 奈良部1号
棟201号室、前住所栃木県鹿沼市みなみ町8
番地298

債務者 齋藤 孝司

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第67号

栃木県鹿沼市上石川1132番地3 ファースト
リング3-102

債務者 山下 孝子

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年(フ)第2807号

神奈川県綾瀬市大上3丁目1番43-101号、
申立時の住所神奈川県綾瀬市深谷上6丁目32
番11号 ベルソスB202

債務者 岡 章公

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第3016号

横浜市旭区さちが丘84番地2 コーポラスさ
ちが丘105

債務者 佐藤 昂太

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第3027号

横浜市港北区樽町4丁目5番17-303号

債務者 小林慎太郎

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第3073号

横浜市港北区日吉本町6丁目65番2号 エク
セレント日吉302

債務者 石黒亜貴葉(旧姓堀内)

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第71号

横浜市金沢区泥亀2丁目5番1-823号

債務者 池田 哲

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第113号

横浜市戸塚区戸塚町3387番地2 コテージ戸
塚105号

債務者 堀 洋平

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第154号

神奈川県大和市柳橋3丁目16番地 ハイム桜
ヶ丘5-202 大山方

債務者 奥村 真

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第181号

神奈川県大和市深見台2丁目12番5号

債務者 草柳 聖子

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第231号

横浜市南区大岡3丁目15番17号 ベルビア弘
明寺2 103号室

債務者 伊丹 宏昌

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第240号

横浜市瀬谷区三ツ境81番地13 三ツ境南住宅
4棟107号

債務者 渡邊ちづ子

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第8号

新潟県新発田市緑町3丁目1番20号 カサベルデA 201

債務者 阿知波隆次

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで 新潟地方裁判所新発田支部

令和7年(フ)第9号

新潟県新発田市西園町3丁目7番26号

債務者 田村ノブ子

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで 新潟地方裁判所新発田支部

令和7年(フ)第5号

新潟県上越市大字飯田507番地甲

債務者 浅野 猛

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで 新潟地方裁判所高田支部

令和6年(フ)第71号

山梨県上野原市四方津2082番地1

債務者 佐々木伸明

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後4時45分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで 甲府地方裁判所都留支部破産係

令和7年(フ)第29号

静岡県駿東郡清水町堂庭241番地の10 コーポラスシーダー 105号、前住所静岡県伊豆の国市四日町274番地の1 リヴェールヤマグチ 202号

債務者 宇津木弘美(旧姓中山)

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和6年(フ)第1249号

京都市左京区一乗寺築田町38番地14

債務者 竹内ひとみ

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第78号

京都市右京区花園伊町41番7 一般財団法人泉谷病院、住民票上の住所京都市東山区古門前通大和大路東元町379番地 グランドパレス祇園古門前302

債務者 菊地 大雄

法定代理人成年後見人 小室あゆみ

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第90号

京都市伏見区醍醐上山口町18番地1 スクエアメゾン 206号室、住民票上の住所京都市伏見区醍醐上山口町18番地1 醍醐ハイツ 206号室

債務者 豊田 勇次

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第91号

京都市左京区浄土寺東田町63番地4

債務者 西村 友子

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第1号

島根県出雲市中野町581番地 ヴィラ中野B-106

債務者 池田 潤

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで 松江地方裁判所出雲支部

令和7年(フ)第6号

島根県出雲市多伎町小田137番地59

債務者 青木 繁

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで 松江地方裁判所出雲支部

令和7年(フ)第31号

岡山県倉敷市児島下の町3丁目10番19号

債務者 瀬戸川 敦

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで 岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第36号

岡山市東区中川町591番地12 ファミール中川B202

債務者 三村 祐司

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで 岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第39号

岡山市中区平井3丁目590番地1 C棟スローハイム101

債務者 伊澤 直之

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで 岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第12号

広島県尾道市東則末町13-49

債務者 住田 和良

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで 広島地方裁判所尾道支部

令和6年(フ)第2173号

福岡市東区箱崎6丁目12番21-212号 コアマンションルネス箱崎

債務者 奥永 涼

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第88号

福岡市南区横手2丁目23番6-105号 グリーンヒル

債務者 岡 未菜美

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第161号

福岡市中央区白金2丁目2番21-406号
フォーラム白金
債務者 中上 雅裕

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第202号

福岡県糸島市二丈武49番地3 tetote
103号
債務者 井上 秀明

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第5号

福岡県大牟田市米生町1丁目182番地
債務者 齊藤 広宣

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

令和7年(フ)第7号

福岡県大牟田市大字三池1067番地4
債務者 古賀 睦美

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

令和7年(フ)第11号

長崎県大村市松原本町23番地1
債務者 塚本 壽美

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和7年(フ)第4号

長崎県島原市靈南1丁目77番地
債務者 岩永 治夫

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

令和7年(フ)第9号

熊本県玉名郡長洲町大字永塩172番地、前住
所熊本県荒尾市大島6番地7
債務者 西田加代子(旧姓杉野)

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで
熊本地方裁判所玉名支部

令和7年(フ)第13号

熊本県玉名市立願寺434番地
債務者 藤嶽 良子

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで
熊本地方裁判所玉名支部

令和7年(フ)第16号

鹿児島市和田3丁目24番40-101号
債務者 梶原 真理

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年(フ)第65号

鹿児島市桜ヶ丘4丁目1番地2 県住4棟
108号
債務者 中森 愛子

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年(フ)第9号

沖縄県うるま市宇田場1356番地4 Castellum A-3
債務者 久田 達盛

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月22日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和7年(フ)第148号

東京都東大和市南街2丁目112番地の1メゾン
コンサル402号
債務者 川口 純二

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月23日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第268号

大阪市住吉区长居2丁目12番1号 バルレジ
ダンス長居 503号
債務者 新谷 茜

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月23日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第303号

大阪市西区本田2丁目13番8号 401
債務者 中野富士夫

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月23日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第309号

大阪市西淀川区野里1丁目14番6号
債務者 山城 敏則

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月23日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第338号

大阪府寝屋川市池田西町2番4-503号
債務者 上原祥之介

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月23日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第351号

大阪市東淀川区豊新3丁目21番10-401号
債務者 尾方 隆之(旧姓近藤)

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月23日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第429号

大阪府茨木市中穂積3丁目2番36号 シャ
ロームⅡ 309号

債務者 東亜矢子こと 陳 亜矢子

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月23日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第443号

大阪府豊中市螢池北町3丁目13番9-401号
債務者 茄子川雅博

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月23日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第505号

大阪府門真市元町8番4-201号
債務者 鈴木 孝枝

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月23日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第580号

大阪府交野市星田8丁目6番7号
債務者 清水 秀夫

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月23日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第586号

大阪府東大阪市森河内西2丁目14番3号
コーポ島町 103号室

債務者 山本 浩

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月23日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第10号

岩手県花巻市二枚橋第6地割27番地2 コー
ポ北都210号

債務者 谷村 邦宏

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月24日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

令和7年(フ)第14号

栃木県足利市山下町1490番地 春日団地1-
107、旧住所栃木県足利市大前町921番地3

エクセラシ北妻103

債務者 高畑 雪絵

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月24日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

令和7年(フ)第88号

兵庫県西宮市甲子園口3丁目18番23-201号

債務者 松本 美穂

- 1 決定年月日時 令和7年2月20日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第35号

佐賀県鳥栖市田代外町670番地4 ウイン
ザー田代外町202、前住所佐賀県鳥栖市大正
町820番地12 I T鳥栖ビル201

債務者 樋崎 有美

- 1 決定年月日時 令和7年2月20日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第37号

佐賀市高木瀬東2丁目5番35号 エスポワ
ール高木瀬A-101

債務者 浜田 法子

- 1 決定年月日時 令和7年2月20日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第40号

佐賀県多久市東多久町大字納所3462番地

債務者 江頭 浩二

- 1 決定年月日時 令和7年2月20日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第47号

静岡県藤枝市志太2丁目21番12号 メゾンセ
ントポーリアB101号、旧住所静岡県焼津市

下小田1番地の1 エンプルネクスト焼津
602号

債務者 杉本 茂美

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月25日まで
静岡地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第835号

神戸市北区藤原台北町3丁目7番7号
債務者 吉川 広史

- 1 決定年月日時 令和7年2月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月25日まで
神戸地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第947号

神戸市長田区堀切町5番17号

債務者 小西 智義

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月25日まで
神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第99号

神戸市兵庫区平野町字天王谷東服山161番地
竹内文化202

債務者 清水 海斗

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月25日まで
神戸地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第125号

福岡県嘉麻市上白井710番地1 碓井昭嘉団
地114号

債務者 木村 優奈

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月25日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和7年(フ)第45号

佐賀市川副町大字南里1144番地11 メゾン川副102
債務者 原 美香

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月25日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第20号

長崎県長崎市上小島2丁目11番7号グリーンハイツII205号
債務者 小杉 晃宏

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第21号

長崎県長崎市上小島2丁目11番7号グリーンハイツII205号
債務者 小杉 千春(旧姓山口)

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第14号

北海道苫小牧市光洋町2丁目4番21号
債務者 大場 千恵

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和7年(フ)第14号

福島市笹木野字下屋敷38番地の5、従前の住所千葉県市川市福栄4丁目33番12号(南行徳サンビレッジ313号)
債務者 木村 祐太

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで
福島地方裁判所

令和6年(フ)第511号

新潟市北区新元島町3900番地18
債務者 藤田 清一

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで
新潟地方裁判所民事部

令和6年(フ)第514号

新潟市東区江南1丁目1番地3 ハイライフ江南101号
債務者 入澤 智

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで
新潟地方裁判所民事部

令和7年(フ)第2号

新潟市中央区有明大橋町5番9号 貸家3
債務者 富井 温子

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで
新潟地方裁判所民事部

令和7年(フ)第15号

新潟県五泉市村松1252番地 アビタシオンB号棟201号室
債務者 柳川 成朗

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで
新潟地方裁判所民事部

令和7年(フ)第23号

新潟市西区山田3395番地 グランディール・シェトワ302
債務者 貝沼 直矢

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで
新潟地方裁判所民事部

令和6年(フ)第365号

金沢市額新町2丁目78番地1 市営住宅14棟304号、従前の住所石川県輪島市河井町7部10番地2、静岡県島田市井口1242番地の2
債務者 丸山 好恵

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで
金沢地方裁判所民事部

令和7年(フ)第4号

岐阜県飛騨市古川町杉崎1256番地5
債務者 横田 浩史

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

令和7年(フ)第18号

滋賀県栗東市辻279番地(105号) 第一カナヤハイツ
債務者 杉本 理恵

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで
大津地方裁判所民事部

令和7年(フ)第29号

大津市下阪本2丁目18番1号 満仲荘104、
前住所大津市真野五丁目16番29号 ジョイフル岡本103

債務者 癒やし処ほぐすること 中西 啓介

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで
大津地方裁判所民事部

令和6年(フ)第251号

滋賀県東近江市八日市町6番12号、前住所滋賀県大津市平津1丁目35番11号
債務者 旭 浩子

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和7年(フ)第10号

滋賀県東近江市佐生町2番地3 プランシェ5号室
債務者 藤村 由美

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和7年(フ)第11号

滋賀県彦根市西今町704番地2(206号)
債務者 松田百合子

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和7年(フ)第10号

兵庫県姫路市大津区新町2丁目45番地 Sm
i l e平松106号室
債務者 杉谷 友哉

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(フ)第12号

兵庫県高砂市神爪5丁目18番18-103号
ヴァンヴェールB
債務者 南原 拓実

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(フ)第53号

兵庫県姫路市北条252番地12 市営北条住宅
8棟857号
債務者 岩崎 美加(旧姓鈴木)

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(フ)第22号

鳥取県鳥取市浜坂1402番地64、旧住所鳥取県
鳥取市江津1285番地 アルページュ203号
債務者 松本 圭康

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで
鳥取地方裁判所民事部

令和7年(フ)第23号

鳥取県鳥取市吉成492番地 市住A-21号
債務者 安藤多美男

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで
鳥取地方裁判所民事部

令和7年(フ)第24号

鳥取県鳥取市吉成492番地 市住A-21号、
旧住所鳥取県鳥取市河原町長瀬93番地1
債務者 安藤 明子

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで
鳥取地方裁判所民事部

令和7年(フ)第2号

鳥取県倉吉市山根431番地2 フレグラン
スM・B101
債務者 堀 瑞輝

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

令和7年(フ)第6号

鳥取県境港市夕日ヶ丘1丁目182番地
債務者 西山 眞

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで
鳥取地方裁判所米子支部

令和7年(フ)第17号

山口県下関市上新地町5丁目7番1号
債務者 有留 昂伸

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

令和6年(フ)第301号

徳島県徳島市国府町観音寺109番地の6
債務者 増田 佳代

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで
徳島地方裁判所民事部

令和6年(フ)第327号

徳島県徳島市南昭和町4丁目62番地の4 ク
リスタルハイツ206
債務者 吉永 竜次

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで
徳島地方裁判所民事部

令和7年(フ)第12号

愛媛県松山市和泉南5丁目2番21号 大野ピ
ル206号
債務者 小山 裕絵

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで
松山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第15号

愛媛県松山市小坂4丁目6番42号 グラン
ドール小坂406号
債務者 井上さつき

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで
松山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第16号

愛媛県伊予郡砥部町宮内721番地
債務者 露口るり子

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで
松山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第51号

宮崎市大字本郷北方3020番地 ヴィルセゾン
J5-102号
債務者 鬼東 聖浩

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第39号

鹿児島県日置市東市来町長里356番地33
債務者 藏菌はるみ

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年(フ)第45号

鹿児島市平之町3番15号 OAK VILL
A KAGOSHIMA 5th 507号
債務者 關 雅彌

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年(フ)第46号

神奈川県小田原市上新田28番地の6 ひかりコーポ102

債務者 大槻 秀樹

- 1 決定年月日時 令和7年2月21日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月2日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第20号

青森県弘前市大字千年4丁目6番地11

債務者 藤田 大輝

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 青森地方裁判所弘前支部

令和7年(フ)第47号

神奈川県厚木市愛甲東1丁目22番22号 サブワードカトー105

債務者 石井 拓

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部

破産手続廃止**令和6年(フ)第976号**

福岡県春日市春日原北町3丁目58番地1

破産者 医療法人さくら会

- 1 決定年月日 令和7年2月17日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 福岡地方裁判所第4民事部

令和5年(フ)第1856号

福岡県那珂川市片縄2丁目32番地

破産者 株式会社TOSAKA

- 1 決定年月日 令和7年2月19日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第1547号

福岡県糟屋郡須恵町大字植木1495番地

破産者 TRUST株式会社

- 1 決定年月日 令和7年2月19日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 福岡地方裁判所第4民事部

令和5年(フ)第5352号

東京都町田市上小山田町2918-29、開始決定時の住所東京都杉並区松ノ木3丁目27-4

静和荘6

破産者 大沼 辰彦

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第1156号

東京都世田谷区上北沢4丁目33番1号4F

破産者 太陽建設株式会社

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第1157号

東京都世田谷区上北沢4丁目33番1号4F

破産者 株式会社ソレイユ

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第3408号

千葉県浦安市富士見4丁目11-10-101、開始決定時の住所東京都江戸川区中葛西5丁目2-29-103

破産者 谷田 泰生

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第3786号

大阪府大東市氷野2丁目6-11-205

破産者 川田 栄次

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第4917号

東京都中野区本町1丁目10-2-205

破産者 杉保 侑希

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第5191号

東京都中央区新川1丁目19-10-305

破産者 大名 奈央

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第5567号

神奈川県相模原市南区鶴野森2丁目25-35-702、開始決定時の住所東京都大田区中央3丁目26-4-403

破産者 古閑 裕之

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第5860号

東京都足立区六月2丁目19-4-202

破産者 濫谷 宏

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第5913号

東京都品川区荏原5丁目9番13号

破産者 有限会社大詔精機

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第5965号

神奈川県綾瀬市深谷上6丁目3番3号 ラピスラズリ401

破産者 株式会社テクノクロス

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第6424号

東京都荒川区町屋6丁目1-14-301

破産者 杉浦 亜紀

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第6478号

東京都狛江市西和泉1丁目1-412

破産者 北田 晃仁

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第6546号

東京都中央区佃2丁目2-11-1210

破産者 松原 弘美

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第6563号

東京都世田谷区下馬6丁目15-13 ハイシ
ティ学芸大学第3・301
破産者 足立幸一郎

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第6673号

東京都葛飾区東立石3丁目11-7-602
破産者 有本 憲司

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第6757号

東京都世田谷区若林2丁目28-24-102
破産者 榊原 弘大

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7039号

東京都板橋区赤塚5丁目10-8-103
破産者 佐藤 さやか

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7350号

東京都練馬区大泉町2丁目59-17-301
破産者 佐藤 正一

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7351号

東京都練馬区大泉町2丁目59-17-301
破産者 佐藤 勝

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7491号

東京都足立区舎人5丁目10-17-105
破産者 溝部 恵万

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7573号

東京都港区西麻布4丁目1番1号#507
破産者 合同会社発想会議

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7574号

東京都港区西麻布4丁目1番1-507号
破産者 株式会社発想ノバルティ

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7575号

東京都足立区梅島1丁目15-7-203
破産者 金子 素英

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7667号

東京都豊島区上池袋3丁目16-15-101
破産者 樋浦 康裕

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7673号

東京都品川区西五反田7丁目17番1号
破産者 株式会社ピーマックス

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7674号

東京都大田区西糎谷3丁目44-3-302
破産者 北嶋 信幸

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7675号

東京都台東区三筋2丁目17番1号
破産者 有限会社早川商店

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7676号

東京都台東区松が谷4丁目23-4-305
破産者 早川 富子

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7680号

神奈川県藤沢市鶴沼石上1丁目9番3号
フォーマルハウト1F
破産者 株式会社STARSPACE

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7681号

東京都大田区上池台2丁目33-13 茂木方
破産者 安藤 健司

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7704号

東京都港区新橋2丁目15番5号 新橋アパ
クビル3階
破産者 TYダイニング株式会社

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7705号

沖縄県那覇市繁多川5丁目11-12-302
破産者 高江洲好美

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7713号

埼玉県川口市本蓮2丁目6番7号
破産者 株式会社エステック

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7786号

東京都多摩市聖ヶ丘2丁目2番地の1
破産者 株式会社リファイン

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7798号

東京都足立区足立2丁目12-2-102
破産者 伊関 順子

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7820号

東京都杉並区成田東1丁目18番3号 東田荘D'101、商業登記簿上の本店所在地東京都杉並区阿佐谷北1丁目27番5号
破産者 株式会社FOOD GARAGE

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7821号

東京都杉並区成田東1丁目18-3 東田荘D'101
破産者 谷岡 一久

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7876号

東京都杉並区高円寺南3丁目27-14-106
破産者 溝口 純一

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8036号

東京都板橋区高島平7丁目12-8-403
破産者 川崎真理子

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8038号

東京都足立区千住曙町25-10
破産者 小野 勝久

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8090号

東京都中央区日本橋富沢町5-5-503、住民票上の住所茨城県取手市本郷3丁目14-12-103
破産者 池田 脩平

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8144号

東京都大田区仲六郷4丁目26-4-302
破産者 作山 一雄

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8164号

東京都新宿区市谷薬王寺町16-24-605
破産者 佐久間理奈子(旧姓池田)

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8171号

東京都三鷹市中原1丁目25-32-203
破産者 中川 公臣

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8200号

東京都西東京市住吉町4丁目11-17-201
破産者 黒須 飛鳥

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8201号

東京都目黒区八雲1丁目8-16 中津方102
破産者 伊藤 学

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8236号

東京都豊島区池袋2丁目74-6 パルコート池袋II 205
破産者 長谷川弥生

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8254号

東京都足立区神明南1丁目1-41
破産者 浅井多美子

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8255号

東京都江東区北砂4丁目34-19-901
破産者 磯田 裕一

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8266号

東京都品川区東五反田1丁目24-10-905
破産者 福井 裕子

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8279号

東京都墨田区菊川1丁目17-17-503
破産者 東海林嘉代子(旧姓鶴野)

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8280号

東京都葛飾区高砂3丁目29-9-302
破産者 田村美保子

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8308号

東京都大田区大森東4丁目14-11-206
破産者 大竹 幸也

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8315号

東京都台東区日本堤1丁目12-9 浅草N1ビル305
破産者 亀山 泰子

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8318号

東京都中央区日本橋堀留町1丁目3-16-614
破産者 勝間 純子

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8325号

東京都新宿区市谷左内町21-305
破産者 北山 拓夫

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8326号

東京都西多摩郡日の出町大字大久野3588-1
藤香苑

破産者 山田 政敏

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8351号

東京都杉並区阿佐谷北2丁目16-3-104、
住民票上の住所大阪府大阪市港区築港3丁目
3-2-607

破産者 白井 陽介

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8357号

東京都豊島区雑司が谷1丁目11-5

破産者 白鷺 弦

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8359号

東京都中央区日本橋浜町1丁目6-11-301

破産者 遣水 大樹

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8360号

東京都品川区旗の台1丁目1-14-207

破産者 井上幸一郎

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8378号

東京都荒川区東日暮里6丁目56-10

破産者 雨谷 泉

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8379号

東京都江戸川区中葛西3丁目31-12-111

破産者 對馬 健人

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8385号

東京都北区東十条5丁目7-6 やすらぎの
里東十条

破産者 山田 政利

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8386号

東京都大田区鶴の木1丁目3-20 第2鶴の
木コーポ205

破産者 尋田 りさ

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8392号

東京都江戸川区中葛西2丁目24-13 ソシアル・ホシ・3 105

破産者 高橋 政勝

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8393号

東京都江東区亀戸3丁目49-10-103

破産者 佐藤 佑樹

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8420号

東京都豊島区要町1丁目43-13-105

破産者 増山 茂

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8422号

東京都新宿区北新宿3丁目30-4-105

破産者 日吉 司

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8437号

東京都世田谷区船橋4丁目21-14-101

破産者 江口 彰

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8450号

東京都小平市花小金井2丁目1-34-307

破産者 金井 信幸

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8453号

東京都豊島区池袋3丁目26-23-102

破産者 大西 洋

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8463号

埼玉県草加市高砂1丁目9-13-405

破産者 伊藤 彰

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8492号

東京都豊島区千早4丁目6-3-202

破産者 比田井孝行

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8506号

東京都大田区東六郷1丁目11-7 アーバン
パーク東六郷Ⅱ 505号室、開始決定時の住
所東京都板橋区向原2丁目19-5-102

破産者 長門 理恵

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8532号

東京都世田谷区桜3丁目28-14-202

破産者 上村 汐里

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8562号

東京都大田区大森西6丁目9-14-102

破産者 上野 朝昭

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第1921号

愛知県常滑市菅場24番地の3
破産者 株式会社金城工業所

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第1099号

福岡市中央区笹丘1丁目11番11号
破産者 有限会社キョウワ電子

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第1678号

那覇市壺川3-3-2コーポリバーサイド4階
破産者 合同会社engroo okinawa solutions

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和5年(フ)第561号

栃木県小山市大字羽川511番地1 県営羽川住宅4号棟32号室、前住所栃木県下野市祇園2丁目15番地1 ダイアパレス4番館208号
破産者 上野 修

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年(フ)第517号

栃木県宇都宮市東築瀬1丁目28番地13 ソレーユ東築瀬103号室、開始決定時の住所栃木県宇都宮市平松本町342番地5 グランドオール宇都宮218号室
破産者 相馬 亘希

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年(フ)第538号

栃木県宇都宮市山本2丁目6番31号 シャーメゾン山本103号室
破産者 手塚瞳久美

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年(フ)第564号

栃木県小山市花垣町2丁目4番26号 アンソレイユB棟201号
破産者 出井美由紀

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年(フ)第580号

栃木県芳賀郡芳賀町大字下高根沢3921番地15
破産者 山田 翔平

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年(フ)第712号

栃木県宇都宮市西原町647番地 プレストコート西原町201号、前住所埼玉県川越市菅原町19番地1 (伊勢原六番館307号室)
破産者 宮島 明彦

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年(フ)第717号

栃木県日光市板橋1835番地5
破産者 渡邊 恵子

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年(フ)第729号

栃木県宇都宮市陽東3丁目15番12号 養護老人ホーム アオーラ而今、前住所栃木県宇都宮市細谷町428番地37 セラハイツ細谷201
破産者 大谷 修一

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年(フ)第3024号

大阪府東大阪市池島町8丁目11番25号
破産者 有限会社児島精機

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和5年(フ)第319号

和歌山県有田市初島町浜1528番地の5
破産者 有限会社加山工業

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和5年(フ)第1197号

兵庫県姫路市塩町87番地 日経ビル5階
破産者 株式会社J&Y

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第224号

佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田263番地3
破産者 吉野産業有限会社

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第2459号

横浜市港北区箕輪町2丁目5番地の5
破産者 株式会社柿芝

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和5年(フ)第894号

川崎市麻生区王禅寺西3丁目1番43号
破産者 株式会社ROX'S

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和6年(フ)第726号

川崎市川崎区新川通4番16号
破産者 有限会社早稲田義塾

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和6年(フ)第161号

新潟市西蒲区升岡172番地1
破産者 有限会社南須原板金工業

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

令和6年(フ)第455号

新潟市南区下木山字這上91番地8
破産者 有限会社木山

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

令和5年(フ)第397号

愛知県豊田市西山町1丁目20番地3
破産者 有限会社テクアート

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和5年(フ)第591号

愛知県豊田市若林西町象面180番地5
破産者 株式会社クラシカ

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和6年(フ)第289号

愛知県豊田市水源町1丁目23番地の5シンシア豊栄2B

破産者 株式会社FULLNESS

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和6年(フ)第294号

愛知県豊田市花園町下大切51番地1 三栄運輸社宅302号

破産者 藤原 英樹

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和6年(フ)第252号

兵庫県加西市北条町古坂3丁目75番地

破産者 株式会社クールバンク

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

神戸地方裁判所明石支部破産係

令和6年(フ)第48号

長崎県島原市青葉町5353番地6

破産者 株式会社FreeStar

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

長崎地方裁判所島原支部破産係

令和5年(フ)第481号

鹿児島県日置市東市来町湯田4088-1、商業登記簿上の本店所在地鹿児島県日置市東市来町湯田2178番地3

破産者 有限会社インテリア笑

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定**令和5年(フ)第2146号**

福岡県福津市宮司4丁目20番4号

破産者 川上加奈子

- 1 決定年月日 令和7年2月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第1891号

福岡県宗像市日の里5丁目3番地163

破産者 津田販売所こと 甲斐亜由巳(旧姓津田)

- 1 決定年月日 令和7年2月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第1960号

福岡市中央区平尾2丁目3番35-901号

ヴァンクレール、前住所福岡市中央区平尾5

丁目4番2-1005号 ヴェルジュ平尾

破産者 亀山 里恵(旧姓園田)

- 1 決定年月日 令和7年2月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第2019号

福岡県糸島市篠原西3丁目9番7-103号

破産者 野添 邦輝

- 1 決定年月日 令和7年2月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第225号

神奈川県横須賀市久里浜7丁目12番2号

破産者 高橋 秀和

- 1 決定年月日 令和7年2月19日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所横須賀支部

令和6年(フ)第1261号

福岡県大野城市川久保2丁目2番18-204号、前住所福岡県筑紫野市二日市中央1丁目5番38-501号

破産者 有永 陽一

- 1 決定年月日 令和7年2月19日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第1645号

福岡市西区下山門3丁目4番17-301号 フレンズ90

破産者 久田松 誠

- 1 決定年月日 令和7年2月19日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第1823号

福岡市博多区博多駅東1丁目2番19-101号フレックス博多

破産者 仲谷 徳則

- 1 決定年月日 令和7年2月19日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第1872号

福岡市南区長丘2丁目13番13-104号 コスモ長丘パークフォルム

破産者 池田 琢真

- 1 決定年月日 令和7年2月19日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第1956号

福岡県福津市光陽台南1番1号

破産者 RUDO HAIR For MEN
こと 喜多 一樹

- 1 決定年月日 令和7年2月19日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第1922号

愛知県半田市岩滑東町4丁目7番地の3

フォレストベースA

破産者 金城 優

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2425号

愛知県知多郡東浦町大字石浜字飛山池上41番地 東和荘、従前の住所名古屋市長区黒沢台4丁目905番地 えん2F

破産者 えんこと 川原 敏枝

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第267号

岡山県倉敷市平田250番地1、前住所広島県東広島市高屋町宮領139番地1 ネプチューン101号

破産者 日笠 智崇

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和6年(フ)第20号

北海道磯谷郡蘭越町黄金118 リバーサイド黄金409、住民票上の住所鹿兒島県鹿兒島市真砂町79番13号 餅田方
破産者 藤崎 仁美

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩内支部

令和6年(フ)第626号

埼玉県草加市瀬崎2丁目47番39-106号
破産者 前田佳津子

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和6年(フ)第627号

埼玉県草加市瀬崎2丁目47番39-106号
破産者 前田 諒

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和6年(フ)第628号

埼玉県草加市瀬崎2丁目47番39-106号
破産者 佐久田勇大

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和6年(フ)第408号

滋賀県栗東市手原5丁目7番3-502号
ブルーヴァール、前住所福井市若杉3丁目1310番地 サウスパーク21 102号
破産者 水淵 守

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和6年(フ)第4852号

大阪府吹田市佐竹台5丁目1番B32-205号
破産者 オフィスイデこと 井手 浩

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第4981号

大阪市浪速区元町1丁目7番3-402号
破産者 遠藤 伸子

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第586号

兵庫県尼崎市武庫川町4丁目4番地の4メゾンTAKAGI203号
破産者 西 健一

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和5年(フ)第169号

和歌山市本町9丁目28番地
破産者 竹林 靖之

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和6年(フ)第96号

和歌山市つつじが丘5丁目1番地 ビューつつじが丘団地 605、開始決定時の住所和歌山市つつじが丘1丁目9番地2
破産者 戸次 好美

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和6年(フ)第199号

和歌山県岩出市高塚277番地(205号)
破産者 玉置 理志

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和6年(フ)第274号

和歌山県橋本市隅田町下兵庫251-2、住民票上の住所神戸市東灘区住吉東町3丁目5番16号
破産者 KGコンサルティングこと 田中 克弘

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和6年(フ)第328号

和歌山市友田町2丁目57番地 花月ビル202
破産者 Bar so flyこと 西本 大輔

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和6年(フ)第223号

広島県福山市新市町大字戸手501番地2
破産者 若林 隆仁

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和6年(フ)第243号

広島県福山市入船町3丁目1番20-801号
破産者 川上 奈弥

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和6年(フ)第1371号

福岡県宗像市光岡744番地1 コーポ光岡Ⅱ101号
破産者 高森 勇巳

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第1372号

福岡県宗像市光岡744番地1 コーポ光岡Ⅱ101号
破産者 高森 優子

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第1659号

福岡県太宰府市大佐野5丁目1番2号
破産者 ニシキド設備工業こと 錦戸 義正

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第2047号

福岡市早良区次郎丸6丁目13番8—302号
キーリーム
破産者 本 緋色

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第2142号

福岡市早良区飯倉4丁目1番23—203号
ヴィラ飯倉
破産者 伊藤 竜太

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第225号

佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田35番地15
破産者 城島 敏行

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第52号

青森県弘前市大字高屋宇安田713番地6
破産者 相馬久美子

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

令和6年(フ)第143号

宮城県東松島市矢本字蜂谷浦130番地3、前住所宮城県東松島市小松字沢田前57番地1
破産者 佐藤 旭

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和6年(フ)第364号

横浜市旭区今宿南町36番地 グリーンパレスA-202
破産者 森木 昭彦

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第1434号

神奈川県大和市中央林間西4丁目26番28号
グリーンビレッジA205
破産者 下山 誠

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第2305号

横浜市港北区大豆戸町89番地1 ショウエイ
ナーシングレジデンス大倉山305号室
破産者 菅 正行

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第2423号

横浜市鶴見区東寺尾1丁目12番7号 マウナ
コア イリマ号室
破産者 宮林 正広

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第2460号

横浜市青葉区あざみ野3丁目2番地 あざみ
野団地16棟201号
破産者 原田 実

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第61号

北海道旭川市東光12条1丁目1番3号 ピュ
アドリームII104
破産者 岩口 正義

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和6年(フ)第727号

川崎市川崎区藤崎2丁目18番7—101号 エ
コーグリーン藤崎
破産者 田中 安則

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和6年(フ)第728号

川崎市川崎区藤崎1丁目20番9号 レジデ
ンスイワセ 101
破産者 田中 彰二

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和6年(フ)第406号

神奈川県平塚市南豊田537番地の1 レジデ
ンス平塚105
破産者 大曾根晴代

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和6年(フ)第423号

神奈川県南足柄市塚原2413番地5
破産者 山口 友輔

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和6年(フ)第579号

神奈川県南足柄市和田河原421番地1
破産者 栗原 愛里(旧姓宮本・佐藤)

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和5年(フ)第430号

新潟市東区大形本町4丁目11番6号2 ハイ
ツスリー1号
破産者 泉井 健一

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和6年(フ)第168号

新潟市西蒲区松野尾2991番地、前住所新潟市
西蒲区升岡168番地1
破産者 南須原 巴

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和6年(フ)第349号

新潟市秋葉区草水町2丁目8番54号

破産者 坂詰 真

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

新潟地方裁判所民事部

令和6年(フ)第422号

新潟市北区白新町2丁目6番11号、前住所新潟市北区柳原1丁目8番2号

破産者 高橋 勝也

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

新潟地方裁判所民事部

令和6年(フ)第456号

新潟市南区下木山91番地8

破産者 野崎 政志

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

新潟地方裁判所民事部

令和6年(フ)第606号

静岡県駿河区登呂1丁目19番13号

破産者 山本 幸奈(旧姓酒井)

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

静岡地方裁判所民事第2部

令和5年(フ)第592号

愛知県豊田市若林西町象面180番地5

破産者 倉橋 伸郎

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和6年(フ)第28号

愛知県安城市緑町1丁目8番地10 ルミエール杉103、前住所愛知県知多郡東浦町大字緒川字丸山12番地の5 クラルジュネス202号

破産者 久保 悠太

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和6年(フ)第241号

愛知県額田郡幸田町大字坂崎字迎山60番地33

破産者 酒井 遼太

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和6年(フ)第374号

愛知県みよし市三好町湯ノ前89番地4 アパートメントハウス近藤105号、前住所愛知県豊田市平和町四丁目64番地2 パレス平和B-2H号

破産者 小田 勝二

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和6年(フ)第485号

愛知県みよし市天王台12番地9 パストラル天王台102号

破産者 梅村 啓伍

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和6年(フ)第497号

愛知県豊田市下市場町7丁目34番地2 V i l l a B a m b o o F号、前住所愛知県豊田市下林町2丁目31番地 クリッゲルパウム302号

破産者 河村 幸男

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和6年(フ)第253号

神戸市西区秋葉台2丁目7番地の7

破産者 E A企画こと 中嶋 義幸

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所明石支部破産係

令和6年(フ)第254号

神戸市西区秋葉台2丁目7番地の7

破産者 中嶋 英子

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所明石支部破産係

令和5年(フ)第78号

島根県出雲市灘分町1111番地、開始決定時の住所島根県出雲市斐川町併川1662番地27

破産者 玉木 大亮

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

松江地方裁判所出雲支部

令和6年(フ)第39号

広島県福山市駅家町大字法成寺1265番地1

カルム・サーラC202

破産者 児玉 竜雄

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

高松地方裁判所民事部破産・再生係

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和6年(フ)第136号

広島県福山市東陽台2丁目7番5号

破産者 大河原志帆

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和6年(フ)第156号

広島県福山市山手町6丁目15番27-1号

破産者 小林 直生

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和6年(フ)第68号

山口県周南市大字下上78番地の7

破産者 山本 公子

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

山口地方裁判所周南支部

令和6年(フ)第318号

愛知県犬山市大字橋爪字中島2番地 村田機械B4棟307、開始決定時の住所香川県高松市鶴市町2004番地8 リーフグリーンハイツ3101号

破産者 野崎 智哉

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和6年(フ)第628号

北九州市八幡西区小鷺田町9番4-105号
破産者 柴田 知子

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和6年(フ)第708号

福岡県遠賀郡岡垣町東高倉2丁目13番3号
破産者 平田 浩章

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和6年(フ)第45号

長崎県島原市上の原2丁目6459番地2 A、
前住所長崎県島原市有明町大三東丙199番地

1 サーフ有明A棟
破産者 廣野 悠生

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

令和6年(フ)第57号

長崎県南島原市深江町丙1078番地
破産者 薄田 翔人

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

令和6年(フ)第450号

宮崎市大字本郷南方2869番地4
破産者 谷川内美保

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

免責許可決定**令和6年(フ)第238号**

神奈川県横須賀市長井3丁目46番2-403号
破産者 菊地 秀夫

- 1 決定年月日 令和7年2月18日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和6年(フ)第240号

神奈川県横須賀市浦上台4丁目2番1-303号
破産者 中村 信夫

- 1 決定年月日 令和7年2月18日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和6年(フ)第131号

神奈川県逗子市池子2丁目5番16号
破産者 原田 忠春

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和6年(フ)第192号

神奈川県横須賀市鴨居2丁目12番1-204号
破産者 森 修一

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和6年(フ)第193号

神奈川県横須賀市鴨居2丁目12番1-204号
破産者 森 美樹(旧姓内田)

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和6年(フ)第204号

神奈川県横須賀市船越町6丁目19番地2
オールウェイズ201号
破産者 小原 友美

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和6年(フ)第212号

神奈川県逗子市桜山6丁目17番28号 メゾン
オ戸A-203
破産者 高橋美津男

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和6年(フ)第224号

神奈川県横須賀市平作8丁目19番9号 エス
ポワールC-1
破産者 青木 佳祐

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和6年(フ)第37号

兵庫県丹波篠山市今田町下立杭589番地1
破産者 谷口 洋子

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部

令和6年(フ)第46号

兵庫県丹波篠山市今田町上立杭1番地303
破産者 佐藤 健二

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部

令和6年(フ)第1944号

福岡県福津市東福岡8丁目2番17-101号、
前住所福岡県遠賀郡岡垣町大字三吉391番地

18県営三吉住宅2-301号
破産者 山田 実男

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第2004号

福岡市中央区草香江1丁目2番19-506号
ピエモンテ大濠
破産者 村井 祥

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第2009号

福岡市東区多々良1丁目23番2号 長アパー
ト10号
破産者 吉武 清枝

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第2054号

福岡市早良区荒江2丁目18番22-101号 大
産荒江ビル
破産者 大森利恵子

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第2101号

福岡市南区日佐3丁目37番7-104号 エト
ワールハスバII
破産者 樋口 直斗

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第2110号

福岡市西区姪の浜6丁目4番27-105号 A
mpio姪浜八番館
破産者 大石 明男

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第2143号

福岡県古賀市光明1丁目7番13号 エンブレ
イス プライトII101号
破産者 津田まゆみ

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第2155号

福岡市早良区賀茂2丁目21番21-101号 C
RASTINE賀茂
破産者 江見真理子(旧姓菱田)

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第2191号

福岡県大野城市平野台1丁目30番7号 102
号、前住所福岡県福岡市博多区美野島1丁目

20番27-303号 レジデンシャルヒルズ プ
ライムスクエア
破産者 山田 祐輔

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第2193号

福岡市東区多の津5丁目5番8-308号 抱
樸館福岡

破産者 池田 一万

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第2199号

福岡市博多区堅粕3丁目5番5-706号 日
本住宅公団堅粕3丁目市街地住宅

破産者 高木 智子

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第2205号

福岡市博多区相生町3丁目1番1号 松岡
コーポ207号

破産者 樋口 幸子

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第2234号

福岡市東区千早2丁目17番16-101号 ビュ
アステーション

破産者 小川 正美

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第2264号

福岡市中央区那の川2丁目8番22号 ユート
ピアハイツ平尾602号

破産者 江上 由美

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第2266号

福岡市南区塩原3丁目4番11-305号
ユー・コラソン

破産者 山田 奈美

- 1 決定年月日 令和7年2月20日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第1575号

札幌市東区北34条東4丁目1番2号 E V E
34-101号

破産者 佐々木雄太

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第1878号

北海道石狩市花川北1条1丁目2番地5 ビ
レッジハウス石狩2-206

破産者 谷口 僚

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2013号

札幌市中央区南13条西9丁目3番15-101号
破産者 角田 正則

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2014号

札幌市中央区南13条西9丁目3番15-101号
破産者 角田 明美

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2080号

札幌市白石区南郷通12丁目南2番3号 メト
ロサイドパレス南郷通203号

破産者 幕田 晃平

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2121号

札幌市白石区中央2条6丁目5番1号 AM
S中央26-202号

破産者 鎌田 奈緒

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2140号

札幌市中央区南8条西10丁目1278番地19
ローズマリー405号

破産者 羽澤 恭子

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2156号

札幌市西区西野2条5丁目2番15号 ウエス
トコートB-102号

破産者 伊藤 拓也

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2162号

札幌市豊平区平岸2条1丁目4番3-202号
破産者 光 彩佳

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2183号

札幌市東区北丘珠2条2丁目12番6-106号
破産者 竹内 翼

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2190号

札幌市北区篠路4条8丁目5番7号 ber
ceau-103号、開始決定時の住所札幌市
東区北丘珠5条3丁目11番21号

破産者 打矢 理恵(旧姓杉之原)

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2198号

札幌市南区南沢6条2丁目7番9号
破産者 都 孝幸

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2215号

札幌市手稲区稲穂1条1丁目12番15-103号
破産者 小川 真司

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2227号

北海道石狩市花川北4条3丁目4番地3 道
営住宅D2-301

破産者 鎌田 純子

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2232号

札幌市白石区平和通2丁目南6番26-403号
破産者 伊藤 進

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2237号

札幌市手稲区前田5条8丁目1番1-317号
破産者 大川由美子

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2256号

札幌市東区北30条東10丁目5番14号 AMB
ITIONSAPPORO-EST301号

破産者 武村 里奈(旧姓森川)

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2269号

北海道千歳市緑町3丁目1番5-3号
破産者 竹村 浩光

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2274号

札幌市白石区東札幌2条6丁目4番8号 ユ
ニバーサルビル東札幌502号

破産者 八重樫桂子

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2287号

札幌市東区北28条東13丁目3番13号 フロン
ティア2813-505号

破産者 須田 青映

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2293号

札幌市北区新川2条7丁目1番31-204号
破産者 渡邊 克哉

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2299号

北海道恵庭市和光町1丁目6番6-406号
破産者 鈴木 有紀

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2306号

札幌市豊平区平岸4条6丁目3番15-205号
破産者 野澤 貴希

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2310号

札幌市西区二十四軒1条4丁目3番12号 24軒興発ビル201号
破産者 佐々木里子

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2334号

札幌市中央区南12条西18丁目4番10-405号
破産者 立松あすな

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第11号

旭川市東旭川南1条4丁目4番13号 SKY View202
破産者 金川 楠成

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所紋別支部

令和6年(フ)第12号

北海道紋別市大山町1丁目56番48号 川嶋アパート2F
破産者 館岡 直子

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所紋別支部

令和6年(フ)第91号

岩手県花巻市本館1丁目4番地1 市営本館アパートA棟105号
破産者 晴山 友貴

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

令和6年(フ)第94号

岩手県北上市里分8地割233番地3
破産者 藤戸 祐奈

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

令和6年(フ)第1286号

宮城県名取市飯野坂1丁目6番8-208号
ホープシティ名取、従前の住所宮城県名取市増田4丁目9番11-101号 e1 Pass
破産者 美濃 岬

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和5年(フ)第561号

栃木県小山市大字羽川511番地1 県営羽川住宅4号棟32号室、前住所栃木県下野市祇園2丁目15番地1 ダイアパレス4番館208号
破産者 上野 修

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年(フ)第517号

栃木県宇都宮市東築瀬1丁目28番地13 ソレーユ東築瀬103号室、開始決定時の住所栃木県宇都宮市平松本町342番地5 グランドオール宇都宮218号室
破産者 相馬 亘希

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年(フ)第538号

栃木県宇都宮市山本2丁目6番31号 シャーメゾン山本103号室
破産者 手塚瞳久美

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年(フ)第564号

栃木県小山市花垣町2丁目4番26号 アンソレイユB棟201号
破産者 出井美由紀

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年(フ)第580号

栃木県芳賀郡芳賀町大字下高根沢3921番地15
破産者 山田 翔平

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年(フ)第712号

栃木県宇都宮市西原町647番地 プレストコート西原町201号、前住所埼玉県川越市菅原町19番地1 (伊勢原六番館307号室)
破産者 宮島 明彦

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年(フ)第717号

栃木県日光市板橋1835番地5
破産者 渡邊 恵子

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年(フ)第729号

栃木県宇都宮市陽東3丁目15番12号 養護老人ホーム アオーラ而今、前住所栃木県宇都宮市細谷町428番地37 セラハイツ細谷201
破産者 大谷 修一

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年(フ)第1894号

埼玉県志木市柏町1丁目9番22号 カナディアンハイツ小山A 201号
破産者 原田 恭兵

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第438号

大津市滋賀里1丁目3-23、住民票上の住所京都府宇治市小倉町堀池28番地の9
破産者 立石 翔太

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和6年(フ)第449号

大津市稲津1丁目6番36号
破産者 内田 早苗

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和6年(フ)第605号

兵庫県西宮市高須町1丁目2番22-1105号
破産者 柳原 大輔

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和6年(フ)第663号

兵庫県西宮市山口町下山口3丁目4番64号
破産者 前川 律子

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和6年(フ)第683号

兵庫県西宮市段上町8丁目2番18号
破産者 石田久美子

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和6年(フ)第322号

和歌山県橋本市高野口町名古屋969番地 浦之段ニューコーポ5、前住所和歌山県橋本市隅田町下兵庫1010番地 うぐいすハイツ2-202
破産者 池田 佳則

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和6年(フ)第324号

和歌山市六十谷1342番地249、前住所大阪市住吉区住吉1丁目2番29号 II番館 206号
破産者 井上 弘之

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和6年(フ)第329号

和歌山市中329番地1 シンコーハイツ111号
破産者 小西 教之

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和6年(フ)第330号

和歌山市島橋東ノ丁9番10号
破産者 村山 竜平

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和6年(フ)第333号

和歌山市狐島33番地2 プレジール狐島201号
破産者 高橋 直

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和6年(フ)第344号

和歌山市鳴神716番地50
破産者 中井 淳子

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和6年(フ)第365号

和歌山市向191番地 向団地12棟337号
破産者 野上 直美

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和6年(フ)第96号

岡山県津山市山北441番地2、前住所岡山県津山市北町50番地4
破産者 大林美佐子

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

令和6年(フ)第97号

岡山県津山市平福564番地 レオパレス前田中113号室
破産者 柴田 真治

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

令和6年(フ)第99号

岡山県津山市市町14番地1 パレ・ドゥ・ソレイユ101
破産者 澤田 友子

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

令和6年(フ)第101号

岡山県津山市船頭町58番地 らぶらんたん303
破産者 黒田 勝利

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

令和6年(フ)第115号

岡山県勝田郡勝央町勝間田32番地3 県営住宅 勝間田団地304号
破産者 村家 篤男

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

令和6年(フ)第1580号

福岡市博多区山王2丁目2番1-105号 クレイノきよみ通り
破産者 井上 裕貴

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第1939号

福岡市博多区博多駅東3丁目3番12-601号 クレスティ博多
破産者 平谷 東子

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第2031号

福岡県宗像市河東1329番地1 プリムローズ・ユ-202号
破産者 石橋 楓

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第2063号

福岡市博多区博多駅南5丁目29番25-205号 プランメゾン
破産者 月村 幸雄

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第2068号

福岡県糟屋郡粕屋町甲仲原4丁目3番26号
破産者 篠原 一夫

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第2079号

福岡市博多区金の隈3丁目2番3-509号 グランデスカイ空港南
破産者 勝連 将司(旧姓吉川)

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第2097号

福岡市早良区次郎丸5丁目14番40-203号 アンピオ次郎丸式番館
破産者 安河内政彦

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第2107号

福岡県宗像市武丸896番地6
破産者 森 好美

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第2108号

福岡市東区菅松新町3番23-601号 ネオ管松、前住所福岡市博多区堅粕4丁目25番2-203号 シティライフ博多
破産者 立木 優

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第2138号

福岡市早良区賀茂3丁目1番17-101号 プリマヴェーラ
破産者 松岡 慧吾

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第2164号

福岡県宗像市自由ヶ丘7丁目21番地16 ヒルトップ11 A-1号
破産者 柴田 知明

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第2177号

福岡市南区大楠2丁目17番14-306号 ピュアドーム平尾アークス
破産者 中野久美子

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第2204号

福岡市博多区那珂1丁目35番2-306号 ツバサ21博多
破産者 町田 早紀(旧姓木村)

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第2221号

福岡県糸島市有田中央1丁目1番43号
破産者 有田明日香

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第2222号

福岡県宗像市日の里7丁目23番地17
破産者 黒土 泰子

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第2231号

福岡県太宰府市朱雀1丁目1番13-912号
破産者 廣島 猛

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第2232号

福岡県那珂川市片縄北4丁目2番20-103号 大神第3ビル
破産者 神谷 和江

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第2238号

福岡市城南区茶山6丁目4番6-203号 SUNNY HILL
破産者 LTP吉通こと 吉原 正通

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第2246号

福岡市南区寺塚1丁目3-47 井口野間病院内、住民票上の住所福岡市南区検原5丁目24番13-102号 ピュアグリーン式番館

破産者 庄原 邦彦

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第84号

熊本県玉名市岱明町庄山432番地、前住所福岡県大牟田市大字唐船371番地1 リパティベル 103号

破産者 落合 裕二

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

令和6年(フ)第85号

熊本県荒尾市一部2057番地69 エーデルハイムⅡ 102号、前住所熊本県荒尾市大島1160番地3 エトワールAP7 201号

破産者 中島 重喜

- 1 決定年月日 令和7年2月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

令和6年(フ)第94号

北海道紋別郡湧別町栄町112番地の11 栄町A団地406号

破産者 植村 葉月(旧姓二階堂)

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

令和6年(フ)第341号

岩手県大船渡市立根町字沼田53番地5

破産者 菊地 裕介

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第2民事部

令和6年(フ)第347号

盛岡市東松園4丁目12番5-13号

破産者 森崎 綾(旧姓阿部)

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第2民事部

令和6年(フ)第74号

岩手県北上市新穀町1丁目2番23号 メゾン・ノルト202号

破産者 武者 由貴

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

令和6年(フ)第111号

岩手県北上市町分18地割40番地3 マツカワレジデンス202号

破産者 高橋 和枝

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

令和6年(フ)第38号

宮城県柴田郡大河原町字住吉町4番地13

破産者 石本 義夫

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

令和6年(フ)第169号

福島県郡山市小原田3丁目18番7号、開始決定時の住所福島県郡山市安積荒井本町19番地

破産者 濱尾 信吉

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和6年(フ)第741号

栃木県宇都宮市緑3丁目1番25号

破産者 高野 彩乃

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年(フ)第155号

栃木県足利市堀込町2924番地4 プリート・カーサ103、前住所長野県佐久市新子田1712番地4 グランプレーヌ新子田B101

破産者 郷間理絵子

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

令和6年(フ)第365号

群馬県前橋市箱田町1391番地5、前住所群馬県前橋市前箱田町142番地2 シャトレM604号

破産者 四方 友美

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和6年(フ)第376号

群馬県伊勢崎市太田町117番地、住民票上の住所群馬県伊勢崎市市場町1丁目350番地5

破産者 風間 真悟

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和6年(フ)第106号

千葉県勝浦市串浜1826番地3

破産者 渡邊 力

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和6年(フ)第113号

千葉県茂原市緑ヶ丘3丁目19番地9

破産者 丸 寛子

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和6年(フ)第159号

千葉県大網白里市大網142番地5 金子コーポ201

破産者 吉澤 強吉

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和6年(フ)第167号

千葉県東金市滝479番地6

破産者 柴田 晴一

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和6年(フ)第168号

千葉県東金市滝479番地6

破産者 柴田 貴代

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和3年(フ)第3515号

千葉県我孫子市つくし野2丁目24-8

破産者 橋本 球介

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和5年(フ)第1675号

東京都立川市富士見町7丁目32番44号レガリア1125

破産者 足立 直樹

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第1101号

東京都町田市図師町3430番地5

破産者 大澤 秀樹

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第1105号

東京都立川市若葉町3丁目22番地の3

破産者 奥村 頼子

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第1311号

東京都西東京市下保谷5丁目7番24号恒産ハイツ203号

破産者 中村 悟

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第1554号

東京都東久留米市下里2丁目7番8号サニーレジデンス203

破産者 田中 宏幸

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第1721号

埼玉県戸田市本町3-15-31梅田ビル201号、住民票上の住所東京都西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎東松原3番地7

破産者 横山 克也

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第1737号

東京都八王子市四谷町764番地3
破産者 松永三香子

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第1859号

東京都福生市牛浜88番地3リサーチ牛浜
301号室

破産者 小宮山政博

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第1876号

東京都東久留米市小山4丁目3番3号
破産者 坂本 敬

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第1966号

東京都小平市学園西町1丁目8番22号サニー
フラットY101

破産者 本多美代子

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第2072号

東京都武蔵野市八幡町2丁目5番3-406号
破産者 益田 直典

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第235号

神奈川県三浦市初声町下宮田610番地11
破産者 小菅 光

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和6年(フ)第245号

神奈川県横須賀市武4丁目38番11号レ
ピュートレモン102

破産者 田中 純

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和6年(フ)第248号

神奈川県横須賀市三春町6丁目30番地4セ
キュリティヒルズ103

破産者 武井 拓弥

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和6年(フ)第250号

神奈川県横須賀市鴨居2丁目80番12-106号
破産者 山本 廣

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和6年(フ)第561号

神奈川県平塚市上平塚10番61号
破産者 杉山 光枝

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和6年(フ)第643号

神奈川県足柄下郡湯河原町土肥6丁目11番地
の2 山家アパート201

破産者 鹿島 正

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和6年(フ)第343号

金沢市疋田2丁目130番地 アウルヴィレー
ジ疋田 107号、従前の住所金沢市稚日野町
南446番地

破産者 端 春樹

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和6年(フ)第695号

静岡県牧之原市布引原897番地1
破産者 原田 早苗

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第749号

静岡市清水区高橋1丁目15番59号
破産者 金丸 幹弥

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第50号

京都府福知山市字前田33番地 市営南佳屋野
団地G棟304号

破産者 吉田 榮子

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

令和6年(フ)第53号

京都府福知山市土師宮町2丁目163番地レ
オパレスマルイト3 208号

破産者 飯尾 文規

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

令和6年(フ)第55号

京都府福知山市字中457番地の1 府営中村
団地2棟305号

破産者 佐々木 桃

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

令和6年(フ)第57号

京都府福知山市字猪崎25番地の1、前住所京
都府福知山市駒場新町3丁目6番地 レオパ
レス駒場202号

破産者 山本 満

法定代理人補助人 上田 浩平

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

令和6年(フ)第4592号

大阪府豊中市東豊中町6丁目17番60-302号
破産者 赤松 美奈(旧姓竹内)

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5019号

大阪府寝屋川市点野2丁目9番21号
破産者 小林 史弥

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5031号

大阪府豊中市赤阪1丁目5番5-203号
破産者 大島 直輝

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5040号

大阪府守口市梶町3丁目27番1号
破産者 野村侑香里(旧姓山田)

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5249号

大阪市浪速区下寺2丁目5番12-603号、前
住所大阪市西成区千本北2丁目3番6号

破産者 廣濱 絃弥

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5272号

大阪市天王寺区堂ヶ芝1丁目11番8号ル
ジャルダンドウ堂ヶ芝303号

破産者 熊谷結花こと 熊谷 友香

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5325号

大阪府守口市下島町16番9-203号
破産者 坂本 圭史

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5340号

大阪市鶴見区諸口6丁目15番33-406号
破産者 松尾 直子

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第249号

兵庫県明石市松が丘2丁目5番9-506号、
前住所兵庫県加西市北町210番地の1

破産者 小西 伸哉

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和6年(フ)第260号

兵庫県明石市大久保町森田38番地の23、前住
所千葉県市川市下貝塚2丁目17番21号

破産者 近森 健太

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和6年(フ)第268号

神戸市西区南別府3丁目23番地の6 アーバン池田A-202号

破産者 小川 文也

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和6年(フ)第275号

神戸市西区高雄台24番6号、前住所兵庫県三木市緑が丘町本町1丁目5番地

破産者 スナック絆こと居酒屋あぐん茶こと村尻久美子

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和6年(フ)第280号

兵庫県明石市東朝霧丘19番20号

破産者 豊住久美子

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和6年(フ)第285号

神戸市西区押部谷町木幡353番地、前住所兵庫県伊丹市荒牧5丁目1番37号 201号

破産者 濱野 由佳

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和6年(フ)第294号

神戸市西区井吹台西町1丁目2番地 3-501号、前住所神戸市須磨区北落合1丁目1番323-502号

破産者 城井 玲菜(旧姓山中)

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和6年(フ)第296号

神戸市西区池上2丁目18番地の3 サンヒルズ・ラフォーレI 208号

破産者 兼原 博之

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和6年(フ)第571号

兵庫県加古川市平岡町新在家2丁目271番地の5 サンロード・スクエア・ショウワ412号

破産者 いしだサポートオフィスこと 石田 信隆

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和6年(フ)第582号

兵庫県加古川市平岡町二俣1007番地 神鋼二俣社宅C3-408号

破産者 仮屋蘭梨奈

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和6年(フ)第640号

兵庫県姫路市別所町別所3丁目99番地 マーベラスいぬい2-102

破産者 池田 泉

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和6年(フ)第59号

鳥取県米子市夜見町1833番地

破産者 山内 晴香

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

令和6年(フ)第597号

岡山市北区新屋敷町3丁目19番24号 三建コーポ201、旧住所岡山市南区西市146番地20

破産者 村上 寿

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第630号

岡山市東区金岡東町1丁目16番27号

破産者 楠本 勇介

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第635号

岡山市北区野田4丁目18番1号 北長瀬みずほ住座505号

破産者 杉本シゲキ

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第639号

岡山市北区西古松232番地118 エスポアル大元3-A、旧住所岡山県加賀郡吉備中央町下加茂125番地1

破産者 藤川 勝章(旧姓前田)

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第660号

岡山市北区西辛川821番地1 クレストールゆうB101

破産者 渡辺 孝幸

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第74号

岡山県赤磐市仁堀中1711番地1

破産者 稲谷 良子

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第247号

広島県福山市草戸町4丁目25番10号

破産者 江草 和晃

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和6年(フ)第248号

広島県福山市草戸町4丁目25番10号

破産者 江草やよい

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和6年(フ)第276号

広島県福山市引野町1丁目18番12-208号、旧住所広島県福山市引野町東35番20号

破産者 川越 麻生

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和6年(フ)第339号

香川県高松市宮脇町2丁目6番2号 306

破産者 山田 周作

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和6年(フ)第344号

香川県高松市香川町大野2200番地 県住8-201

破産者 三枝 隆之

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和6年(フ)第375号

香川県高松市木太町607番地1 クリエイト木太101号

破産者 上久保勇正

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和6年(フ)第376号

香川県高松市木太町607番地1 クリエイト木太101号

破産者 上久保敏香

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和6年(フ)第392号

香川県高松市田町1番地6 ケアテラス田町

破産者 上原 健二

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和6年(フ)第56号

愛知県名古屋市中区栄1丁目24番34号 エステムコート名古屋栄プレシヤス804号、前住所愛媛県四国中央市中曾根町1672番地1 ZEROPビル 110号

破産者 吉田 晃汰(旧姓十川)

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

令和6年(フ)第232号

高知県吾川郡いの町上八川丙1314番地1

破産者 筒井 昭光

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和6年(フ)第250号

高知市桜井町1丁目4番17号 ポラリス桜井
V-301、住民票上の住所高知市愛宕町4丁
目2番14号 タクシン愛宕ビル202
破産者 富田 昌嗣

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和6年(フ)第268号

高知市朝倉丙1499番地24 木の丸グリーンハ
イツ103号
破産者 里見 憲彦

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和6年(フ)第273号

高知市朝倉東町30番4-95号 朝倉南横町市
営住宅
破産者 川崎亜沙美

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和6年(フ)第291号

高知市神田23番地1 船岡団地R 6-404号
破産者 坂本 徳美

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和6年(フ)第97号

福岡県飯塚市小正617番地5 ホット館、前
住所北九州市八幡西区陣原2丁目15番6-
608号
破産者 中村 圭佑

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和6年(フ)第104号

福岡県飯塚市潤野1014番地3 第1エステー
トNKU402号
破産者 井手口仁徳

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和6年(フ)第117号

佐賀県西松浦郡有田町原明甲1972番地16
破産者 宮崎 鹿夫

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

令和6年(フ)第121号

佐賀県嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲71番地1
コーポ福田6号室
破産者 官野かよ子

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

令和6年(フ)第46号

大分県日田市大字庄手174番地2
破産者 川原 靖史

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

令和6年(フ)第47号

鹿児島県奄美市名瀬大字小宿1713番地1(里)
破産者 光 明広

- 1 決定年月日 令和7年2月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部2係

**小規模個人再生による再生計
画認可****令和6年(再イ)第110号**

福岡県宗像市三郎丸1丁目20番20-102号
再生債務者 田口 恒太

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年1月29日までに書面に
よる決議により可決があったものとみなされた
再生計画には、民事再生法に定める不認可の決
定をすべき事由はない。
令和7年2月19日

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(再イ)第177号

福岡市中央区清川1丁目11番1-203号
キャメロット・ハイネス

再生債務者 南里 亮輔

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年1月31日までに書面に
よる決議により可決があったものとみなされた
再生計画には、民事再生法に定める不認可の決
定をすべき事由はない。
令和7年2月18日

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(再イ)第244号

福岡市早良区祖原14-5-202号(住民票上
の住所)福岡市早良区四箇田団地5番702号
再生債務者 中野 優子

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年2月6日までに書面に
よる決議により可決があったものとみなされた
再生計画には、民事再生法に定める不認可の決
定をすべき事由はない。
令和7年2月20日

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(再イ)第155号

福岡市中央区今川1丁目21番11-303号 サ
ンメゾン今川
再生債務者 佐々木秀信こと 金 秀信(K
I M S O O S I N)

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年2月10日までに書面に
よる決議により可決があったものとみなされた
再生計画には、民事再生法に定める不認可の決
定をすべき事由はない。
令和7年2月18日

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(再イ)第82号

兵庫県姫路市別所町佐土464番地12
再生債務者 山口 清盛

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年2月12日までに書面に
よる決議により可決があったものとみなされた
再生計画には、民事再生法に定める不認可の決
定をすべき事由はない。
令和7年2月25日 神戸地方裁判所姫路支部

令和6年(再イ)第22号

福岡市南区平和1丁目5番20号 脇坂マン
ション401号

再生債務者 脇坂 尚樹

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年2月12日までに書面に
よる決議により可決があったものとみなされた
再生計画には、民事再生法に定める不認可の決
定をすべき事由はない。
令和7年2月21日

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(再イ)第3号

大分県国東市国東町浜5182番地1
再生債務者 宮永 英一

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年2月12日までに書面に
よる決議により可決があったものとみなされた
再生計画には、民事再生法に定める不認可の決
定をすべき事由はない。
令和7年2月25日

大分地方裁判所杵築支部再生係

令和6年(再イ)第261号

東京都北区滝野川7-17-4-502
再生債務者 北畑 一希

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年2月13日までに書面に
よる決議により可決があったものとみなされた
再生計画には、民事再生法に定める不認可の決
定をすべき事由はない。
令和7年2月21日

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(再イ)第330号

東京都墨田区緑3-17-7-401
再生債務者 鈴木 理香

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年2月13日までに書面に
よる決議により可決があったものとみなされた
再生計画には、民事再生法に定める不認可の決
定をすべき事由はない。
令和7年2月21日

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(再イ)第258号

福岡市博多区麦野4丁目35番20-101号
ヴィラージュ

再生債務者 高野 省吾

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年2月13日までに書面に
よる決議により可決があったものとみなされた
再生計画には、民事再生法に定める不認可の決
定をすべき事由はない。
令和7年2月21日

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(再イ)第122号

埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲5013番地530

再生債務者 鈴木 幸晴

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年2月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年2月21日

さいたま地方裁判所第3民事部

令和6年(再イ)第21号

高知市前里347番地 光城ハイツⅢ-101号

再生債務者 橋本 寛子

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年2月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年2月25日

高知地方裁判所民事部個人再生係

令和6年(再イ)第416号

東京都江戸川区平井1-2-24-105

再生債務者 眞鍋まどか

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年2月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年2月21日

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(再イ)第12号

岩手県北上市鬼柳町新井田113番地9

再生債務者 小野 光紀

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年2月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年2月21日

盛岡地方裁判所花巻支部

令和6年(再イ)第8号

神奈川県横須賀市ハイランド3丁目36番1号

再生債務者 竹内 翔太

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年2月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年2月21日

横浜地方裁判所横須賀支部

令和6年(再イ)第9号

神奈川県横須賀市上町4丁目73番地

再生債務者 近藤 丈留

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年2月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年2月25日

横浜地方裁判所横須賀支部

令和6年(再イ)第50号

新潟市中央区川端町3丁目20番地 リバーサイド新潟704号

再生債務者 猪爪 一磨

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年2月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年2月25日

新潟地方裁判所民事部

令和6年(再イ)第14号

長野県諏訪郡原村18277番地5

再生債務者 廣瀬 隆史

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年2月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年2月25日

長野地方裁判所諏訪支部

令和6年(再イ)第32号

和歌山県橋本市城山台2丁目29番地の6

再生債務者 平田 邦宏

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年2月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年2月21日

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和6年(再イ)第45号

広島県東広島市西条町御園宇6436番地10(住民票上の住所) 広島市南区大須賀町19番7-201号

再生債務者 中島 健志

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年2月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年2月25日

広島地方裁判所民事第4部

令和6年(再イ)第10号

山口県岩国市南岩国町5丁目22番22号(住民票上の住所) 山口県岩国市南岩国町五丁目4番8号)

再生債務者 荒井 翔太

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年2月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年2月25日

山口地方裁判所岩国支部

令和6年(再イ)第32号

山口県下関市安岡町3丁目5番62号

再生債務者 川野万理夫

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年2月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年2月19日

山口地方裁判所下関支部再生係

令和6年(再イ)第120号

北九州市門司区錦町7番12号

再生債務者 夏原 力

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年2月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年2月21日

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和6年(再イ)第40号

佐賀市本庄町大字袋160番地 クレール江頭201号

再生債務者 古賀 達寿

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年2月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年2月20日

佐賀地方裁判所民事部破産係

令和6年(再イ)第101号

堺市中区小阪115番地23

再生債務者 伊川装飾こと 伊川 文人

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年2月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年2月21日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和6年(再イ)第106号

堺市中区平井517番地7

再生債務者 辻井 盛人

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年2月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年2月21日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和6年(再イ)第112号

大阪府羽曳野市南古市1丁目19番7号

再生債務者 中尾 高広

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年2月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年2月21日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和6年(再イ)第165号

札幌市豊平区月寒西1条3丁目5番1-504号

再生債務者 小川 美樹

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年2月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年2月25日

札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(再イ)第73号

栃木県宇都宮市岩曾町1428番地100
再生債務者 植村磨輝男

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和7年2月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年2月21日
宇都宮地方裁判所第1民事部

令和6年(再イ)第134号

千葉県市原市松ヶ島2丁目4番地3
再生債務者 渡邊 隆雄

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和7年2月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年2月25日
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(再イ)第170号

千葉県船橋市三咲2丁目8番66号
再生債務者 山下 浪路

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和7年2月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年2月25日
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(再イ)第100号

東京都町田市金井ヶ丘4丁目8番9号
再生債務者 石井 雄輝

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和7年2月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年2月25日
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(再イ)第74号

神奈川県秦野市柳町1丁目2番7号 グラン
ツR 202号
再生債務者 下本 一成

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和7年2月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年2月25日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和6年(再イ)第324号

愛知県清須市土田2丁目23番地3 ファミリー
ユたちばなⅢ101
再生債務者 今北 翔也

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和7年2月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年2月21日
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(再イ)第112号

京都市伏見区羽束師古川町585番地7
再生債務者 井上 葵

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和7年2月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年2月25日
京都地方裁判所第5民事部再生係

令和6年(再イ)第455号

大阪市住之江区中加賀屋2丁目5番3号
再生債務者 祖父江 涼

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和7年2月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年2月21日
大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(再イ)第12号

佐賀県西松浦郡有田町蔵宿丙2762番地3
再生債務者 森 正光

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和7年2月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年2月25日 佐賀地方裁判所武雄支部

令和6年(再イ)第183号

札幌市北区篠路3条3丁目7番1号
再生債務者 清水 翔太

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和7年2月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年2月25日
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(再イ)第181号

千葉県船橋市習志野台4丁目75番11-304号
再生債務者 小浦 貴博

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和7年2月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年2月25日
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(再イ)第66号

川崎市麻生区虹ヶ丘2丁目2番14-502号
再生債務者 小原 三佳

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和7年2月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年2月25日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和6年(再イ)第28号

山口県防府市戎町1丁目8番20-502号
再生債務者 山下 大斗

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和7年2月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年2月25日 山口地方裁判所

令和6年(再イ)第36号

徳島県吉野川市山川町川田24番地3
再生債務者 阿部 和恵

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和7年2月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年2月25日 徳島地方裁判所民事部

司法書士名簿登録等の公告

司法書士名簿に登録した者及び登録を取消した者を司法書士法第18条の規定により次のとおり公告する。

令和7年3月10日 日本司法書士会連合会登録		登録	
登録番号	氏名	登録番号	氏名
令和7年2月4日付			
札幌1065	泉本 和士	東京9561	武田 剛志
東京9562	山谷 和之	東京9563	山崎 由佳
東京9564	松田 咲	東京9565	金井 百合
東京9566	友野 優輝	東京9567	上野 貴代
東京9568	奥山 慎也	東京9569	川内 大輔
東京9570	三木 裕介	東京9571	吉田 芳紀
東京9572	荒川 直人	東京9573	山本 正義
東京9574	神谷 朋昌	東京9577	岡村多津男
東京9578	村田 務	東京9579	安ヶ平 寛
愛知2454	大野 奈央	愛知2455	川野 欣哉
岐阜 771	高木 脩平	大阪5368	東郷 剛
大阪5369	井原 孝典	大阪5370	竹田三千代
大阪5371	小野 大輝	和歌山429	田井 舜也
島根 386	猪股和希子	福岡2212	岩永 匡史
令和7年2月20日付			
札幌1066	鈴木 寛恵	宮城 876	本合 大地
宮城 877	芳賀 光	宮城 878	東 春輝
岩手 419	鈴木 一弘	青森 373	秋元 伸夫
東京9580	久保 貴寛	東京9581	田中 惇
東京9582	濱崎 智祥	東京9583	菅原 仁
東京9585	栗栖 英俊	東京9586	寺村 公陽
東京9587	山内 和也	東京9588	武部 一弘
東京9589	中井 舞	東京9590	佐藤 光
東京9591	堀川真衣果	東京9592	神坂 裕美
東京9593	友岡 宏文	東京9594	松本佐智子
東京9595	水無絵文実	東京9596	南 矩貴
東京9597	宮川 文	東京9598	森 宏彰
東京9599	藤田 弘通	東京9600	佐野 達哉
神奈川2757	加藤 幹康	神奈川2758	菊地 伸
神奈川2759	佐藤 寿彦	神奈川2762	柿沼 大将
神奈川2763	川本 龍	千葉1819	齊藤 伸義
千葉1820	彦坂 結衣	千葉1821	森本 環
栃木 546	菊池 那弥	栃木 547	田谷 智之
新潟 723	竹内 広大	新潟 724	山崎 聡子
新潟 725	小川 智子	愛知2457	山崎 敦史

愛知2458 今野 蓮ラハマン
 愛知2460 水落百合華
 石川 472 中村 誠
 大阪5373 益岡 美有
 大阪5375 吉川麻梨子
 京都1409 安井 眞緒
 兵庫2397 上野 龍生
 奈良 537 廣瀬 昌弘
 広島1238 松村 嶺吾
 島根 387 江角 祐司
 福岡2213 佐藤 詩音
 福岡2215 安永 由莉
 登録の取消し
 令和6年8月24日付
 令和6年11月22日付
 令和6年11月27日付
 令和6年11月28日付
 令和6年12月2日付
 令和6年12月6日付
 令和6年12月11日付
 令和6年12月23日付
 令和6年12月27日付
 令和6年12月28日付
 令和7年1月6日付
 大阪1730 北村 安彰
 令和7年1月8日付
 令和7年1月14日付
 令和7年1月23日付
 令和7年1月28日付
 令和7年2月4日付
 釧路 264 佐藤 栄一
 東京3112 坂本 孝仁
 東京9224 前崎 雄彦
 岐阜719 加藤 寛康
 京都1218 藤田 侑斗
 広島 531 藤岡 茂和
 沖縄 573 玉城 淳
 令和7年2月20日付
 旭川 81 高谷 禎次
 東京1872 小澤 秀夫
 東京3819 阿部 亮
 東京8231 廣部 圭亮
 埼玉 824 佐藤 徹

愛知2459 東 彩子
 愛知2461 北山 海威
 大阪5372 原田満理奈
 大阪5374 柳 宗亘
 京都1408 廣内 悠太
 兵庫2396 足立 康裕
 兵庫2398 山崎 維文
 奈良 538 津元 直子
 岡山 958 小池隆太郎
 島根 388 藤井 健司
 福岡2214 村崎 紗弥
 沖縄 575 城間 修平
 東京6564 清水美香子
 静岡 832 名倉 俊兒
 静岡 295 小嶋 孝久
 愛知 122 長谷川歌子
 熊本 436 松永 茂
 札幌 129 浅野 善迪
 岡山 208 住田 忠一
 千葉 187 大崎 保司
 静岡 866 小川 喜久
 京都 299 三方 正行
 京都 213 中邨 隆美
 岩手 173 油井 康
 神奈川641 大池 雅実
 兵庫1647 後藤 文雄
 函館 83 三浦 健二
 秋田 70 武田 孝義
 東京9169 井上 泰延
 千葉 767 伊藤 辰巳
 京都 557 四方伊佐夫
 兵庫1129 高田 宏二
 大分 140 矢野 富彦
 釧路 142 森 一也
 東京3367 野崎英一郎
 東京5762 長谷川純一
 埼玉 706 南須原 勉
 埼玉2052 田中 弘

栃木 230 谷田部啓一
 愛知 215 後藤 英機
 三重 625 平石 幾郎
 大阪3540 徐 蓮枝
 兵庫 910 山田 久吉
 徳島 368 栗飯原 宏
 福岡2069 草本 俊成
 福岡2196 藤本 一英
 鹿児島511 里之園 順一郎

長野 333 中村 則雄
 愛知 352 山口 俊介
 岐阜 749 遠藤 彰吾
 大阪5170 新島 宏美
 岡山 903 高橋 采未
 愛媛 279 長野 芳紀
 福岡2193 平田 和也
 鹿児島367 植木 春生
 宮崎 490 加藤 敏典

弁理士登録公告

令和7年2月19日に行った弁理士の登録及び抹消した者を弁理士法第27条の規定により次のとおり公告します。

登 録			
月 日	登録番号	氏 名	
新規登録者なし			
登録抹消			
年月日	登録番号	氏 名	事 由
令和7年1月16日	8459	吉村 勝俊	死亡抹消
令和7年1月29日	9843	山中 郁生	申請抹消
令和7年1月30日	21246	八田 進一	申請抹消
令和7年1月31日	20362	塩出 茂雄	申請抹消
令和7年2月12日	14555	櫻井 雄三	申請抹消

弁理士数 11,782名
(令和7年2月19日現在)

令和7年3月10日 日本弁理士会

特定侵害訴訟代理業務の付記公告

令和7年2月19日に行なった弁理士の登録に特定侵害訴訟代理業務の付記を行った者について、弁理士法第27条の5に基づき次のとおり公告します。

付 記			
月 日	登録番号	氏 名	
2月19日	11218	藤田 元子	

特定侵害訴訟代理業務の付記を受けている弁理士総数 3,495名

(令和7年2月19日現在)

令和7年3月10日 日本弁理士会

公 示 送 達

柴田明日香氏が本会から送達を受けるべき下記書類は、本会が保管しており、申出があればいつでも交付します。

なお、日本弁護士連合会懲戒委員会及び懲戒手続に関する規程第12条第3項の規定により、本会がこの旨を本会掲示場に掲示した令和7年3月10日の翌日から起算して14日を経過したときに下記書類の送達があったものとみなします。

記

日本弁護士連合会懲戒委員会2024年懲(異)第26号異議申出事案の終了通知

令和7年3月10日 日本弁護士連合会

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第10条第1項の規定により次の免許状は失効した。

令和7年3月10日 岩手県教育委員会

氏名 戸高 勝 本籍地 宮崎県

免許状の種類(教科)、番号

高等学校教諭一種免許状(水産)

平19高1第24343号

授与年月日 平成20年3月31日

授与権者 東京都教育委員会

失効年月日 令和6年11月18日

失効の事由

教育職員免許法第10条第1項第2号(同法施行規則第74条の2第8号ハ)該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第10条第1項の規定により、次の免許状は失効した。

令和7年3月10日 福島県教育委員会

1 失効した免許状

氏名 金子 智哉

本籍地 福島県

生年月日 平成8年9月19日

免許状の種類、番号、授与年月日及び授与権者

(1) 中学校教諭一種免許状(理科)

令2中一第272号

令和3年3月25日、茨城県教育委員会

(2) 高等学校教諭一種免許状(理科)

令2高一第377号

令和3年3月25日、茨城県教育委員会

2 失効年月日 令和7年2月17日

3 失効の事由

教育職員免許法第10条第1項第2号

(同法施行規則第74条の2第8号イ)該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・年齢不詳の尸骨。

上記の者は、令和6年11月13日から同年12月17日までの間に、松本市波田1784番地3の農地用水工事現場にて発見。

火葬に付し、遺骨は保管してあります。心当たりの方は、当市福祉事務所まで申出てください。

令和7年3月10日

長野県 松本市長 臥雲 義尚

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・人相体格不詳、男性、推定年齢30から50歳代

上記の者は、令和6年12月21日に和歌山市栄谷503番地5北方図測15メートル先雑木林内にて頭蓋骨のみ発見されました。

遺体は火葬に付し、遺骨は保管していますので、お心当たりの方は、和歌山市福祉事務所生活支援第1課まで申し出てください。

令和7年3月10日

和歌山県 和歌山市長 尾花 正啓

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢40歳から50歳代前後の女性。身長約159センチ、痩せ型、着衣は青と白のストライプ柄の長袖シャツに白の長ズボン、白のスニーカー

上記の者は、令和6年10月12日沖縄県国頭郡恩納村字恩納7543番3オリーブ保育園うなから西方約200メートル地点の海岸で発見されました。死亡日時は令和6年10月11日午後夜頃と推定。身元不明のため令和7年2月6日火葬に付し、遺骨は恩納村無縁仏納骨堂に保管しています。心当たりの方は、恩納村福祉課まで申し出てください。

令和7年3月10日

沖縄県 恩納村長 長浜 善巳

会社その他の公告

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十日

北海道空知郡上富良野町新町四丁目五番二六号
上富良野蒸留所株式会社
代表清算人 樋口 浩一

解散公告

当法人は、令和七年一月二十五日開催の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十日

岩手県盛岡市本宮五丁目一番一五号
特定非営利活動法人岩手マスターズ水泳協会
清算人 舟山 道夫

解散公告

当社は、令和七年二月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十日

岩手県盛岡市名須川町二五番一三三号
株式会社田中工業所
代表清算人 田中 貴雄

解散公告

当社は、令和七年一月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十日

宮城県黒川郡大和町吉岡字中町二二番地
有限会社カトーカメラ
清算人 中野 碧乙

解散公告

当社は、令和七年一月二十九日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十日

宮城県栗原市志波姫南郷蓬田一番地
合同会社セラス
清算人 鹿野 愛子

解散公告

当社は、令和七年一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十日

宮城県柴田郡川崎大字今宿字シシナゴ一〇番地三
有限会社リード・トラベル
清算人 渡邊 俊治

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年二月二十八日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十日

福島県南相馬市原町区橋本町四丁目二番地の五
シーサウザント一〇一号室
有限会社エムズテクニカ
清算人 前島 仁

解散公告

当社は、令和七年三月三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十日

茨城県つくば市松代二丁目二番地一
株式会社ウィザード
代表清算人 坂 文彦

解散公告

当社は、令和七年二月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十日

埼玉県さいたま市大宮区上小町二〇六番地一
BioFund Therapeuti
c Strategies 合同会社
清算人 ターブリー・エリック・カー

解散公告

当社は、令和七年二月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十日

埼玉県さいたま市南区南本町二丁目二五番二二三号
有限会社フエイム
清算人 廣瀬 年二

解散公告

当社は、令和七年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十日

千葉県稲毛区園生町四一九番地の三
有限会社サトー金型工業
清算人 佐藤 友恵

解散公告

当社は、令和六年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十日

千葉県八千代市大字上高野四八三番地
有限会社中村商事
清算人 中村 俊之

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十日

千葉県市原市ちはら台東二丁目一番地一八
株式会社ウイン
代表清算人 伊達 順也

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十日

東京都港区六本木五丁目二番一五号
株式会社Aerial Wealth Management
代表清算人 沼澤 健人

解散公告

当社は、令和七年一月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十日

東京都中央区日本橋三丁目二番一四号
アテインザ・ゴール合同会社
清算人 山下 智之

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十日

東京都千代田区飯田橋四丁目七番一五号
税理士法人内
デイエイチ・デイベロップメント・ツー
特定目的会社 代表清算人 中津 正憲

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年一月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年三月十日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー二八階ベーカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業)内

Odonate Therapeutics Japan株式会社

代表清算人 マイケル・ハーン

解散公告

当組合は令和七年二月三日組合員の同意で解散しましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がない時は清算から除外します。

令和七年三月十日

東京都中央区銀座七丁目一五番八号 有限責任事業組合令和スキーム研究基盤

清算人 本山 佳奈

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年三月十日

東京都豊島区東池袋一丁目三一番六号 東西フーズ株式会社

代表清算人 前野三世樹

解散公告

当社は、令和七年一月二十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年三月十日

東京都千代田区神田須田町一―二四―二―一 加瀬ビル一七三

合同会社セントラルリンク

清算人 竹田 康司

解散公告

当社は、令和七年一月二十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年三月十日

東京都千代田区神田須田町二丁目二四―二―一 加瀬ビル一七三

合同会社うりぼうリンク

清算人 竹田 康司

解散公告

当社は、令和六年十一月二十六日に総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年三月十日

東京都中央区日本橋本町三丁目三番六号 合同会社IRIS-Q

代表清算人 笠 豊輝

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年三月十日

東京都江東区豊洲五丁目六番二九―一―一五号 一般社団法人日本国際医療協会

代表清算人 高津原英介

解散公告

当法人は令和六年十二月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年三月十日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号 広重一般社団法人

代表清算人 鄭 武壽

解散公告

当法人は令和六年十二月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年三月十日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号 歌川一般社団法人

代表清算人 鄭 武壽

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年三月十日

東京都杉並区今川二丁目一―番二―一 株式会社水恵設備工業

代表清算人 秋山 和徳

解散公告

当社は、令和六年十二月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年三月十日

東京都多摩市貝取二丁目二番地一―二〇三 フエニックス合同会社

清算人 杉瀨 邦男

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年三月十日

東京都文京区千石四丁目二八番一―号 一般社団法人HT&P102

代表清算人 小池 洋子

解散公告

当社は、総社員の同意により令和七年二月二十七日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年三月十日

東京都中央区日本橋一丁目四番一―号 合同会社G2

清算人 三品 貴仙

解散公告

当社は、令和六年十二月十一日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年三月十日

東京都渋谷区元代々木町二五番七号元代々木ポイントF号 株式会社シーエイチ・エコー

代表清算人 黒江 春海

解散公告

当社は、令和六年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年三月十日

東京都千代田区九段南二丁目二番七号 株式会社九段エステート

代表清算人 佐々木直人

解散公告

当社は、令和七年三月八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年三月十日

東京都港区赤坂七丁目六番一―五号 合同会社サンライズ1

清算人 矢作 大

解散公告

当法人は、令和七年二月二十八日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十日

東京都杉並区荻窪四丁目三〇番一六号

一般社団法人ガンダムGLOBAL C

HALL ENG E

代表清算人 佐々木 新

解散公告

当社は、令和七年二月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十日

東京都目黒区柿の木坂二丁目一〇番一八号

株式会社ライト

代表清算人 村野 智範

解散公告

当社は、令和七年二月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十日

東京都台東区元浅草二丁目二番九一八〇四号

有限会社モリ塗装工事

清算人 渡邊満里子

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十日

東京都渋谷区桜丘町一四番六号黒松ビル四

株式会社NOMIN

〇二 清算人 堀之内裕史

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十日

神奈川県鎌倉市鎌倉山二丁目一五番一〇号

株式会社マジエンタープライズ

代表清算人 大平 洋子

解散公告

当社は、令和七年二月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十日

神奈川県横浜市中区白帆四番三

ハナコーポレーション有限公司

清算人 花岡由美子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十日

新潟県長岡市緑町一丁目三八番地四二七

有限会社インターコスモ

清算人 川上 俊一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十日

石川県輪島市鳳至町下町一四三番地

有限会社清進運輸

清算人 川端 清

解散公告

当法人は、令和七年二月四日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十日

長野県飯田市中央通り四丁目四三番地新星ビル四階

特定非営利活動法人飯伊学生防犯対策支

援協会

清算人 岩崎 宏昭

令和七年三月十日

長野県諏訪市大字中洲一三五六一二

有限会社立石工務店

清算人 立石 公勇

解散公告

当法人は、令和七年二月二十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十日

愛知県豊橋市石巻本町字中野口二六番地

一般社団法人みらい市民

代表清算人 豊田八千代

解散公告

当社は、令和七年一月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十日

京都市上京区西橋詰町二七七番地

合同会社月沈原

代表清算人 山本 智子

解散公告

当社は、令和七年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十日

大阪府門真市本町四一〇二一

スガフーズ株式会社

代表清算人 菅谷 彰夫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十日

大阪市阿倍野区美章園三丁目六番二七号

常盤電気株式会社

代表清算人 大河内俊正

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十日 神戸市長田区上池田六丁目八番二二号

株式会社KK管理 代表清算人 高橋 伸吾

解散公告

当社は、令和七年二月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十日 兵庫県西宮市池田町一〇番二一三〇一

株式会社クレスト 代表清算人 藤井 弥

解散公告

当社は、令和七年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十日 山口県宇部市大字東岐波字横尾東一四九八

有限会社西村酒店 清算人 古川 修

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十日 福岡県久留米市天神町一一六番地

特定非営利活動法人東アジア交流学院 清算人 井上 和人

解散公告

当社は、令和七年二月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十日 北九州市戸畑区牧山二丁目一〇番五〇号

株式会社宮電 代表清算人 宮崎 紀子

解散公告

当社は、令和七年二月十四日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十日 宮崎県都城市花繰町一四一三一一

宮崎県都城市花繰町一四一三一一 代表清算人 東郷 健三

解散公告

当社は、令和七年二月二十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十日 沖縄県那覇市字仲井真三九八番地四七・二階

アイアンドウエイ合同会社 清算人 平良 那愛

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十日 沖縄県中頭郡北谷町字上勢頭六三二番地一

株式会社ソレイユ 代表清算人 兼城 幸(金城 幸)

解散公告(第一回)

当土地改良区は、令和六年十二月十八日広島県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十日 広島県世羅郡世羅町伊尾八二三番三三

清算法人甲山町西伊尾土地改良区 清算人代表 久保 光明

解散公告(第二回)

当法人は解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十日 福岡市南区長丘二丁目一七番二二号

医療法人藤見内科医院 清算人 藤見 和代

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年一月二十一日名古屋地方裁判所の命令により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年三月七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十日 名古屋市中区数下町二丁目二番地

宗教法人神理教神祇中教会 清算人 山中 健司

解散公告(第三回)

当法人は、令和六年五月一日開催の社員総会の決議並びに長野県知事の認可により、令和六年九月二十四日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年三月四日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十日 長野県上田市秋和四九三番地

医療法人高野外科医院 清算人 高野 浩美

解散公告(第三回)

当組合は、令和六年十二月二十七日愛知県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和七年二月十日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十日 愛知県瀬戸市塩草が丘二丁目四八番地

瀬戸塩草土地区画整理組合 清算人代表 青山 正敏

解散公告(第三回)

当法人は、令和六年三月一日開催の臨時社員総会の決議並びに福岡県知事の認可により、令和七年一月十四日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年三月五日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十日 福岡県那珂川市道善二丁目七一番地二

医療法人溝口眼科医院 清算人 溝口 幸子

配当公告

破産者 株式会社ベルモンド 右の者に対する仙台地方裁判所令和六年(フ)第二六〇号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

- 一、配当に加えるべき債権の総額 金六八、四六九、一一七円
- 一、配当することのできる金額 金四五、三三一、六九四円

令和七年三月十日 宮城県仙台市青葉区片平一丁目二番二二号

ロイヤルパークビル七階 破産管財人 篠塚 功照

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県仙台市若林区若林三丁目四二番地、最後の住所仙台市若林区若林三丁目六番地、被相続人 亡 木皿 浩 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年三月十日 仙台市青葉区大町一丁目二番二二三号桜大町

ビル四階芭蕉の辻法律事務所(旧事務所) 相澤・薄井法律事務所

相続財産清算人 弁護士 相澤 央敏

相続債権者受遺者への請求申出の催告
 本籍福島県いわき市平下平窪字寺内二四四番地五、最後の住所福島県いわき市平下平窪字寺内二四四番地の五

被相続人 亡 芳賀 烈光
 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年五月十九日までに請求の申出をして下さい。
 右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

令和七年三月十日
 福島県いわき市好間町好間字八反田一六番地一 三共ビル二階二〇二号
 相続財産清算人 弁護士 佐藤 慎也

相続債権者受遺者への請求申出の催告
 本籍千葉県松戸市小金原九丁目一番地三、最後の住所千葉県松戸市小金原九丁目一番地の一 小金原けやき通り二〇五号

被相続人 亡 江山 芳和
 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
 右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

令和七年三月十日
 事務所千葉県柏市柏二一六七七佐山ビル三階弁護士法人千代田オーク法律事務所柏支所 相続財産清算人 弁護士 富田 千鶴

相続債権者受遺者への請求申出の催告
 本籍千葉県市原市吉次八七番地、最後の住所千葉県市原市山木二七番地の二

被相続人 亡 影山 佳史
 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
 右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

令和七年三月十日
 事務所千葉県市原市中央区新宿二丁目八番二号クリスチャンセンタービル四〇一 大平法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告
 本籍千葉県船橋市松が丘三丁目七六三番地二一、最後の住所千葉県船橋市松が丘三丁目六

被相続人 亡 菊 弘一
 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
 令和七年三月十日

事務所千葉県市川市市川南一〇九一三三京葉住設市川ビル五階弁護士法人リバーシティ法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 丸島 一浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告
 本籍千葉県野田市岩名二丁目一六番地四、最後の住所千葉県野田市岩名二丁目一六番地の四

被相続人 亡 加納 貞夫
 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
 右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

令和七年三月十日
 事務所千葉県松戸市松戸一七六六一四ディー・オー・ディー松戸駅前ビル四階 松戸総合法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 福原 亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告
 本籍東京都文京区根津一丁目五五番地、最後の住所東京都足立区西新井二丁目一番一八号

被相続人 亡 岡安 良一
 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
 右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

令和七年三月十日
 事務所東京都港区赤坂四丁目七番一五号陽栄光ビル五階 光和総合法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 中澤 雄仁

相続債権者受遺者への請求申出の催告
 本籍神奈川県横浜市磯子区岡村七丁目二七番 最後の住所神奈川県横浜市磯子区岡村七

被相続人 亡 伊藤洋一郎
 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
 右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

令和七年三月十日
 神奈川県横浜市中区相生町四丁目七五番地 JTB・YN馬車道ビル四階
 相続財産清算人 弁護士 井原 綾子

相続債権者受遺者への請求申出の催告
 本籍神奈川県茅ヶ崎市東海岸北三丁目一〇〇〇四番地五二、最後の住所神奈川県茅ヶ崎市東海岸北三丁目一〇番四〇号

被相続人 亡 永島 幸子
 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
 右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

令和七年三月十日
 神奈川県横浜市市中区相生町四丁目七五番地 JTB・YN馬車道ビル四階
 相続財産清算人 弁護士 井原 綾子

相続債権者受遺者への請求申出の催告
 本籍静岡県三島市一三四一番地、最後の住所神奈川県横浜市戸塚区平戸町一三九番地九

被相続人 亡 上杉 英明
 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年五月十三日までに請求の申出をして下さい。
 右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

令和七年三月十日
 神奈川県横浜市市中区太田町一丁目一六番地 L・A・IPSE九〇二号
 相続財産清算人 弁護士 押田 美緒

相続債権者受遺者への請求申出の催告
 本籍石川県加賀市片山津温泉乙六九番地三二、最後の住所石川県加賀市山中温泉長谷田町三三八番地つなぐる山中

被相続人 亡 鹿野 迪子
 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
 右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

令和七年三月十日
 事務所石川県小松市下牧町一二三番地 相続財産清算人 司法書士 南出 裕子

相続債権者受遺者への請求申出の催告
 本籍石川県輪島市小田屋町八部一番地、最後の住所本籍に同じ 被相続人 亡 田中 忠一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

令和七年三月十日
 事務所石川県金沢市新神田二丁目二番一四号 相続財産清算人 司法書士 水谷 寧孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告
 本籍静岡県静岡市葵区唐瀬二丁目五五番地二、最後の住所静岡県静岡市葵区上足洗四丁目四番一〇号

被相続人 亡 青柳 茂夫
 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
 右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
 令和七年三月十日

事務所石川県金沢市鞍月三丁目三二番地 相続財産清算人 弁護士 鹿島 啓一

相続債権者受遺者への請求申出の催告
 本籍石川県金沢市片町二丁目一三番、最後の住所石川県金沢市片町二丁目一三番二九号

被相続人 亡 田島 誓子
 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
 右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

令和七年三月十日
 事務所金沢市新神田二丁目二番一四号 相続財産清算人 司法書士 水谷 寧孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告
 本籍静岡県静岡市葵区唐瀬二丁目五五番地二、最後の住所静岡県静岡市葵区上足洗四丁目四番一〇号

被相続人 亡 青柳 茂夫
 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
 右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

令和七年三月十日
 静岡県静岡市葵区両替町一丁目四番五号河村第一ビル三階
 相続財産清算人 弁護士 平下 愛

第21期決算公告 令和7年3月10日
 大阪府北区太田寺町5番21
 株式会社E.T.寿智現
 代表取締役 吉田智現 (令和6年10月31日現在)

貸借対照表の要旨		金額(千円)	
科	目	金額	金額
資産の部	流動資産	1,204,350	
	固定資産	205,801	
	合計	1,410,151	
	負債純資産及び部の部		1,410,151
負債の部	流動負債	842,322	
	固定負債	60,555	
	合計	902,877	
	純資産の部		507,274
	資本金	18,100	
	剰余金	1,900	
	準備金	1,900	
	利益剰余金	487,274	
	利益剰余金	600	
	利益剰余金	486,674	
	利益剰余金	(16,358)	
合計	1,410,151		

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県磐田市見付一二七七番地、最後の住所静岡県磐田市富丘二五五番地

被相続人 亡 鈴木 孝和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

令和七年三月十日

浜松市中央区板屋町五二二番地MYビル四階弁護士法人佐々木・高平法律事務所

相続財産清算人 弁護士 高平めぐみ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市中央区初生町六二〇番地、最後の住所浜松市中央区初生町一三三八番地

被相続人 亡 清水 信男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年五月十三日まで請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

令和七年三月十日

静岡県浜松市中央区中央一丁目一七番二二号 MKビル四階西 河島多恵法律事務所

相続財産清算人 弁護士 河島 多恵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県松阪市飯南町深野六一番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 山本 昌平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

令和七年三月十日

三重県松阪市中央町三八四番地一 OZビルシエテ二階二〇三号室 山本法律事務所

相続財産清算人 弁護士 山本 哲也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県志摩市阿児町鶴方二一〇四番地

被相続人 亡 西尾 善昌

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

令和七年三月十日

三重県津市大谷町二番八 さくら総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 加藤 謙一

右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

本籍兵庫県姫路市坂元町二番地、最後の住所兵庫県姫路市坂元町二番地

被相続人 亡 網干 義也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

令和七年三月十日

兵庫県姫路市三左衛門堀西の町一三三番地

相続財産清算人 弁護士 中野 二郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県洲本市炬口二丁目八番一〇号、最後の住所兵庫県洲本市炬口二丁目八番一〇号

被相続人 亡 濱岡まつゑ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

令和七年三月十日

神戸市中央区相生町四丁目二番二八号神戸駅前千代田ビル四階A号室伊藤法律事務所

相続財産清算人 弁護士 伊藤 正治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県境港市日ノ出町二四番地、最後の住所鳥取県倉吉市山根五五番地三ル・ソラリオン

被相続人 亡 佐々木富美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

令和七年三月十日

鳥取県倉吉市福庭町一丁目一五九番地一

相続財産清算人 司法書士 土井 秀人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県柳井市大島一六八番地、最後の住所山口県柳井市大島一〇三六番地二

被相続人 亡 藤重 律子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年五月三十一日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

令和七年三月十日

大分県中津市大字中殿五一九番地一八

相続財産清算人 司法書士 福田 太郎

令和七年三月十日

山口県下松市西柳二丁目二番三〇号グラストン高杉二一三

相続財産清算人 弁護士 山本 直

本籍北九州市門司区田野浦二丁目五二〇番地、最後の住所北九州市門司区寺内一丁目三〇番三二五〇二番 被相続人 亡 伊藤 清司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

令和七年三月十日

北九州市小倉北区室町二丁目二番一八号樽ビル二〇一 室町総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 大年 一彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県中津市大字蛸瀬一六〇番地、最後の住所大分県中津市大字大塚五三六番地一

被相続人 亡 尾北 光義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

令和七年三月十日

大分県中津市大字中殿五一九番地一八

相続財産清算人 司法書士 福田 太郎

第65期決算公告

令和7年3月10日 群馬県前橋市天川大島町116番地 群馬中セキ販売株式会社 代表取締役 後木村 英男

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

Table with columns for assets (流動資産, 固定資産, 純資産) and liabilities (流動負債, 固定負債, 純負債) with amounts in million yen.

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県奄美市名瀬伊津部町一二期地
三、最後の住所鹿児島県奄美市名瀬古田町一
一番七号 被相続人 亡 武住 絹代
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。
令和七年三月十日
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋字松江
四番地三
相続財産清算人 司法書士 木村昭一郎
相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍沖縄県那覇市首里大名町二丁目一二番地
一、最後の住所沖縄県那覇市松川三丁目二番
一〇二一〇二一〇二一〇二一〇二一〇二一〇二一〇
被相続人 亡 友利めり子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。
令和七年三月十日
沖縄県那覇市寄宮二丁目三〇番三六号
大城ていゆう司法書士事務所
相続財産清算人 司法書士 大城 貞祐
所有者不明土地管理人による供託公告
非訟事件手続法第九十条第八項の規定により、
次のとおり供託しました。
一 対象土地 群馬県太田市富若町七九四番
二 供託所 前橋地方裁判所太田支部
三 供託番号 令和六年度金第四七六号
四 供託金額 三、八二六、一〇七円
五 裁判所 前橋地方裁判所太田支部
六 事件名 所有者不明土地管理命令申立事件
七 事件番号 令和六年(チ)第一号
令和七年三月十日
群馬県太田市小舞木町三八八 OKビルII三
〇一 法律事務所フラット
所有者不明土地管理人 稲毛 正弘
所有者不明土地管理人による供託公告
非訟事件手続法第九十条第八項の規定により、
次のとおり供託しました。
一 対象土地 山梨県甲府市古上条町字萩林四七
二 供託所 甲府地方裁判所
三 供託番号 令和六年度金第九三五号

四 供託金額 六十万五千九百円
五 裁判所 甲府地方裁判所
六 事件名 所有者不明土地管理命令申立事件
七 事件番号 令和六年(チ)第三号
令和七年三月十日
山梨県甲府市大里町六八〇番地三
所有者不明土地管理人 木下 徹
非訟事件手続法第九十条第八項の規定により、
次のとおり供託しました。
一 対象土地 福岡県福岡市西区姪の浜三丁目四
二九八番七(共有者中村テル共有
持分四分の一)
二 供託所 福岡法務局
三 供託番号 令和六年度金第二七三五号
四 供託金額 五十万円
五 裁判所 福岡地方裁判所
六 事件名 所有者不明土地管理命令申立事件
七 事件番号 令和五年(チ)第六号
令和七年三月十日
福岡県福岡市中央区赤坂二丁目二番一五号
赤坂門ブライムビル八階西田共同法律事務所
所有者不明土地管理人 弁護士 住野 武史
不在者財産管理人による供託公告
家事事件手続法第四百六条の二第一項及び第
二項の規定により、次のとおり供託しました。
一 不在者 盛下 和子
住所 大阪府枚方市磯島茶屋町一番三一六〇
六号
生年月日 昭和十九年三月三十日
二 供託所 大阪法務局
三 供託番号 令和六年度金第一三一五五号
四 供託金額 一、七二六、八八九円
五 裁判所 大阪家庭裁判所
六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件
七 事件番号 令和六年(家)第八〇八〇二号
令和七年三月十日
大阪府北区中之島二丁目二番七号中之島セ
ントラルタワー二四階
不在者財産管理人 弁護士 葉野 彩子
無縁墳墓等改葬公告
聖恩山霊園納骨堂遺骨保管規程第九条に基づき
納骨堂整備のため無縁墳墓等(無縁の遺骨)につ
いて改葬することとなりましたので、墓地使用者
等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利
を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内
にお申し出下さい。
なお、期日までにお申し出がない場合は、無縁
仏として改葬することになりますのでご承知下さ
い。
令和七年三月十日
一、墳墓等所在地 東京都練馬区小竹町一六
一 一江古田斎場内
二、墳墓等の名称 聖恩山霊園
三、死亡者の本籍及び氏名 本籍全て不詳 最所
島次郎 植草ハル 立花末年 笹七郎 須藤久
夫 藤田勲 佐藤環 船尾喜藏 貝田千枝 伊
東靖元 坂爪初太郎 大土かの 松田とめ 池
崎徳文 用光弥 湯本敏幸 森クニ 村山祿平
津金司 齊藤はる 小野るり子 大土敏夫
松岡隆男 國分光子 坂本芳三郎 中里長正
小野寺マサ子 百瀬富雄 田中義文 國分三平
古屋弘行 佐々木勇 木種典行 小林良吾
橋内四郎 眞壁義信 野口一弘 鈴木昭一 佐
藤シゲ 内野富彌 湯本敏子 八木晴一 伊藤
仁士 堀内キミヨ 佐藤美江子 野本春子 黒
田徹 敷田文夫 藤田敏子 保科里美 藤原ま
り子 加賀武雄 小國忠昭
四、改葬先所在地 埼玉県入間郡毛呂山町南台
四二九一七第二むさしの霊園内
一、改葬先の名称 第二聖恩山霊園
二、改葬を行うおとする者 東京都文京区千駄木
三二五二一 社会福祉法人東京福祉会 理事
長 原山 陽一
無縁墳墓等改葬公告
大日寺墓地工事のために無縁墳墓等について改
葬することとなりましたので、墓地使用者等、死
亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有す
る方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し
出ください。
なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁
仏として改葬することになりますのでご承知くだ
さい。
令和七年三月十日
一、墳墓等所在地 兵庫県西宮市高木東町一七
一 一三
二、墳墓等の名称 大日寺墓地日区三一 一番一 聖地
一、死亡者の本籍及び氏名 鹿児島県霧島市国分
福島一七二一三二一九 久保カツ子
三、改葬を行うおとする者 兵庫県西宮市高木東
町一七一一三 宗教法人大日寺 関 義弘

第11期決算公告

令和7年3月10日
東京都中央区晴海1丁目8番11号
晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーY24階
ネイルトロン株式会社
代表取締役 大屋 昭浩

貸借対照表の要旨

Table with 4 columns: 科, 目, 金額, 金額. Rows include 流動資産, 固定資産, 負債, 純資産.

第56期決算公告

2025年3月10日 香川県丸亀市土器町東八丁目537番地1
シノク興産株式会社
代表取締役社長 福田 博行

貸借対照表の要旨

Table with 4 columns: 科, 目, 金額, 金額. Rows include 流動負債, 流動資産, 固定負債, 固定資産, 負債・純資産合計.

第16期決算公告

令和6年12月27日
東京都港区虎ノ門一丁目23番1号
虎ノ門ヒルズ森タワー
ブロードキャスト・サテライト・
ディズニー株式会社
代表取締役 小林 信一

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

Table with 3 columns: 科, 目, 金額(百万円). Rows include 流動資産, 固定資産, 負債, 純資産, 及びのび部.

第3期決算公告

令和7年1月17日
東京都新宿区西新宿7丁目20番1号
住友不動産西新宿ビル
株式会社グッドコムアセット投資顧問
代表取締役社長 石橋 紀之

貸借対照表の要旨(令和6年10月31日現在)

Table with 3 columns: 科, 目, 金額(千円). Rows include 流動資産, 固定資産, 負債, 純資産, 及びのび部.

第71期決算公告

令和7年3月10日
東京都三鷹市牟礼六丁目21番11号
JRCシステムサービス株式会社
代表取締役 田代 浩治

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

Table with 3 columns: 科, 目, 金額(千円). Rows include 流動資産, 固定資産, 負債, 純資産, 及びのび部.

第36期決算公告

2025年3月10日
香川県丸亀市土器町東八丁目537-1
シコク・システム工房株式会社
代表取締役社長 竹森 貴年

貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)

Table with 3 columns: 科, 目, 金額(千円). Rows include 流動資産, 固定資産, 負債, 純資産, 及びのび部.

第5期決算公告

2025年3月10日
東京都中央区入船二丁目1番1号
パイファン・アルテック株式会社
代表取締役 于 勇

貸借対照表の要旨(2024年11月30日現在)

Table with 3 columns: 科, 目, 金額(千円). Rows include 流動資産, 固定資産, 負債, 純資産, 及びのび部.

第4期決算公告

2025年3月10日
東京都中央区入船二丁目1番1号
アルテック新電力株式会社
代表取締役 片山 浩晶

貸借対照表の要旨(2024年11月30日現在)

Table with 3 columns: 科, 目, 金額(千円). Rows include 流動資産, 固定資産, 負債, 純資産, 及びのび部.

第11期決算公告

令和7年3月10日
鹿児島県肝属郡東串良町岩弘204番地
株式会社マルニシ青果
代表取締役 西青木幸二

貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在) (単位:千円)

Table with 3 columns: 科, 目, 金額. Rows include 流動資産, 固定資産, 負債, 純資産, 及びのび部.

第20期決算公告

令和7年3月10日
鹿児島県肝属郡東串良町岩弘25番地1
株式会社オオスミ物産
代表取締役 西青木拓郎

貸借対照表の要旨(令和6年3月31日現在) (単位:千円)

Table with 3 columns: 科, 目, 金額. Rows include 流動資産, 固定資産, 負債, 純資産, 及びのび部.

第41期決算公告

2025年3月10日
香川県丸亀市北平山町二丁目14番10号
シコク分析センター株式会社
代表取締役社長 西脇 純一

貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)

Table with 3 columns: 科, 目, 金額(千円). Rows include 流動資産, 固定資産, 負債, 純資産, 及びのび部.

第3期決算公告

令和7年3月10日
東京都中央区晴海1丁目8番11号
晴海アイランドトリトンスクエア
オフィスタワーY24階
サンライズ・ベンチャー・サポート
株式会社
代表取締役 西村 正弘

貸借対照表の要旨(令和6年10月31日現在)

Table with 3 columns: 科, 目, 金額(百万円). Rows include 流動資産, 固定資産, 負債, 純資産, 及びのび部.

第9期決算公告

令和7年3月10日
東京都中央区明石町4番9号
株式会社ABC
代表取締役 西村 正弘

貸借対照表の要旨(令和6年10月31日現在) (単位:百万円)

Table with 3 columns: 科, 目, 金額. Rows include 流動資産, 固定資産, 負債, 純資産, 及びのび部.

第9期決算公告

令和7年3月10日
東京都中央区晴海1丁目8番11号
晴海アイランドトリトンスクエア
オフィスタワーY24階
ハッピーアンドラッキー株式会社
代表取締役 西村 峯満

貸借対照表の要旨(令和6年10月31日現在) (単位:百万円)

Table with 3 columns: 科, 目, 金額. Rows include 流動資産, 固定資産, 負債, 純資産, 及びのび部.

第66期決算公告

令和7年3月10日
山形市鉄砲町二丁目13番18号
蔵王ゴルフ株式会社
代表取締役 鈴木 修

貸借対照表の要旨
(令和6年12月31日現在) (単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	91,310	流動負債	63,682
固定資産	1,170,407	固定負債	809,644
有形固定資産	1,166,917	負債合計	873,327
無形固定資産	2,070	株主資本	388,391
投資その他の資産	1,419	本 金	80,000
		利益剰余金	308,391
		利益準備金	7,930
		その他利益剰余金	300,461
		(うち当期純利益)	(8,620)
		純資産合計	388,391
資産合計	1,261,718	負債・純資産合計	1,261,718

第47期決算公告

令和7年3月10日
長野県長野市稲葉1661
サニーヘルズ株式会社
代表取締役 西村 正弘

貸借対照表の要旨 (令和6年10月31日現在) (単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	12,102	流動負債	3,671
固定資産	18,250	固定負債	7,181
		株主資本	19,440
		本 金	100
		資本剰余金	327
		その他資本剰余金	327
		利益剰余金	19,013
		利益準備金	40
		その他利益剰余金	18,973
		(うち当期純利益)	(419)
		評価・換算差額等	60
		その他有価証券評価差額金	60
資産合計	30,352	負債・純資産合計	30,352

第24期決算公告 (過年度修正)

令和7年3月10日
東京都港区北青山1丁目2番3号
CSLベーリング株式会社
代表取締役 吉田いづみ

貸借対照表の要旨 (令和5年6月30日現在) (単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	28,601	流動負債	12,289
固定資産	1,811	固定負債	6,058
		株主資本	12,161
		本 金	95
		資本剰余金	55
		資本準備金	55
		利益剰余金	12,011
		利益準備金	38
		その他利益剰余金	11,974
		(うち当期純利益)	(1,642)
		評価・換算差額等	△ 96
		年金数理差異	△ 96
資産合計	30,412	負債・純資産合計	30,412

第25期決算公告

令和7年3月10日
東京都港区北青山1丁目2番3号
CSLベーリング株式会社
代表取締役 吉田いづみ

貸借対照表の要旨 (令和6年6月30日現在) (単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	34,191	流動負債	15,265
固定資産	1,894	固定負債	6,235
		株主資本	14,666
		本 金	95
		資本剰余金	55
		資本準備金	55
		利益剰余金	14,516
		利益準備金	38
		その他利益剰余金	14,478
		(うち当期純利益)	(2,504)
		評価・換算差額等	△ 81
		年金数理差異	△ 81
資産合計	36,085	負債・純資産合計	36,085

第80期決算公告

令和7年3月10日
石川県金沢市鞍月二丁目2番地
株式会社白山
代表取締役 米川 達也

貸借対照表の要旨 (令和6年10月31日現在) (単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
流動資産	3,876	流動負債	1,763
固定資産	937	固定負債	665
		退職給付引当金	166
		株主資本	2,384
		本 金	100
		資本剰余金	762
		その他資本剰余金	762
		利益剰余金	2,122
		その他利益剰余金	2,122
		(うち当期純利益)	(1,340)
		自己株式	△600
合 計	4,813	合 計	4,813

第55期決算公告

令和7年3月10日
広島県呉市広末広一丁目2番10号
新日造エンジニア株式会社
代表取締役 秋友 秀司

貸借対照表の要旨
(令和6年12月31日現在) (単位：千円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
流動資産	3,055,851	流動負債	976,851
固定資産	3,189,901	うち保証工事引当金	12,240
有形固定資産	94,301	うち賞与引当金	40,118
無形固定資産	2,219	固定負債	89,291
投資その他の資産	3,093,382	うち退職給与引当金	86,148
		株主資本	5,179,609
		本 金	48,000
		利益剰余金	5,131,609
		利益準備金	12,100
		その他利益剰余金	5,119,509
		(うち当期純利益)	(627,066)
資産合計	6,245,752	負債・純資産合計	6,245,752

第7期決算公告

令和7年3月7日
茨城県日立市大和田町880
エムビー・サービス日本株式会社
代表取締役社長 木下 宏二

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,506,121	流動負債	391,615
固定資産	1,572,949	(うち賞与引当金)	(16,384)
		固定負債	20,300
		(うち役員退職慰勞引当金)	(20,300)
		株主資本	2,667,155
		本 金	301,000
		資本剰余金	1,719,356
		その他資本剰余金	1,719,356
		利益剰余金	646,799
		利益準備金	32,172
		その他利益剰余金	614,627
		(うち当期純利益)	(189,799)
資産合計	3,079,071	負債・純資産合計	3,079,071

第78期決算公告

令和7年2月20日
京都市下京区四条通り堀川西入唐津屋町530番地
比果産業株式会社
代表取締役社長 比果憲一郎

貸借対照表の要旨 (令和6年12月20日現在) (単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	5,488,839	流動負債	4,181,081
固定資産	1,321,566	固定負債	602,496
		負債合計	4,783,577
		株主資本	2,026,828
		本 金	90,000
		資本剰余金	28
		資本準備金	28
		利益剰余金	1,936,800
		利益準備金	22,500
		その他利益剰余金	1,914,300
		(うち当期純利益)	(252,228)
		純資産合計	2,026,828
資産合計	6,810,405	負債・純資産合計	6,810,405

第6期決算公告

2025年3月10日

東京都千代田区丸の内1丁目4番1号
東京共同会計事務所内

ジェイコアレジホールディング特定目的会社

取締役 北川 久芳

貸借対照表の要旨 (2024年11月30日現在) (単位:百万円)

Table with 2 columns: 資産の部 (Assets) and 負債及び純資産の部 (Liabilities and Equity). Rows include 特定資産, 流動資産, 負債合計, 純資産合計, etc.

損益計算書の要旨

(自 2023年12月1日)
(至 2024年11月30日)
(単位:百万円)

Table with 2 columns: 科 目 (Item) and 金額 (Amount). Rows include 営業利益, 営業外利益, 当期純利益, etc.

第44期決算公告

令和7年3月10日

長野県長野市稲葉1661
サニーヘルスホールディングス株式会社
代表取締役 西村 正弘

貸借対照表の要旨 (令和6年10月31日現在)

Table with 2 columns: 科 目 (Item) and 金額 (Amount). Rows include 流動資産, 負債合計, 純資産合計, etc.

第12期決算公告

令和7年3月10日

福岡市城南区田島四丁目18番30号
e-Cronus株式会社

代表取締役 宮崎 勝徳

貸借対照表の要旨 (令和6年4月30日現在)

Table with 2 columns: 科 目 (Item) and 金額 (Amount). Rows include 流動資産, 負債合計, 純資産合計, etc.

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を四千四百九十九万円減少し十万円とすることにいたしました。
効力発生日は令和七年四月二十四日であり、株主総会の決議は令和七年二月二日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年三月十日
福岡市城南区田島四丁目一八番三〇号
e-Cronus株式会社
代表取締役 宮崎 勝徳

第30期決算公告

令和7年1月20日

大阪府泉佐野市南中安松633番地の1
株式会社シラック・ジャパン

代表取締役 伊藤 太祐

貸借対照表の要旨 (令和6年11月30日現在)

Table with 2 columns: 科 目 (Item) and 金額 (Amount). Rows include 流動資産, 負債合計, 純資産合計, etc.

第23期決算公告

令和7年3月10日

北九州市八幡西区香月西三丁目2番12号
株式会社ゆう美

代表取締役 金井 勇美

貸借対照表の要旨 (令和6年9月30日現在) (単位:千円)

Table with 2 columns: 科 目 (Item) and 金額 (Amount). Rows include 流動資産, 負債合計, 純資産合計, etc.

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲) 左記のとおりです。
(乙) 計算書類の公告義務はありません。
令和七年三月十日
北九州市八幡西区香月西三丁目二番一
二号
北九州市八幡西区香月西三丁目二番一
二号
株式会社ゆう美
代表取締役 金井 勇美

第48期決算公告

令和7年3月10日
広島県尾道市長原二丁目160番地の8
山陽興業株式会社

代表取締役 徳山 可之

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在)

Table with 2 columns: 科 目 (Item) and 金額 (Amount). Rows include 流動資産, 負債合計, 純資産合計, etc.

第44期決算公告

令和7年3月10日

鹿児島県霧島市串人町眞孝342番地3
株式会社永友

(旧商号 有限会社永友釣具店)
代表取締役 瀬戸口健一

貸借対照表の要旨 (令和6年1月31日現在)

Table with 2 columns: 科 目 (Item) and 金額 (Amount). Rows include 流動資産, 負債合計, 純資産合計, etc.

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲) 左記のとおりです。
(乙) 計算書類の公告義務はありません。
令和七年三月十日
三 鹿児島県霧島市串人町眞孝三四二番地
三 鹿児島県霧島市串人町眞孝三四二番地
三 鹿児島県霧島市串人町眞孝三四二番地
有限会社フイツシングながとも
代表取締役 瀬戸口健一

第11期決算公告

令和7年2月14日

大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋
一丁目1番43号あべのハルカス27階
公益財団法人日本文化教育振興財団

代表理事 中原 忠男

貸借対照表の要旨 (令和6年11月30日現在) (単位:千円)

Table with 2 columns: 科 目 (Item) and 金額 (Amount). Rows include 流動資産, 負債合計, 正味財産合計, etc.

第28期決算公告 令和7年3月10日
 東京都江東区木場二丁目15番12号
 MAビル1階
株式会社アベキャピタル
 代表取締役 阿部 雅英
 貸借対照表の要旨(令和6年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資産部	
流動資産	664,997
固定資産	7,641,984
資産合計	8,306,982
負債及び純資産部	
流動負債	149,982
固定負債	4,296,179
負債合計	3,860,820
株主資本	100,000
利益剰余金	4,675,781
利益準備金	17,385
その他利益剰余金	4,658,396
(うち当期純損失)	(9,216)
自己株式	△914,961
負債・純資産合計	8,306,982

第34期決算公告
 令和7年3月10日
 栃木県宇都宮市元今泉二丁目27番9号
株式会社プランツ
 代表取締役 末長 知子
 貸借対照表の要旨
 (令和6年10月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資産部	
流動資産	34,730
固定資産	197,526
資産合計	232,256
負債及び純資産部	
流動負債	181,632
固定負債	25,586
負債合計	25,038
株主資本	16,000
利益剰余金	9,038
利益準備金	9,038
その他利益剰余金	(2,320)
(うち当期純利益)	
負債・純資産合計	232,256

資本金の額の減少公告
 当社は、資本金の額を六百万円減少し一千万円とすることにいたしました。
 効力発生日は令和七年四月十五日であり、株主総会の決議は、令和七年一月三十一日に終了しております。
 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
 なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
 令和七年三月十日
 栃木県宇都宮市元今泉二丁目二七番九号
 株式会社プランツ
 代表取締役 末長 知子

第11期決算公告 令和7年3月10日
 東京都新宿区新宿三丁目27番10号
武蔵野エンタテインメント株式会社
 代表取締役 河野 義勝
 貸借対照表の要旨(令和6年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資産部	
流動資産	16,155
固定資産	516
資産合計	16,671
負債及び純資産部	
流動負債	△819
固定負債	427,500
負債合計	426,681
株主資本	△410,010
利益剰余金	5,000
利益準備金	△415,010
その他利益剰余金	△415,010
(うち当期純損失)	(18,992)
純資産合計	△410,010
負債・純資産合計	16,671

第34期決算公告
 令和7年3月10日
 埼玉県川口市上青木一丁目21番6号
ベステクス株式会社
 代表取締役 只野 和広
 貸借対照表の要旨
 (令和6年6月30日現在) (単位:円)

科 目	金 額
資産部	
流動資産	4,163,492
固定資産	524,612
資産合計	4,688,104
負債及び純資産部	
流動負債	187,114
固定負債	3,206,000
負債合計	1,294,990
株主資本	40,000,000
利益剰余金	△38,705,010
利益準備金	△38,705,010
その他利益剰余金	(5,198,636)
(うち当期純損失)	
負債・純資産合計	4,688,104

資本金の額の減少公告
 当社は、資本金の額を三千万円減少し一千万円とすることにいたしました。
 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
 なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
 令和七年三月十日
 埼玉県川口市上青木一丁目二一番六号
 ベステクス株式会社
 代表取締役 只野 和広

第76期決算公告
 令和7年3月10日
 兵庫県加古川市東神吉町升田1197番地
日本編物株式会社
 代表取締役 柿坪 正宏
 貸借対照表の要旨(令和6年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資産部	
流動資産	310,967
固定資産	121,045
資産合計	432,013
負債及び純資産部	
流動負債	221,127
固定負債	107,920
負債合計	102,966
株主資本	41,000
利益剰余金	61,966
利益準備金	10,250
その他利益剰余金	51,716
(うち当期純損失)	(44,405)
負債・純資産合計	432,013

合併公告
 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部(甲株式十万株を含む)を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
 (甲) 左記のとおりです。
 (乙) 掲載紙 神戸市内において発行する神戸新聞
 掲載の日付 令和七年二月二十一日
 掲載頁 二十三頁
 令和七年三月十日
 兵庫県加古川市東神吉町升田一一九七番地
 代表取締役 柿坪 正宏
 代表取締役 柿坪 美津子
 (乙) 株式会社ジョイ
 代表取締役 柿坪 美津子
 兵庫県加古川市加古川町栗津七八四番地の一

第40期決算公告
 令和7年3月10日
 岡山市北区吉宗42番地の60
岡北生コンクリート工業株式会社
 代表取締役 近堂 伊世
 貸借対照表の要旨(令和6年4月30日現在) (単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	725	流動負債	1,440
固定資産	3,066	固定負債	1
資産合計		負債合計	2,350
		株主資本	26
		利益剰余金	1,102
		利益準備金	742
		その他利益剰余金	360
		利益準備金	1,222
		その他利益剰余金	6
		(うち当期純利益)	1,216
			(6)
負債・純資産合計	3,791	負債・純資産合計	3,791

新設分割公告
 当社は、新設分割により新設する岡北商事株式会社(住所岡山市北区西崎一丁目五番七号)に対して当社の不動産の賃貸および管理事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。
 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
 なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
 令和七年三月十日
 岡山市北区吉宗四二番地の六〇
 岡北生コンクリート工業株式会社
 代表取締役 近堂 伊世

インターネット版官報
 「インターネット版官報」は、平成十五年七月十五日以降の法律、政令等の官報情報と、平成二十八年四月一日以降の政府調達の官報情報を、PDFデータで無料公開しています。また、直近九十日間の官報情報(本紙、号外、政府調達等)は、全て無料で閲覧できます。
<https://kanpou.rpb.go.jp/>

独立行政法人 国立印刷局

第8期決算公告 令和7年3月10日
 東京都目黒区柿の木坂一丁目24番10号
株式会社ピナイ・インターナショナル
 代表取締役 茂木 哲也
貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)

科	目	金額(千円)
資産の 産部	流動資産	97,862
	固定資産	1,288
	繰上資産	2,161
	資産合計	101,311
負債純 資産 及び の び部	流動負債	85,775
	固定負債	62,515
	繰上負債	△46,978
	資本剰余金	66,800
	利益剰余金	65,800
	その他利益剰余金	△179,578
	その他利益剰余金(うち当期純損失)	△179,578
	負債・純資産合計	101,311

資本金及び準備金の額の減少公告
 当社は、資本金の額を一千七百八十万円、資本準備金の額を一千六百八十万円減少することにいたしました。
 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
 なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
 令和七年三月十日
 東京都目黒区柿の木坂一丁目二四番一〇号
株式会社ピナイ・インターナショナル
 代表取締役 茂木 哲也

第82期決算公告 令和7年3月10日
 東京都中野区上高田1-49-15
株式会社七星科学研究所
 代表取締役 鈴木 崇広
貸借対照表の要旨(令和6年11月30日現在)

科	目	金額(千円)
資産の 産部	流動資産	5,342,804
	固定資産	4,748,444
	繰上資産	24,068
	資産合計	10,115,316
負債純 資産 及び の び部	流動負債	2,702,164
	固定負債	1,950,013
	繰上負債	5,463,139
	資本剰余金	40,000
	利益剰余金	5,423,137
	その他利益剰余金	17,920
	その他利益剰余金(うち当期純損失)	5,405,217
	負債・純資産合計	10,115,316

第54期決算公告
 令和7年3月10日
 大阪市北区梅田一丁目1番3
株式会社ブラザーズ
 代表取締役 細川 正直
貸借対照表の要旨
 (令和6年1月31日現在)(単位:百万円)

科	目	金額
資産の 産部	流動資産	26
	固定資産	121
	繰上資産	
	資産合計	147
負債純 資産 及び の び部	流動負債	0
	固定負債	27
	繰上負債	119
	資本剰余金	84
	利益剰余金	34
	その他利益剰余金	34
	その他利益剰余金(うち当期純利益)	(0)
	負債・純資産合計	147

資本金の額の減少公告
 当社は、資本金の額を七千四百九十七万円減少し一千万円とすることにいたしました。
 効力発生日は令和七年四月十一日であり、株主総会の決議は、令和七年三月十日に予定しております。
 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
 なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
 令和七年三月十日
 大阪市北区梅田一丁目一番三
株式会社ブラザーズ
 代表取締役 細川 正直

決算公告 令和7年3月10日
 東京都渋谷区代々木三丁目32番11号
カーベル株式会社
 代表取締役 阿部 聡
貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)

科	目	金額(千円)
資産の 産部	流動資産	14,408
	固定資産	1,145,935
	繰上資産	
	資産合計	1,160,344
負債純 資産 及び の び部	流動負債	280,429
	固定負債	294,878
	繰上負債	585,036
	資本剰余金	96,000
	利益剰余金	384,000
	その他利益剰余金	384,000
	その他利益剰余金(うち当期純利益)	105,036
	負債・純資産合計	1,160,344

第71期決算公告 令和7年3月10日
 広島県福山市沼隈町大字常石1083番地
備後商船株式会社
 代表取締役 神原 潤
貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科	目	金額(千円)
資産の 産部	流動資産	56,494
	固定資産	87,618
	繰上資産	
	資産合計	144,113
負債純 資産 及び の び部	流動負債	7,913
	固定負債	124,545
	繰上負債	11,655
	資本剰余金	30,000
	利益剰余金	103,271
	その他利益剰余金	65,000
	その他利益剰余金(うち当期純損失)	△121,615
	負債・純資産合計	144,113

資本金の額の減少公告
 当社は、資本金の額を七千五百万円減少し三千万円とすることにいたしました。
 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
 なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
 令和七年三月十日
 広島県福山市沼隈町大字常石一〇八三番地
備後商船株式会社
 代表取締役 神原 潤

第26期決算公告
 2025年3月10日
 福井県坂井市丸岡町小黒第68号12番地
アルテック新材料株式会社
 代表取締役社長 横田 英生
貸借対照表の要旨(2024年11月30日現在)

科	目	金額(千円)
資産の 産部	流動資産	1,126,812
	固定資産	1,955,376
	繰上資産	
	資産合計	3,082,188
負債純 資産 及び の び部	流動負債	2,578,608
	固定負債	680,818
	繰上負債	△177,238
	資本剰余金	100,000
	利益剰余金	△277,238
	その他利益剰余金	△277,238
	その他利益剰余金(うち当期純損失)	(202,845)
	負債・純資産合計	3,082,188

第3期決算公告 令和7年3月10日
 札幌市中央区南二十二条西九丁目2番25-102号
株式会社CSC
 代表取締役 森下 泰行
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資産の 産部	流動資産	25
	固定資産	0
	繰上資産	
	資産合計	25
負債純 資産 及び の び部	流動負債	70
	固定負債	1,466
	繰上負債	△1,510
	資本剰余金	300
	利益剰余金	△1,810
	その他利益剰余金	△1,810
	その他利益剰余金(うち当期純損失)	(2,163)
	負債・純資産合計	25

第46期決算公告 令和7年3月10日
 北海道旭川市東六条九丁目1番14号
北信電子株式会社
 代表取締役 森下 泰行
貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科	目	金額(千円)
資産の 産部	流動資産	43,373
	固定資産	4,719
	繰上資産	
	資産合計	48,092
負債純 資産 及び の び部	流動負債	6,914
	固定負債	35,214
	繰上負債	5,962
	資本剰余金	10,000
	利益剰余金	△4,037
	その他利益剰余金	△4,037
	その他利益剰余金(うち当期純損失)	(2,844)
	負債・純資産合計	48,092

合併公告
 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。
 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
 なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
 令和七年三月十日
 北海道旭川市東六条九丁目一番一四号
 (甲)北信電子株式会社
 代表取締役 森下 泰行
 札幌市中央区南二十二条西九丁目二番二五-1-102号
 (乙)株式会社CSC
 代表取締役 森下 泰行

第15期決算公告

令和7年3月10日

東京都千代田区内幸町二丁目2番2号
セブンスीडアドバイザーズ株式会社内
株式会社紀の国坂管理
代表取締役 後藤 亮太

貸借対照表の要旨 (令和6年6月30日現在) (単位:千円)

Table with 4 columns: 科目, 目, 金額, 目, 金額. Rows include 流動資産, 固定資産, 負債, 純資産, 資産合計, 負債・純資産合計.

代表社員 セブンスीडアドバイ
ザーズ株式会社
職務執行者 米倉 稔

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部
を承継して存続し乙は解散することにいたし
ました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公
告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さ
い。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のと
おりです。

(甲) 左記のとおりです。
(乙) 計算書類の公告義務はありません。
令和7年3月10日

東京都千代田区内幸町二丁目二番二号セ
ブンスीडアドバイザーズ株式会社内
(甲) 株式会社紀の国坂管理
代表取締役 後藤 亮太

第2期決算公告

令和7年3月10日

東京都港区海岸三丁目18番21号

株式会社medii

代表取締役 植木 篤

貸借対照表の要旨 (令和6年1月31日現在)

Table with 3 columns: 科目, 目, 金額(円). Rows include 流動資産, 資産合計, 流動負債, 負債合計, 株主資本, 純資産合計, 負債・純資産合計.

第7期決算公告

令和7年3月10日

東京都港区海岸三丁目18番21号

株式会社totonou

代表取締役 寺本 光宏

貸借対照表の要旨 (令和6年11月30日現在)

Table with 3 columns: 科目, 目, 金額(円). Rows include 流動資産, 資産合計, 流動負債, 負債合計, 株主資本, 純資産合計, 負債・純資産合計.

代表取締役 寺本 光宏
東京都港区海岸三丁目一八番二二二号
(甲) 株式会社totonou
代表取締役 寺本 光宏
(乙) 株式会社medii
代表取締役 植木 篤

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部
を承継して存続し乙は解散することにいたし
ました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公
告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さ
い。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおり
です。

第13期決算公告

令和7年3月10日

福岡市東区青葉四丁目7番1号

株式会社ライフワーク

代表取締役 増田 貴久

貸借対照表の要旨 (令和6年4月30日現在)

Table with 3 columns: 科目, 目, 金額(千円). Rows include 流動資産, 資産合計, 流動負債, 負債合計, 株主資本, 純資産合計, 負債・純資産合計.

第10期決算公告

令和7年3月10日

福岡市東区青葉四丁目7番1号

株式会社ぼちっとかんぱにー

代表取締役 増田 貴久

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在)

Table with 3 columns: 科目, 目, 金額(千円). Rows include 流動資産, 資産合計, 流動負債, 負債合計, 株主資本, 純資産合計, 負債・純資産合計.

代表取締役 増田 貴久
福岡市東区青葉四丁目七番一七号
(甲) 株式会社ぼちっとかんぱにー
代表取締役 増田 貴久
(乙) 株式会社ライフワーク
代表取締役 増田 貴久

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部
を承継して存続し乙は解散することにいたし
ました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公
告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さ
い。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおり
です。

第2期決算公告

令和7年3月10日

東京都中央区入船一丁目2番1号

株式会社I&A

代表取締役 柳川 哲也

貸借対照表の要旨 (令和6年10月31日現在)

Table with 3 columns: 科目, 目, 金額(千円). Rows include 流動資産, 資産合計, 流動負債, 負債合計, 株主資本, 純資産合計, 負債・純資産合計.

第2期決算公告

令和7年3月10日

東京都中央区入船一丁目2番1号

PMO八丁堀IV10F

株式会社REABILITY

代表取締役 鈴木 真史

貸借対照表の要旨 (令和6年10月31日現在)

Table with 3 columns: 科目, 目, 金額(千円). Rows include 流動資産, 資産合計, 流動負債, 負債合計, 株主資本, 純資産合計, 負債・純資産合計.

代表取締役 柳川 哲也
東京都中央区入船一丁目二番一七号PM
O八丁堀IV一〇F
(甲) 株式会社REABILITY
代表取締役 鈴木 真史
(乙) 株式会社I&A
代表取締役 柳川 哲也

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部
を承継して存続し乙は解散することにいたし
ました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公
告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さ
い。
なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおり
です。

第2期決算公告

令和7年3月10日
東京都中央区入船1-2-1
PMO八丁堀IV
株式会社LEGAME
代表取締役 鈴木 大輔
貸借対照表の要旨(令和6年10月31日現在)

Table with 3 columns: 科, 目, 金額(千円). Rows include 資産部 (流動資産, 固定資産, 資産合計) and 負債純資産及び部 (流動負債, 固定負債, 負債合計, 株主資本, 剰余金, 純資産合計).

第2期決算公告

令和7年3月10日
東京都中央区日本橋久松町9番9号
株式会社Knowledge Technologies
代表取締役 鈴木 大輔
貸借対照表の要旨(令和6年10月31日現在)

Table with 3 columns: 科, 目, 金額(千円). Rows include 資産部 (流動資産, 固定資産, 資産合計) and 負債純資産及び部 (流動負債, 固定負債, 負債合計, 株主資本, 剰余金, 純資産合計).

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。
令和7年3月10日
東京都中央区日本橋久松町九番九号
(甲) 株式会社Knowledge Technologies
代表取締役 鈴木 大輔
東京都中央区入船1-2-1 PMO八丁堀IV
(乙) 株式会社LEGAME
代表取締役 鈴木 大輔

第3期決算公告

令和7年3月10日
大阪府泉佐野市高松東一丁目10番37号
泉佐野センタービル5階
株式会社シンフク
代表取締役 鶴田 卓也
貸借対照表の要旨(令和6年4月30日現在)

Table with 3 columns: 科, 目, 金額(千円). Rows include 資産部 (流動資産, 固定資産, 資産合計) and 負債純資産及び部 (流動負債, 固定負債, 負債合計, 株主資本, 剰余金, 純資産合計).

第6期決算公告

令和7年3月10日
奈良県橿原市中曾司町194番地の6、2階
株式会社鶴
代表取締役 鶴田 卓也
貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

Table with 3 columns: 科, 目, 金額(千円). Rows include 資産部 (流動資産, 固定資産, 資産合計) and 負債純資産及び部 (流動負債, 固定負債, 負債合計, 株主資本, 剰余金, 純資産合計).

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和7年3月10日
奈良県橿原市中曾司町一九四番地の六、二階
(甲) 株式会社鶴
代表取締役 鶴田 卓也
大阪府泉佐野市高松東一丁目一〇番三七号泉佐野センタービル五階
(乙) 株式会社シンフク
代表取締役 鶴田 卓也

第16期決算公告

令和7年3月10日
東京都港区三田一丁目6番3号
株式会社フューチャー1Tアーキテクト
代表取締役 渡邊 聡弘
貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)

Table with 3 columns: 科, 目, 金額(千円). Rows include 資産部 (流動資産, 固定資産, 資産合計) and 負債純資産及び部 (流動負債, 固定負債, 負債合計, 株主資本, 剰余金, 純資産合計).

第19期決算公告

令和7年3月10日
東京都千代田区九段南三丁目9番11号
株式会社フィナンシャルブレイズ
代表取締役 渡邊 聡弘
貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)

Table with 3 columns: 科, 目, 金額(千円). Rows include 資産部 (流動資産, 固定資産, 資産合計) and 負債純資産及び部 (流動負債, 固定負債, 負債合計, 株主資本, 剰余金, 純資産合計).

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和七年四月十一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年二月二十日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和7年3月10日
東京都千代田区九段南三丁目九番一十一号
(甲) 株式会社フィナンシャルブレイズ
代表取締役 渡邊 聡弘
東京都港区三田一丁目六番三十三号
(乙) 株式会社フューチャー1Tアーキテクト
代表取締役 渡邊 聡弘

第59期決算公告

令和7年3月10日
大分県日田市隈二丁目2番36号
マルマタ林業株式会社
代表取締役 合原真知子
貸借対照表の要旨(令和6年3月31日現在)

Table with 3 columns: 科, 目, 金額(千円). Rows include 資産部 (流動資産, 固定資産, 資産合計) and 負債純資産及び部 (流動負債, 固定負債, 負債合計, 株主資本, 剰余金, 純資産合計).

第6期決算公告

令和7年3月10日
大分県日田市隈二丁目2番36号
マルマタ地熱株式会社
代表取締役 合原 幹知
貸借対照表の要旨(令和6年3月31日現在)

Table with 3 columns: 科, 目, 金額(千円). Rows include 資産部 (流動資産, 固定資産, 資産合計) and 負債純資産及び部 (流動負債, 固定負債, 負債合計, 株主資本, 剰余金, 純資産合計).

吸収分割公告
左記会社は吸収分割して、甲は乙の事業に関する権利義務の一部である地熱発電等再生を承継させることにいたしました。乙はこれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和7年3月10日
大分県日田市隈二丁目二番三六号
(甲) マルマタ地熱株式会社
代表取締役 合原 幹知
大分県日田市隈二丁目二番三六号
(乙) マルマタ林業株式会社
代表取締役 合原真知子

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第47期決算公告

令和7年3月10日

石川県金沢市鞍月四丁目22番地

株式会社セイダイ

代表取締役 田中 陽子

貸借対照表の要旨(令和6年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資産部	流動資産	285,341
	固定資産	158,869
	合計	444,210
負債純資産及び部	流動負債	290,875
	固定負債	—
	資本剰余金	153,334
	利益剰余金	10,000
	その他利益剰余金	143,334
	(うち当期純利益)	143,334
	合計	444,210

合併公告
左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散すること
にいたしました
この合併に對し異議のある債権者は、本公告
掲載の日から一箇月以内にお申し出下さい
なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりで
す。

令和七年三月十日
石川県金沢市鞍月四丁目二番地
株式会社(甲)セイダイ
代表取締役 田中 陽子

石川県金沢市大友一丁目一〇番地
株式会社(乙)グリスマデザイン株式会社
代表取締役 大島 史年

石川県金沢市大友一丁目一〇番地
株式会社(丙)セイダイハウジングミライロ株式会社
代表取締役 大島 史年

第5期決算公告

令和7年3月10日

石川県金沢市大友一丁目100番地

セイダイハウジングミライロ株式会社

代表取締役 大島 史年

貸借対照表の要旨(令和6年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資産部	流動資産	136,023
	固定資産	38,426
	合計	174,449
負債純資産及び部	流動負債	190,150
	固定負債	—
	資本剰余金	△15,700
	利益剰余金	5,000
	その他利益剰余金	△20,700
	(うち当期純損失)	△20,700
	合計	174,449

第5期決算公告

令和7年3月10日

石川県金沢市大友一丁目100番地

グリスマデザイン株式会社

代表取締役 大島 史年

貸借対照表の要旨(令和6年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資産部	流動資産	49,760
	固定資産	1,927
	合計	51,688
負債純資産及び部	流動負債	105,153
	固定負債	—
	資本剰余金	△53,465
	利益剰余金	5,000
	その他利益剰余金	△58,465
	(うち当期純損失)	△58,465
	合計	51,688

第72期決算公告

令和7年3月10日

富山市新桜町2番地24

株式会社富山ファイナンス

代表取締役 田中 豊

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資産部	流動資産	753,406
	固定資産	21,295,463
	合計	22,048,869
負債純資産及び部	流動負債	10,934,337
	固定負債	2,209,932
	資本剰余金	3,849,496
	利益剰余金	10,000
	その他利益剰余金	3,839,496
	(うち当期純利益)	2,500
	評価・換算差額等	3,836,996
合計	22,048,869	

第23期決算公告

令和7年3月10日

名古屋市千代田区椿町21番2号

株式会社未来ケアカレッジ

代表取締役 依田 雅

貸借対照表の要旨(令和6年10月31日現在)

科	目	金額(千円)
資産部	流動資産	63,941
	固定資産	1,000
	合計	64,941
負債純資産及び部	流動負債	57,228
	固定負債	—
	資本剰余金	7,713
	利益剰余金	10,000
	その他利益剰余金	5,000
	(うち当期純損失)	5,000
	合計	64,941

第9期決算公告

令和7年3月10日

大阪府大阪市北区梅田2-2-2ヒルトン

プラザウエストオ フィスタワー19階

株式会社メディアベース

代表取締役 山路 規夫

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(円)
資産部	流動資産	49,974,140
	固定資産	52,140,752
	合計	102,114,892
負債純資産及び部	流動負債	15,213,928
	固定負債	65,268,000
	資本剰余金	21,632,964
	利益剰余金	4,000,000
	その他利益剰余金	17,632,964
	(うち当期純利益)	17,632,964
	純資産合計	21,632,964
負債・純資産合計	102,114,892	

第26期決算公告

令和7年3月10日

新潟県燕市八王寺2482番地

株式会社プロスター

代表取締役 小西 貴博

貸借対照表の要旨

(令和6年6月20日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資産部	流動資産	2,227
	固定資産	157
	合計	2,384
負債純資産及び部	流動負債	77
	固定負債	0
	資本剰余金	2,307
	利益剰余金	10,000
	その他利益剰余金	△7,692
	(うち当期純利益)	△7,692
	合計	2,384

第8期決算公告

令和7年3月10日

新潟県燕市八王寺2482番地

株式会社アクロス

代表取締役 坂井 広

貸借対照表の要旨

(令和6年12月20日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資産部	流動資産	99,687
	固定資産	30
	合計	99,717
負債純資産及び部	流動負債	5,080
	固定負債	55,826
	資本剰余金	38,811
	利益剰余金	1,000
	その他利益剰余金	37,811
	(うち当期純損失)	37,811
	合計	99,717

第51期決算公告

令和7年3月10日

長崎県諫早市栄町1番10号

小林友の会株式会社

代表取締役 小林 靖明

貸借対照表の要旨

(令和6年10月31日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資産部	流動資産	41,043
	固定資産	2,740
	合計	43,783
負債純資産及び部	流動負債	20,026
	固定負債	23,757
	資本剰余金	20,000
	利益剰余金	3,757
	その他利益剰余金	3,757
	(うち当期純損失)	(105)
	合計	43,783

発行所 〒100-5184 東京都港区虎ノ門二丁目
 二番三番号 独立行政法人国立印刷局
 電話 03(3587)4294
 定価 一ヵ月、六四一円(本体一、五二〇円)
 本号一部 五七二円(本体一、五二〇円)
 (配) 送料 五二〇円(別)